



第三次 川越市

環境

基本計画



川越市 緑の 基本計画

平成28年3月改定版



あ い さ つ



本市では、豊かな自然環境や地域を特色づける歴史的文化的遺産を継承し、次の世代に引き継いでいくため、平成18年9月に「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」を施行するとともに、平成19年3月には「第二次川越市環境基本計画」を策定し、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

また、平成20年3月に都市緑地法に基づいて本市全域における緑の将来あるべき姿と、それを実現するための施策を示した「川越市緑の基本計画改定版」を策定し、緑に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

しかし、両計画の策定から月日が経過し、この間、本市の環境を取り巻く状況は、大きく変化しているところです。

国においては、東日本大震災を踏まえた「第四次環境基本計画」が平成24年4月に閣議決定されました。国際的な動向に目を向けますと、平成27年末にフランスのパリで開かれた気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択されたところです。

このたび、「第二次川越市環境基本計画」の計画期間が満了を迎え、「川越市緑の基本計画改定版」が短期的な目標年次を迎えることから、これら2つの計画を一冊にまとめ、「第三次川越市環境基本計画」及び「川越市緑の基本計画（平成28年3月改定版）」を策定いたしました。

「第三次川越市環境基本計画」では、5つの環境目標を掲げ、それぞれに「低炭素」、「循環」、「自然共生」、「安全・安心」、「地域づくり・人づくり」というキーワードを設定し、望ましい環境像である「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」の実現を目指します。

また、「川越市緑の基本計画（平成28年3月改定版）」では、「みんなではぐくむ 水と緑と歴史のまち・川越」を基本姿勢として、「緑をまもる」、「緑をつくる」、「緑をはぐくむ」という3つの基本方針を掲げ、緑豊かなまちづくりの実現を目指します。

両計画の策定に当たっては、川越市環境審議会の委員の皆様にも熱心な御審議を賜りました。また、パブリック・コメントやアンケート調査では、市民、事業者の皆様方から貴重な御意見、御提言をお寄せいただきました。心から感謝申し上げます。

今後は、両計画の連携を図り、市民、事業者及び民間団体との協働により、良好な環境の保全・創造と緑の保全・緑地の整備・緑化の推進を一体的に取り組んでまいりたいと存じます。これからも、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

川越市長 川合善明



川越市民憲章

(昭和57年12月1日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。



市の木（かし）



市の花（山吹）



市の鳥（雁）

目 次

第1部 基本的事項	1
第1章 基本的考え方	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の目的	5
2.1 第三次計画について	5
2.2 緑の計画H28改定版について	5
3 計画の期間	5
4 計画の位置付け	6
5 各主体の責務と役割	7
6 計画の構成	8
7 計画の対象	9
7.1 環境基本計画	9
7.2 緑の基本計画	10
第2部 本市を取り巻く状況と課題	11
第2章 川越市の概況	13
1 市の概況	13
2 将来動向	15
2.1 将来人口	15
2.2 土地利用	15
2.3 都市構造の構築	16
2.4 土地利用の方向性	17
第3章 現状と課題	19
1 第二次計画の現状と評価	19
1.1 第二次計画の現状	19
1.2 第二次計画の評価	23
2 緑の計画改定版の現状と評価	24
2.1 緑の計画改定版の実施状況	24
2.2 緑の現況	26
2.3 緑地の現況	28
2.4 緑の計画改定版の評価	32
3 川越市の環境に関するアンケート調査結果の概要	33
3.1 川越市の環境に関するアンケート調査の概要	33
3.2 環境問題への関心度	33
3.3 身のまわりで関心のある環境問題	34
3.4 環境に負担をかけないように実践していること	35
3.5 地域の公園等に対する評価及び緑を守り増やすために望むこと	36
3.6 川越市の環境の点数	37
4 今後の課題	38
4.1 環境基本計画の課題	38
4.2 緑の基本計画の課題	40

第3部 第三次川越市環境基本計画	43
第4章 計画の目標	45
1 望ましい環境像	45
2 環境目標	45
3 施策の体系	48
4 重点施策	50
5 環境指標と目標値について	51
第5章 施策の展開	53
環境目標1	53
1 地球温暖化対策の推進	53
環境目標2	57
2 循環型社会の構築	57
環境目標3	62
3 生物多様性の保全	62
4 貴重な緑の保全	65
5 多様な緑の創出・育成	68
環境目標4	71
6 大気環境の保全	71
7 水環境の保全	74
8 化学物質等の環境リスク対策	78
環境目標5	81
9 歴史と文化を生かした地域づくり	81
10 快適に暮らせるまちづくり	84
11 人づくり・ネットワークづくり	89
第4部 川越市緑の基本計画（平成28年3月改定版）	93
第6章 計画の目標	95
1 計画の基本姿勢	95
2 計画の基本方針	96
2.1 計画の基本方針	96
2.2 都市公園の整備方針	97
2.3 生物多様性の保全方針	97
2.4 特別緑地保全地区について	97
3 計画の目標	98
4 計画の体系と緑の将来像	100
第7章 個別計画	107
基本方針1	107
1 水と緑と農地の保全	108
2 歴史的環境の保全	110

3	生き物の生息・生育空間となる緑の保全	112
基本方針 2		115
4	水と緑のネットワークの形成	116
5	身近で安全・安心な都市公園等の整備	118
6	歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備	120
7	公共施設緑化の推進	122
8	民有地緑化の促進	124
基本方針 3		126
9	緑に親しむきっかけづくり	127
10	水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり	128
第 8 章 地区別計画		129
1	川越市の地区構成	129
2	地区別計画	130
2.1	本庁地区	130
2.2	芳野地区	132
2.3	古谷地区	134
2.4	南古谷地区	136
2.5	高階地区	138
2.6	福原地区	140
2.7	大東地区	142
2.8	霞ヶ関地区	144
2.9	川鶴地区	146
2.10	霞ヶ関北地区	148
2.11	名細地区	150
2.12	山田地区	152
第 5 部 推進体制と進行管理		155
第 9 章 推進体制と進行管理		157
1	計画の推進体制	157
2	計画の進行管理	159
2.1	進行管理の考え方	159
2.2	進行管理のポイント	160
資料編		161
1	策定経過	163
2	環境審議会答申	166
3	市民参加	172
4	川越市良好な環境の保全に関する基本条例	175
5	都市公園の種別	179
6	用語解説	180

中扉について

本市では、毎年6月の「環境月間」に合わせ、市内の小中学生を対象とした「川越市環境月間ポスターコンクール」を実施しています。

平成27年度の入選作品の中から、12点を中扉に掲載しました。

※入選者の学校・学年は、ポスターコンクール実施当時のものです。

中扉①（第1部 基本的事項）

特賞 佐藤麗奈さん（福原小学校2年生）の作品

特賞 中島可蓮さん（富士見中学校3年生）の作品

中扉②（第2部 本市を取り巻く状況と課題）

金賞 高橋ひなたさん（川越小学校1年生）の作品

金賞 水村佳世さん（霞ヶ関東中学校3年生）の作品

中扉③（第3部 第三次川越市環境基本計画）

銀賞 松田晟真さん（今成小学校5年生）の作品

銀賞 飯島萌さん（霞ヶ関東中学校2年生）の作品

中扉④（第4部 川越市緑の基本計画（平成28年3月改定版））

銀賞 矢崎日和さん（川越第一小学校5年生）の作品

銀賞 菅野莉々さん（高階中学校2年生）の作品

中扉⑤（第5部 推進体制と進行管理）

銅賞 平田晋作さん（川越第一小学校6年生）の作品

銅賞 石原杏さん（福原中学校3年生）の作品

中扉⑥（資料編）

銅賞 中鉢晴大郎さん（芳野小学校5年生）の作品

銅賞 森下由芽さん（福原中学校3年生）の作品

環境月間について

昭和47（1972）年6月5日からストックホルムで開催された国連人間環境会議において、毎年6月5日からの1週間を「世界環境週間」とする日本の提案を受け、国連では6月5日を「世界環境デー」と決めました。

日本では、昭和48（1973）年度から平成2（1990）年度までは6月5日からの1週間を「環境週間」とし、平成3年度からは、これまで以上に環境保全に関する国民の意識を高めるため、従来の「環境週間」を拡大して、6月の1箇月間を「環境月間」としました。

また、平成5年11月に制定された環境基本法においては、事業者及び国民の間に広く環境保全についての理解を深めるとともに、積極的に環境保全に関する活動意欲を喚起するため、6月5日を「環境の日」と定め、国や地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされました。

第1部 基本的事項

第1章 基本的考え方

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的
- 3 計画の期間
- 4 計画の位置付け
- 5 各主体の責務と役割
- 6 計画の構成
- 7 計画の対象



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
特賞 佐藤麗奈さん(福原小学校2年生)の作品



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
特賞 中島可蓮さん(富士見中学校3年生)の作品

基本的考え方

1 計画策定の背景

【計画の経緯】

本市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成18年9月に「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」（以下「川越市環境基本条例」といいます。）を制定しました。平成19年3月には、「第二次川越市環境基本計画」（以下「第二次計画」といいます。）を策定し、市民、事業者、民間団体及び市が各主体の責務に応じた役割分担及び協働のもとに、将来の望ましい環境像を実現することを目指し、同計画を総合的かつ計画的に推進してきました。

一方、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地保全等を目的として、都市緑地法（旧都市緑地保全法）に基づき、平成10年3月に「川越市緑の基本計画」（以下「緑の計画」といいます。）を策定しました。平成20年3月には、その改定版である「川越市緑の基本計画改定版」（以下「緑の計画改定版」といいます。）を策定し、さらに都市計画制度によらない公共施設や民有地の緑化、普及・啓発活動等の諸施策により、同計画を総合的かつ計画的に推進してきました。

【環境問題の動向】

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、資源・エネルギーの消費増大、廃棄物の増加、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、騒音・振動などの都市生活型公害*といった問題を生じさせ、環境への負荷を増大させました。さらに、地域での環境問題にとどまらず、地球温暖化*などの地球規模による深刻な環境問題を引き起こした原因とも見なされてきました。近年では、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動によるリスクも課題としてあらわれてきています。

また、都市化の進展に伴い、身近な緑の減少が進行し、生き物の生息・生育空間となる緑の連続性が失われつつあり、都市における動植物種の絶滅や減少、生物多様性*の損失をもたらしています。

【国の環境基本計画】

平成24年4月に閣議決定された国の第四次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会とは、人の健康や生態系*に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加のもとで、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会と定義されています。

*都市生活型公害：特定の工場ではなく、都市の活動や住民の生活に起因する公害。

*地球温暖化：人間の活動に伴い二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象。

*生物多様性：全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

*生態系：あらゆる生き物と、それらを取り巻く大気、水、土等の無機物的な環境とを総合したまとまり（システム）。

【都市緑地法運用指針の改正】

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10、平成22年10月愛知県名古屋市）における決議等を踏まえ、生物多様性の確保のため、平成23年10月に都市緑地法運用指針が改正されました。

また、この改正の参考資料として、「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」が策定され、緑の基本計画の策定または改定時において、目標の設定、計画の実現のための施策など、生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項の提示がされました。

2 計画の目的

第二次計画の計画期間が平成27年度をもって満了となり、緑の計画改定版が平成27年に短期的な目標年次を迎えます。このため、良好な環境の保全・創造と緑の保全・緑地の整備・緑化の推進を一体的に取り組むことが重要であると捉え、「第三次川越市環境基本計画」（以下「第三次計画」といいます。）と「川越市緑の基本計画（平成28年3月改定版）」（以下「緑の計画H28改定版」といいます。）を一冊にまとめ、連携を図ることにより、各種の施策を効果的かつ効率的に推進し、両計画を一体とした進行管理を行います。

2.1 第三次計画について

第三次計画は、第二次計画の現状と課題を踏まえ、上位計画である「第四次川越市総合計画」（以下「第四次総合計画」といいます。）との整合を図りながら、川越市環境基本条例に基づき、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

市民、事業者、民間団体及び市が各主体の責務に応じた役割分担及び協働のもとに、本市の将来の望ましい環境像を実現することを目指します。

2.2 緑の計画H28改定版について

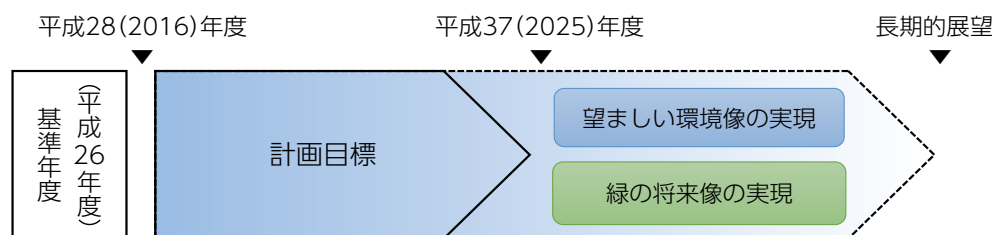
緑の計画H28改定版は、緑の計画改定版に沿って進められてきた緑の保全、緑地の整備、緑化の推進について、社会情勢や市民のニーズの変化を踏まえた上で、各種の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

市民、事業者、民間団体及び市が協働で将来に向けて緑を保全・創出することにより、都市における良好な生活環境を形成していくことを目指します。

3 計画の期間

第三次計画については、平成26年度を基準年度として、目標年度は平成37年度とします。緑の計画H28改定版については、これまで長期的な目標年次を平成34年と設定していましたが、第三次計画との整合を図るため、平成37年度とします。

なお、地球環境や自然環境などの分野を含むため、両計画ともに長期的展望も踏まえた計画とします。また、本市を取り巻く環境や社会状況の変化に応じて、必要な場合は適宜見直しを行います。

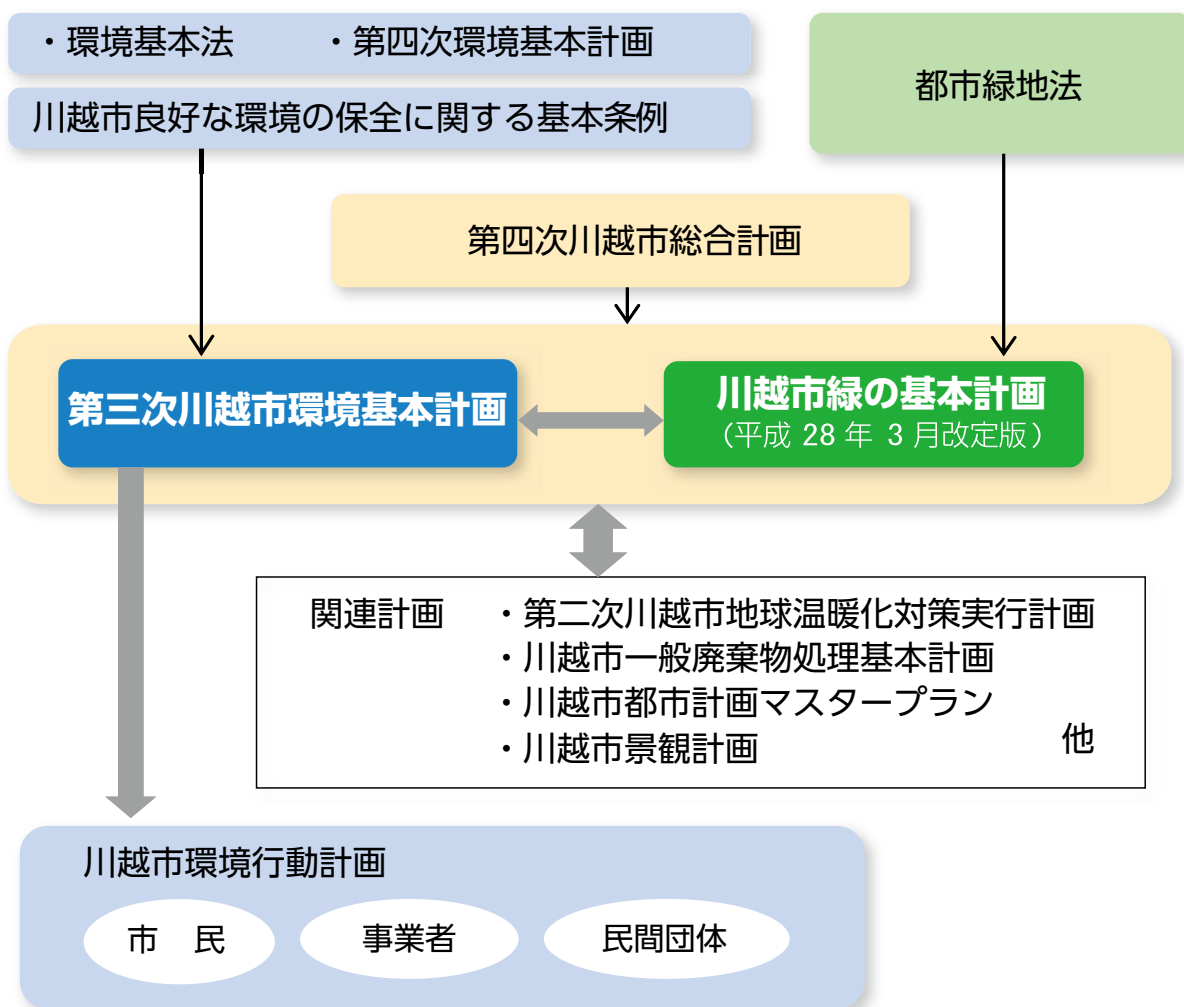


4 計画の位置付け

第三次計画は、川越市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

緑の計画H28改定版は、都市緑地法に基づき、本市の緑とオープンスペース*に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

両計画とも、第四次総合計画を上位計画と位置付けるとともに、第二次川越市地球温暖化対策実行計画、川越市一般廃棄物処理基本計画、川越市都市計画マスタープラン、川越市景観計画などの関連諸計画との整合を図っています。



* オープンスペース：都市の中の建物がない空間のことで、快適性や防災に欠かせないものとして公共的な価値が位置付けられる。

5 各主体の責務と役割

第三次計画では、将来の望ましい環境像や緑の将来像の実現に向けて、市、市民、事業者、民間団体及び滞在者の各主体がそれぞれの役割と責務に応じて行動し、計画を推進していくことが期待されます。

【市】

市は、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務があります。また、計画推進の先導役として、率先して市民、事業者等の模範となるよう、市の事務事業や公共事業、施設管理等において、環境負荷*の低減を実践するとともに、必要な制度の整備等に努めます。

さらに、市は環境の保全及び創造のための広域的な取組が必要な場合は、国及び他の地方公共団体と連携・協力し、計画を推進していきます。

【市民】

市民は、日常生活における環境への負荷を少なくするようライフスタイルの改善が求められています。そのために、環境について学び、理解を深め、良好な環境の保全及び創造のための積極的な行動を実践するよう努める責務があります。

さらに、地域での環境保全活動に主体的に参画することが求められています。

【事業者】

事業者は、環境関連法令に基づく規制基準等を遵守する責務があります。また、業種、規模等に応じて、資材・原料の調達、製造・加工、流通・販売等、事業活動の各段階において、環境負荷の低減を行い、環境配慮型の製品やサービスの開発・販売、社員に対する環境教育及び環境保全活動の奨励、環境保全の取組の公表等を通じて、地域の環境や社会に貢献するように努める責務があります。

【民間団体】

民間団体は、それぞれの団体の特徴を生かした環境の保全及び創造のための活動を自主的かつ積極的に実践するとともに、その活動に伴う環境への負荷の低減に努める責務があります。また、他の団体や市民、事業者等との情報交換に努めるとともに、市との連携を密にし、公益的視点に立った多様な活動を行うことが求められています。

【滞在者】

本市を訪れた観光客及び滞在者は、前述の市民や事業者の役割と同じように、市内での生活や事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境保全及び創造に協力するように努める責務があります。

なお、緑の計画H28改定版についても、緑の将来像の実現に向けて、市が施策を推進するとともに、市民、事業者及び民間団体が主体的かつ積極的に関わっていくことが重要です。それぞれの役割を認識した上で、市民、事業者、民間団体及び市が協働して取り組んでいくことが必要となります。

*環境負荷：汚染に代表されるような、環境に悪影響を与える動きのこと。

6 計画の構成

全体は、5部構成となっています。第1部、第2部及び第5部が2つの計画に共通する事項を示しており、第3部及び第4部でそれぞれの計画を示しています。



*環境指標：環境の状況、環境に対する市などの取組の状況を表すものさし。

*PDCAサイクル：計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のプロセスを順に実施し、改善を次の計画に結び付け、継続的に改善していく手法のこと。

7 計画の対象

7.1 環境基本計画

本計画で対象としている範囲は、次表のとおりです。

地球環境	地球温暖化（資源・エネルギー）、酸性雨、気候変動、その他の地球環境問題 等
生活環境	典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）、都市生活型公害、化学物質、廃棄物、放射性物質 等
自然環境	地形・地盤、動植物、生態系、生き物の生息・生育空間、水辺、田、畑、河川、樹林地、水の循環 等
快適環境	都市の緑化、歴史・文化、景観、交通、自然災害 等



7.2 緑の基本計画

本計画で対象とする緑は、市内全域にわたって存在する樹林地、農地、草地、水辺地や公園緑地等の自然的な環境となっている土地や空間を対象とします。

《緑の概念》

本計画における「緑」の概念については以下のとおりです。

【緑】

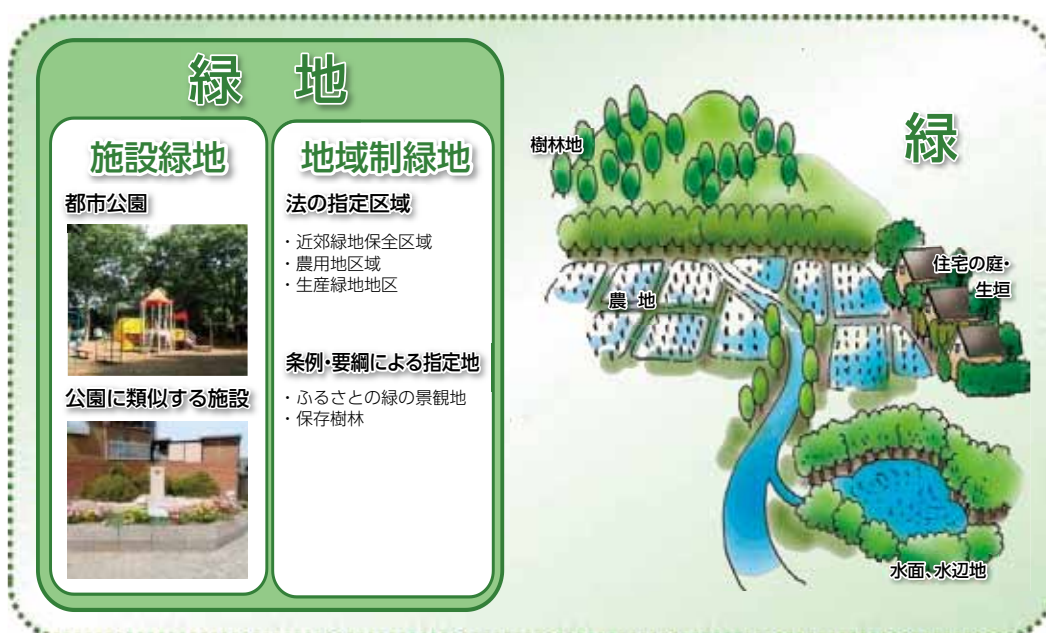
本計画では、樹林地、農地、草地、水辺地や公園緑地等の自然的な環境となっている土地全体を「緑」という用語で表します。具体的には、樹林地や河川・沼等の水辺地、公園、広場、グラウンド、住宅の庭、建物の屋上緑化、壁面緑化、街路樹等を含めた広い意味で用います。

【緑地】

本計画では、前述の「緑」のうち、公園として整備し、また、法律や条例等の指定により保全・活用されるものという意味で「緑地」という用語を用います。

具体的には、都市公園、学校の校庭や植栽地、公共施設の緑化地、市民農園等といった「施設緑地」や、生産緑地地区、近郊緑地保全区域、河川法による指定区域、農業振興地域農用地区域（以下「農用地区域」といいます。）等の法律の指定地のほか、ふるさとの緑の景観地や保存樹林といった条例や要綱による指定地等の「地域制緑地」を指す言葉として用います。

■本計画における緑と緑地の定義についてのイメージ



第2部 本市を取り巻く状況と課題

第2章 川越市の概況

- 1 市の概況
- 2 将来動向

第3章 現状と課題

- 1 第二次計画の現状と評価
- 2 緑の計画改定版の現状と評価
- 3 川越市の環境に関するアンケート調査結果の概要
- 4 今後の課題



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
金賞 高橋ひなたさん(川越小学校1年生)の作品



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
金賞 水村佳世さん(霞ヶ関東中学校3年生)の作品

川越市の概況

1 市の概況

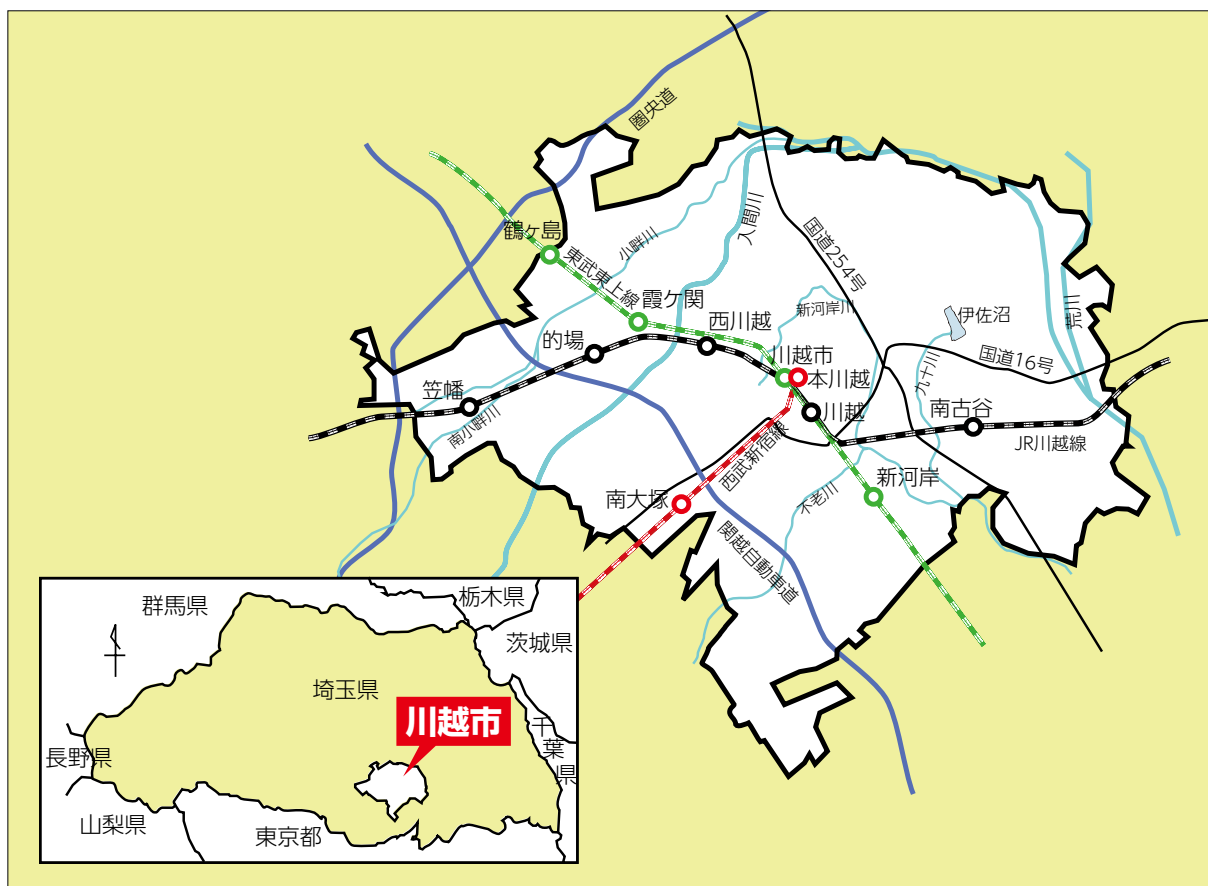
【地勢・位置】

本市は、都心から30km圏内の埼玉県南西部地域に位置しており、古くから城下町として栄え、産業・文化・経済の拠点として発展してきました。平成15年4月には県内初の中核市に移行し、平成27年1月1日現在の人口は349,378人となっています。

本市の地形は、武蔵野台地と呼ばれる台地と、荒川及び入間川沿いの低地に大きく区分されます。市の南部、西部から中央部までが武蔵野台地上にあり、その北東端に中心市街地が位置します。また、入間川右岸の入間川扇状地は、古くからの水田であり、北部及び東部は低層な沖積平野で稲作地帯となっています。

市内には、東武東上線、西武新宿線及びJR川越線の複数の駅が散在しています。鉄道の他にも、市西部を関越自動車道が南北に、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市北部に接して通り、国道16号が東西に、国道254号が南北に抜けています。また、この間を、主要地方道をはじめとする幹線道路が中心市街地から放射線状に伸びる構造を取り、流通拠点としての位置付けを示しています。

■川越市の位置



【歴史・文化】

大正11年に埼玉県下で最初に市制を施行した本市は、大正12年の関東大震災に際しては軽微な被害にとどまったこともあり、市内の随所に貴重な建造物等が残っています。「小江戸」という呼称に代表されるように、歴史や文化が今なお息づいているのも本市の特徴のひとつです。川越の歴史的景観を代表する「一番街」の重厚な蔵造りを連ねる町並みは、江戸時代に物資の集散地として栄え、商業によって発展してきたことをうかがわせており、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けています。また、市内には国・県・市の指定文化財が多く所在しています。



■川越まつりの様子（蔵造りの町並みと山車）

【産業】

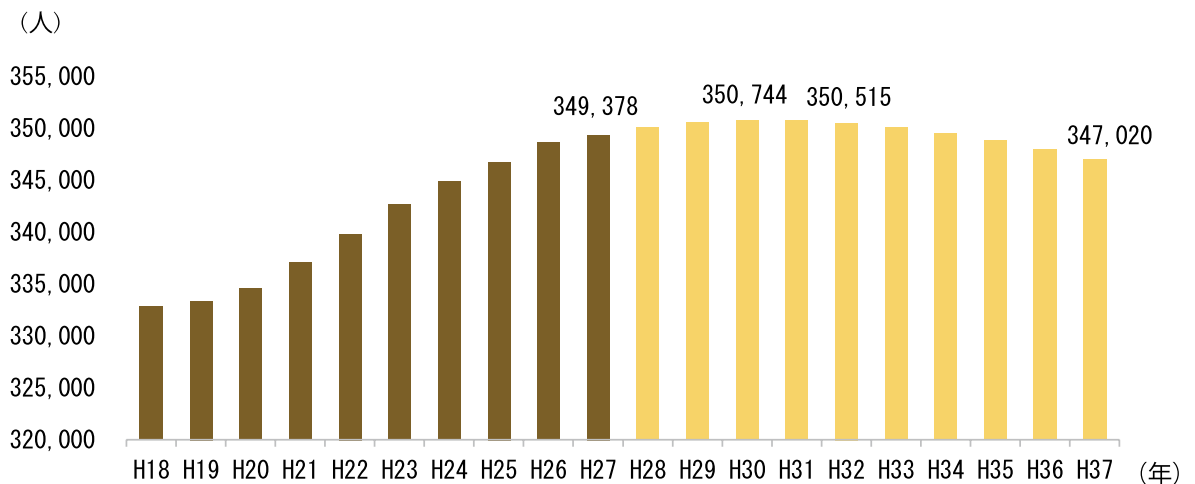
本市の産業は、県南西部地域の中核都市として商業が栄えてきました。計画的な工業団地の整備（川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地、川越第二産業団地等）により、内陸型の工業都市として製造業、流通業などが集積しました。農業については、河川沿いに広大な水田地帯が開けており、経営耕地面積、総農家戸数とも県内の上位を占めています。さらに、川越まつり、小江戸川越春まつり等を中心に、歴史と文化を資源とする観光業も地域の魅力を高めており、平成26年には年間約657万9千人の観光客が訪れました。以上のように、商業・工業・農業・観光業がバランスよく構成された産業構造となっています。

2 将来動向

2.1 将来人口

平成27年1月1日現在の本市の人口は349,378人、世帯数は149,861世帯です。第四次総合計画では、平成37（2025）年の人口を約347,000人と推計していますが、同計画の施策を確実に行うことにより、人口35万人を目指すこととしています。

■人口の推移（各年1月1日）



出典：第四次川越市総合計画（川越市住民基本台帳）
平成28年以降は市推計

2.2 土地利用

第四次総合計画（基本構想）では、次のような土地利用構想の基本的な考え方を示しています。

土地は、全ての市民にとって限られた貴重な資源であり、生活を支え、社会経済活動等を展開する基盤となるものです。

このような認識のもと、自然環境の保全、育成等に努め、歴史や自然と調和のとれた魅力ある都市を目指します。

また、本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進行など、時代の潮流を的確に捉え、安全性、利便性、快適性、そして地域の特性を考慮し、総合的かつ計画的な土地利用を進めていきます。

特に土地の用途を転換する際には、自然や公共の福祉等に十分配慮し、全体として調和のとれた土地利用を図ります。

2.3 都市構造の構築

県南西部地域の拠点都市として、広域的に求心力のある、魅力にあふれ、活力に満ちた都市を目指します。

そのため、本市を取り巻くさまざまな課題に効率的かつ効果的に対応し、社会資本の有効活用を図りながら、都市機能の集約化とネットワーク化を促進することによって、誰もが自由、快適に移動できる質の高い都市として、持続可能な多極ネットワーク型の都市構造*の構築を進めます。

①集約化の促進

歴史的な文化遺産と近代的な都市機能が集約されている地域を「都心核」に、交通条件等によって地域生活の中心として構成されている地域を「地域核」と位置付け、市民生活や都市活動を支えるため、望ましい土地利用の誘導と地域ごとの特性や魅力を生かした都市機能の集約化を目指します。

また、産業の集約している既存工業団地などを「産業拠点」に、市域を取り囲む河川や樹林地、湿地や緑を「緑・アメニティ *拠点」と位置付け、それぞれの役割に応じた活性化を図ります。

(都心核の形成)

本市の中央部に位置する三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区から北部市街地地区に至る中心市街地を「都心核」と位置付けます。

このうち、三駅周辺地区は「都市的活動核」と位置付け、商業や業務などの機能の充実を図ります。また、歴史的な建造物のある北部市街地地区は「歴史・水・緑核」と位置付け、商業、文化、観光等の機能を高めた魅力ある都市空間の形成を図ります。

(地域核の形成)

霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅周辺地域を「地域核」と位置付け、地域社会の経済活動など市民活動の基盤として、個々の特性を生かした市街地の形成を図ります。

(産業拠点の形成)

川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地、川越第二産業団地及び的場地区の工場集約地を「産業拠点」と位置付け、企業の誘致、工場の集約化などにより、産業拠点の形成を図ります。

(緑・アメニティ拠点の形成)

自然豊かな入間川や新河岸川の周辺、大規模な樹林地、伊佐沼周辺などを「緑・アメニティ拠点」と位置付け、潤いある市民生活を支える拠点として活用するため、保全や整備を図ります。

*多極ネットワーク型の都市構造：市の中心的な拠点だけではなく、それ以外にも鉄道駅の周辺などに、人口、産業、行政機能、医療施設等が集約した拠点があり、市の中心的な拠点とそれ以外の拠点及び各拠点間が互いに公共交通等でアクセスできる都市構造のこと。

*アメニティ：快適な環境のこと。生活する場所が、安全、健康的、便利、快適な状況をいう。

②ネットワーク化の促進

市民生活の質や利便性の向上のため、都心核、地域核、各拠点の連携とともに、他都市との広域的な連携を図るなど、ネットワーク化を促進します。

(都心核・地域核・各拠点の連携)

都心核は地域核や各拠点と、地域核は都心核、他の地域核、各拠点との機能の連携を図ります。そのために都市計画道路等の幹線道路整備や公共交通の適正な配置に努め、総合的な交通体系の構築を目指します。

(他都市との連携)

他都市との連携を強化し、広域的な都市活動を円滑にするために、放射状・環状に幹線道路を整備するとともに、公共交通の充実を図ります。

2.4 土地利用の方向性

都市機能の集約化とネットワーク化を基本に「都市的土地利用」及び「自然環境的土地利用」により、総合的かつ計画的にまちづくりを進めます。

また、無秩序な開発を防止し、良好な生活環境の向上を図るための諸施策を実施することにより、適切な土地利用を推進します。

①都市的土地利用

住宅地については、市民生活の質の向上を図るため、誰もが暮らしやすい住環境の整備に努めます。

商業・業務地については、地域の活性化や都市機能の向上を図るため、都心核は広域的、中核的な商業・業務地として、また、地域核は地域特性を踏まえた商業・業務地として、育成や誘導に努めます。

工業地については、生産環境と周辺環境の調和のもと、地域経済の活性化を図り、既存産業の振興や新たな産業の育成に努めます。

公園・緑地等については、人に潤いと安らぎを与えると同時に、生物の貴重な生育空間であることに配慮し、緑やオープンスペースの確保を図ります。

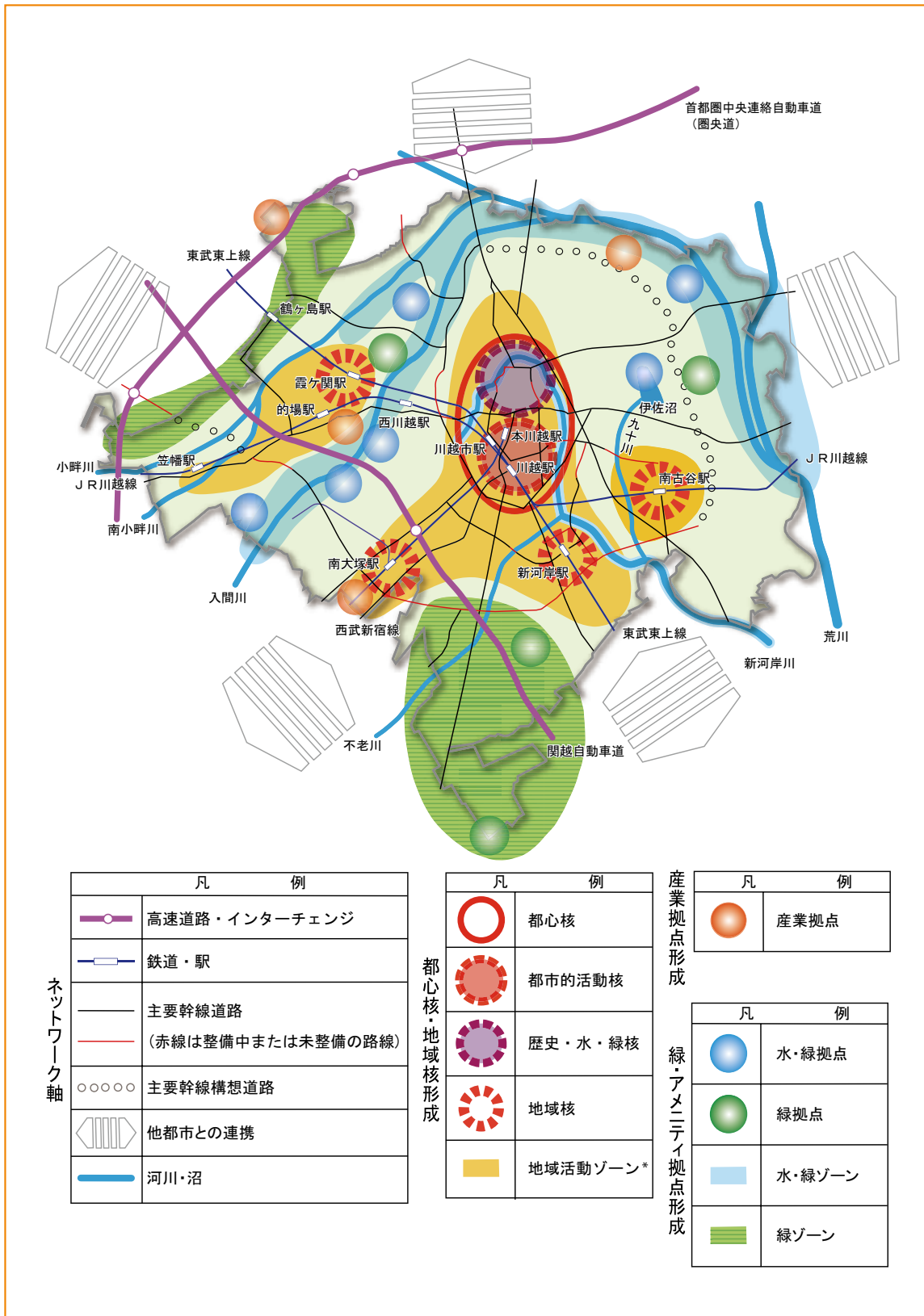
②自然環境的土地利用

農地や周辺の樹林地などについては、無秩序な市街化を防止するとともに、自然環境の保全を図るため計画的な整備を行い、適切に維持管理します。

水辺環境や周辺の樹林地などについては、自然環境を保全し、育む観点から、人と自然とのふれあいの場として、その整備、創出に努めます。

市民生活や都市活動などにより、新たな土地利用を進める場合は、農地や樹林地などの自然環境と生態系を十分考慮し、計画的な土地利用を図ります。

■将来都市構造図



出典：第四次川越市総合計画

* 地域活動ゾーン：快適な都市活動を図るため、鉄道駅を中心とした活動的な市街地を位置付けたもの。

現状と課題

1 第二次計画の現状と評価

1.1 第二次計画の現状

本市においては、環境行政の総合的かつ計画的な推進を図るため、川越市環境基本条例に基づき、平成19年3月に第二次計画を策定しました。

第二次計画では、望ましい環境像である「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」の実現に向けて、5つの環境目標を設定した上で、環境目標に沿った12の施策及び211の具体的取組を示しています。さらに、計画の実効性を確保するため、目標値設定のある30の環境指標と目標値設定をしない29の環境指標との合計59の環境指標を設定しています。

ここでは、①目標値設定のある30の環境指標の達成状況・目標値が未達成の20の環境指標の進捗状況、②目標値設定をしない29の環境指標の進捗状況、③環境目標達成に向けた211の具体的取組の実施状況、といった3つの視点から評価しました。

なお、第二次計画の進捗状況について、本市の環境の現状と環境の保全・創造に関する施策についての実施状況を取りまとめた年次報告書「かわごえの環境」を毎年度発行してきました。

①目標値設定のある30の環境指標の達成状況・目標値が未達成の20の環境指標の進捗状況

目標値設定のある30の環境指標について、平成17年度を基準年度として、平成26年度の実績を基に評価しました。達成した環境指標が10、未達成だった環境指標が20となっており、達成した環境指標は全体の3分の1にとどまっています。

また、目標値が未達成だった20の環境指標については、基準年度である平成17年度の実績と平成26年度の実績を比較した進捗状況を、「進展が見られる」、「横ばい」、「進展が見られない」の3区分に整理しました。

未達成だった環境指標のうち、全体の75％に進展が見られており、おおむね良好に推移していると評価します。

■目標値設定のある30の環境指標の達成状況・目標値が未達成の20の環境指標の進捗状況

施 策		目標値設定のある 30 の環境指標の達成状況			
		達成した 環境指標		未達成の環境指標	
				(再掲) 目標値が未達成の 20 の環境指標の進捗状況	
環境目標 1 地球環境にやさしく環境負 荷の少ない持続可能な地域 社会をつくる	1 地球温暖化対策の推進	1	2	進展が見られる	0
				横ばい	0
				進展が見られない	2
	2 資源循環型地域社会の 形成	0	3	進展が見られる	2
				横ばい	0
				進展が見られない	1
環境目標 2 市民の健康を守り、健やか な暮らしのできる環境を確 保する	3 人と環境にやさしい交 通体系の確立	2	2	進展が見られる	2
				横ばい	0
				進展が見られない	0
	4 化学物質の拡散防止	2	3	進展が見られる	2
				横ばい	1
				進展が見られない	0
	5 身近な水辺環境の保全	2	1	進展が見られる	1
				横ばい	0
				進展が見られない	0
環境目標 3 自然を大切にし、ともに生 き、次の世代に引き継ぐ	6 湧水の復活 (水の循環)	1	2	進展が見られる	1
				横ばい	1
				進展が見られない	0
	7 武蔵野の面影を残す自 然的環境の保全	0	1	進展が見られる	1
				横ばい	0
				進展が見られない	0
	8 身近な生き物の生育環 境の保全・創造	0	0	進展が見られる	0
				横ばい	0
				進展が見られない	0
環境目標 4 歴史と文化を生かし、快適 でうるおいのある都市環境 を創造する	9 歴史的文化的遺産の継承	0	2	進展が見られる	2
				横ばい	0
				進展が見られない	0
	10 都市のうるおいの創造	1	3	進展が見られる	3
				横ばい	0
				進展が見られない	0
環境目標 5 すべての人が環境づくりに 主体的に取り組み、協働す るしくみをつくる	11 環境教育・学習の推進	0	0	進展が見られる	0
				横ばい	0
				進展が見られない	0
	12 協働のしくみづくり・ 人づくり	1	1	進展が見られる	1
				横ばい	0
				進展が見られない	0
目標値設定のある 30 の環境指標の達成状況・ 目標値が未達成の 20 の環境指標の進捗状況		10	20	進展が見られる	15 (75%)
				横ばい	2 (10%)
				進展が見られない	3 (15%)

②目標値設定をしない29の環境指標の進捗状況

目標値設定をしない29の環境指標について、基準年度である平成17年度の実績と平成26年度の実績を比較した進捗状況を、「進展が見られる」、「横ばい」、「進展が見られない」の3区分に整理しました。

進展が見られる指標が16で約55%、進展が見られない指標が11で約38%となっています。全体としては進展が見られる指標が上回っているものの、平成26年度の実績の4割近くが、基準年度である平成17年度より進展が見られないという結果となりました。

■目標値設定をしない29の環境指標の進捗状況

施 策		目標値設定をしない 29 の環境指標の進捗状況	
環境目標 1 地球環境にやさしく環境負荷の少ない持続可能な地域社会をつくる	1 地球温暖化対策の推進	進展が見られる	2
		横ばい	0
		進展が見られない	1
	2 資源循環型地域社会の形成	進展が見られる	0
		横ばい	0
		進展が見られない	0
環境目標 2 市民の健康を守り、健やかな暮らしのできる環境を確保する	3 人と環境にやさしい交通体系の確立	進展が見られる	2
		横ばい	0
		進展が見られない	1
	4 化学物質の拡散防止	進展が見られる	0
		横ばい	0
		進展が見られない	0
	5 身近な水辺環境の保全	進展が見られる	0
		横ばい	0
		進展が見られない	0
環境目標 3 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぐ	6 湧水の復活（水の循環）	進展が見られる	3
		横ばい	1
		進展が見られない	1
	7 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全	進展が見られる	3
		横ばい	0
		進展が見られない	1
	8 身近な生き物の生育環境の保全・創造	進展が見られる	1
		横ばい	1
		進展が見られない	1
環境目標 4 歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造する	9 歴史的文化的遺産の継承	進展が見られる	2
		横ばい	0
		進展が見られない	0
	10 都市のうるおいの創造	進展が見られる	1
		横ばい	0
		進展が見られない	2
環境目標 5 すべての人が環境づくりに主体的に取り組み、協働するしくみをつくる	11 環境教育・学習の推進	進展が見られる	1
		横ばい	0
		進展が見られない	3
	12 協働のしくみづくり・人づくり	進展が見られる	1
		横ばい	0
		進展が見られない	1
目標値設定をしない 29 の環境指標の進捗状況		進展が見られる	16 (55.2%)
		横ばい	2 (6.9%)
		進展が見られない	11 (37.9%)

③環境目標達成に向けた211の具体的取組の実施状況

環境目標達成に向けた211の具体的取組について、基準年度である平成17年度からの実績を確認し、実施状況を「完了」、「順調」、「遅れ」、「未着手」の4区分に整理しました。

完了及び順調が約8割を占めており、おおむね良好に進行していると評価します。

一方、遅れは34で約16%、未着手は9で約4%となっており、全体として約2割の取組について、その原因を検証するとともに見直しを図る必要があります。

■環境目標達成に向けた211の具体的取組の実施状況

施 策		環境目標達成に向けた 211の具体的取組の実施状況				
		施策数	完了	順調	遅れ	未着手
環境目標 1 地球環境にやさしく環境負荷の少ない持続可能な地域社会をつくる	1 地球温暖化対策の推進	23	4	16	2	1
	2 資源循環型地域社会の形成	24	1	22	1	0
環境目標 2 市民の健康を守り、健やかな暮らしのできる環境を確保する	3 人と環境にやさしい交通体系の確立	14	1	12	1	0
	4 化学物質の拡散防止	21	0	21	0	0
	5 身近な水辺環境の保全	16	0	15	0	1
環境目標 3 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぐ	6 湧水の復活（水の循環）	17	0	15	1	1
	7 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全	14	0	8	6	0
	8 身近な生き物の生育環境の保全・創造	13	1	7	5	0
環境目標 4 歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造する	9 歴史的文化的遺産の継承	13	0	12	1	0
	10 都市のうるおいの創造	29	1	18	6	4
環境目標 5 すべての人が環境づくりに主体的に取り組み、協働するしくみをつくる	11 環境教育・学習の推進	15	0	7	8	0
	12 協働のしくみづくり・人づくり	12	3	4	3	2
合 計		211	11	157	34	9
環境目標達成に向けた 211 の具体的取組の実施状況の割合		100%	5.2%	74.4%	16.1%	4.3%

1.2 第二次計画の評価

第二次計画では、望ましい環境像の実現を目指し、各種の施策に取り組んできました。

前述のとおり、①目標値設定のある30の環境指標の達成状況・目標値が未達成の20の環境指標の進捗状況、②目標値設定をしない29の環境指標の進捗状況、③環境目標達成に向けた211の具体的取組の実施状況は、全体としておおむね良好に成果を上げてきましたが、一部に遅れが生じ、引き続き課題となっているものもあります。

主な課題を、環境目標達成に向けた211の具体的取組の実施状況の施策ごとに抽出すると、「7 武蔵野の面影を残す自然的環境の保全」については、市民の森の指定、(仮称)川越市森林公園の整備等の取組が挙げられます。

「8 身近な生き物の生育環境の保全・創造」については、野生生物の分布・生態等に関する調査・研究、外来生物の情報提供等の取組が挙げられます。

「10 都市のうるおいの創造」については、生活空間の緑化、屋上・壁面緑化等の取組が挙げられます。

「11 環境教育・学習の推進」については、環境教育の実践、こどもエコクラブの推進等の取組が挙げられます。

「12 協働のしくみづくり・人づくり」については、アドバイザー制度の活用、高齢者の活用等の取組が挙げられます。

第三次計画では、第二次計画の現状と評価を踏まえ、社会情勢の変化や市民意識の変化等への対応を図り、本市の実情に応じた取組を推進していきます。

2 緑の計画改定版の現状と評価

2.1 緑の計画改定版の実施状況

本市においては、都市緑地法に基づき、都市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画として、平成20年3月に緑の計画改定版を策定しました。

ここでは、便宜的に緑の計画改定版の評価をするため、①重点計画における36項目の取組の実施状況、②個別計画における80項目の取組の実施状況といった2つの視点から、基準年度である平成17年度からの実績を確認し、実施状況を「完了」、「順調」、「遅れ」、「未着手」の4区分に整理しました。

①重点計画における36項目の取組の実施状況

重点計画における36項目の取組の実施状況は、完了及び順調と、遅れ及び未着手が同程度となっており、十分に進んでいるとはいえない状況です。重点計画は緑の基本計画の中でも、先導的な事業であるため、取組が十分に進んでいない原因を検証し、改善を図っていく必要があります。

■重点計画における36項目の取組の実施状況

重点計画	重点計画における 36 項目の取組の実施状況				
	施策数	完了	順調	遅れ	未着手
1 花いっぱい運動の展開	8	2	2	2	2
2 ふれあいの水辺づくり	13	2	7	4	0
3 ふるさとの雑木林づくり	7	0	3	4	0
4 小江戸回廊づくり	8	0	3	5	0
合 計	36	4	15	15	2
重点計画における 36 項目の取組の実施状況の割合	100%	11.1%	41.7%	41.7%	5.6%

②個別計画における80項目の取組の実施状況

個別計画における80項目の取組の実施状況は、完了及び順調と、遅れ及び未着手が同程度となっており、十分に進んでいるとはいえない状況です。取組が十分に進んでいない原因を検証し、改善を図っていく必要があります。財源の確保が困難な状況の中で、より効果的、効率的に施策を推進し、緑を保全・創出していくことが求められています。

■個別計画における80項目の取組の実施状況

個別計画		個別計画における 80 項目の取組の実施状況				
		施策数	完了	順調	遅れ	未着手
1 川越の歴史的環境を形成する水と緑を守る	1) 川越を特徴づける歴史的環境の保全	6	0	4	2	0
	2) 川越の豊かな都市環境の基盤となる水と緑と田園の保全	5	0	1	4	0
	3) 生物生息空間となる緑の保全	9	0	3	5	1
2 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくる	1) 歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備	5	0	3	2	0
	2) 市民の活動拠点・身近な活動空間となる都市公園等の整備	7	0	4	3	0
	3) 歴史がいきづく緑の道なみ・川なみづくりによる水と緑のネットワークの形成	10	1	4	4	1
	4) 市民の安全を守り防災に配慮した安心して利用できる都市公園等の整備	6	0	3	3	0
	5) 緑のまちづくりの拠点となる公共施設の緑化	9	0	5	4	0
	6) 歴史の香る緑の家なみづくり	7	0	2	5	0
3 水と緑のまちを育てる	1) 市民交流を通じた都市緑化の推進	3	0	3	0	0
	2) 緑に関する普及・啓発活動の推進	6	0	4	1	1
	3) 市民・事業者・民間団体・行政の協働による水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり	7	0	2	2	3
合 計		80	1	38	35	6
個別計画における 80 項目の取組の実施状況の割合		100%	1.3%	47.5%	43.8%	7.5%

2.2 緑の現況

平成26年3月末現在、本市における緑の現況面積は5,664.9haで、市域面積の51.9%を占めています。その内訳は「農地、牧草地その他これらに類するもの（以下「農地・牧草地」といいます。）」が3,894.9haで最も多く、次いで「水面・水辺」、「山林・原野その他これらに類するもの（以下「山林・原野」といいます。）」、「公共施設緑地」、「都市公園」、「民間施設緑地」の順となっています。

「農地・牧草地」は市街化区域を取り囲む形でまとまった規模で位置しており、市街化区域内においても、南古谷地区、高階地区、福原地区、大東地区等の市の南部を中心に点在しています。

「山林・原野」は、福原地区、霞ヶ関地区西部、名細地区北部等にまとまった量が分布しており、これらの多くは雑木林です。また、市街化区域内の「山林・原野」は少なく、社寺境内地に見られる程度となっています。

「水面・水辺」は入間川、小畔川が市を取り囲むように流れています。また、東部の古谷地区には、県内最大規模の自然湖沼である伊佐沼が位置しており、ここから九十川が南部に向かって流れています。また、本庁地区を取り囲むように流れる新河岸川をはじめ、多くの河川が市内を流れています。

平成17年からの緑の変化を見ると、全体では306.5haの緑が減少しています。特に「農地・牧草地」が著しく、315.1haが減少しています。その一方、施設緑地である都市公園の整備等により、28.0haの緑が創出されています。

■緑の構成

区 分		平成 26 年 3 月 面積 (ha)	平成 17 年 3 月 面積 (ha)	増減面積 (ha)
施設緑地	都市公園	161.3	146.0	15.3
	公共施設緑地	162.9	152.4	10.5
	民間施設緑地	104.9	102.7	2.2
その他の緑 (地目別)	水面・水辺：河川・池沼・水路・河岸	867.0	884.9	-17.9
	山林・原野その他これらに類するもの	473.9	475.4	-1.5
	農地・牧草地その他これらに類するもの	3,894.9	4,210.0	-315.1
緑の現況量 総計		5,664.9	5,971.4	-306.5
市域（10,916.0ha）に対する割合		51.9%	54.7%	-2.8%

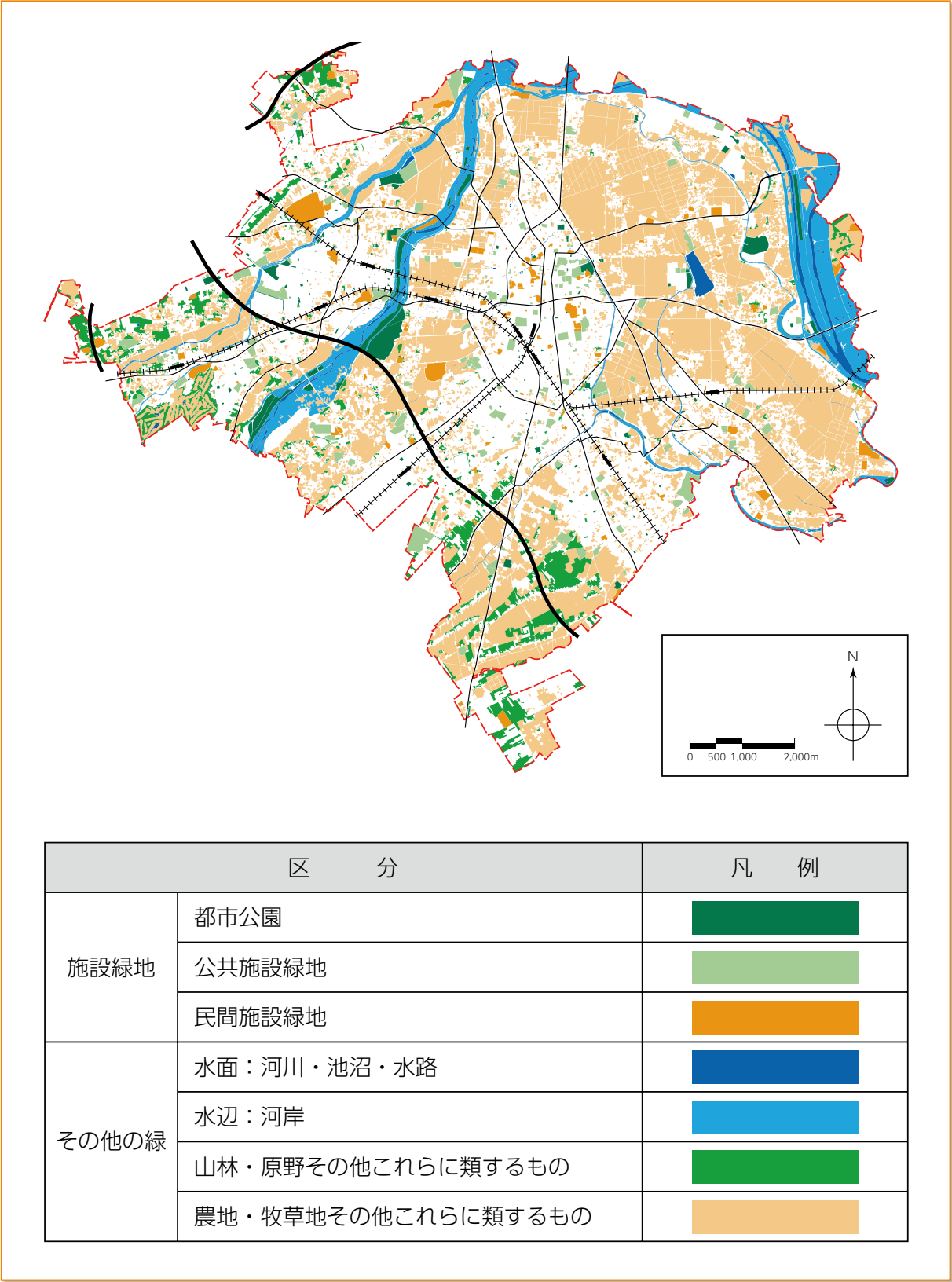
※ 緑の現況調査方法について

空中写真のオルソ画像より、「緑被率標準調査マニュアル」（東京都環境保全局）に基づき、緑被等抽出（樹木地、草地、農地、裸地、水面）を行い、施設緑地では自然面（樹木地、雑草地、農地、裸地、水面）を緑地面積とし、その他の緑は、緑被地を地目別に水面・水辺・農地に分類し、山林・原野については、民有林・保存樹林等を含むまとまりのある緑被地を対象とした。

※ 市の面積について

国土地理院が公表した全国都道府県市区町村別面積調（平成26年10月1日時点）によると川越市の面積は109.13km²に変更となった。しかし、本データは平成26年3月末時点のものであるため、従来の109.16 km²を採用して計算した。

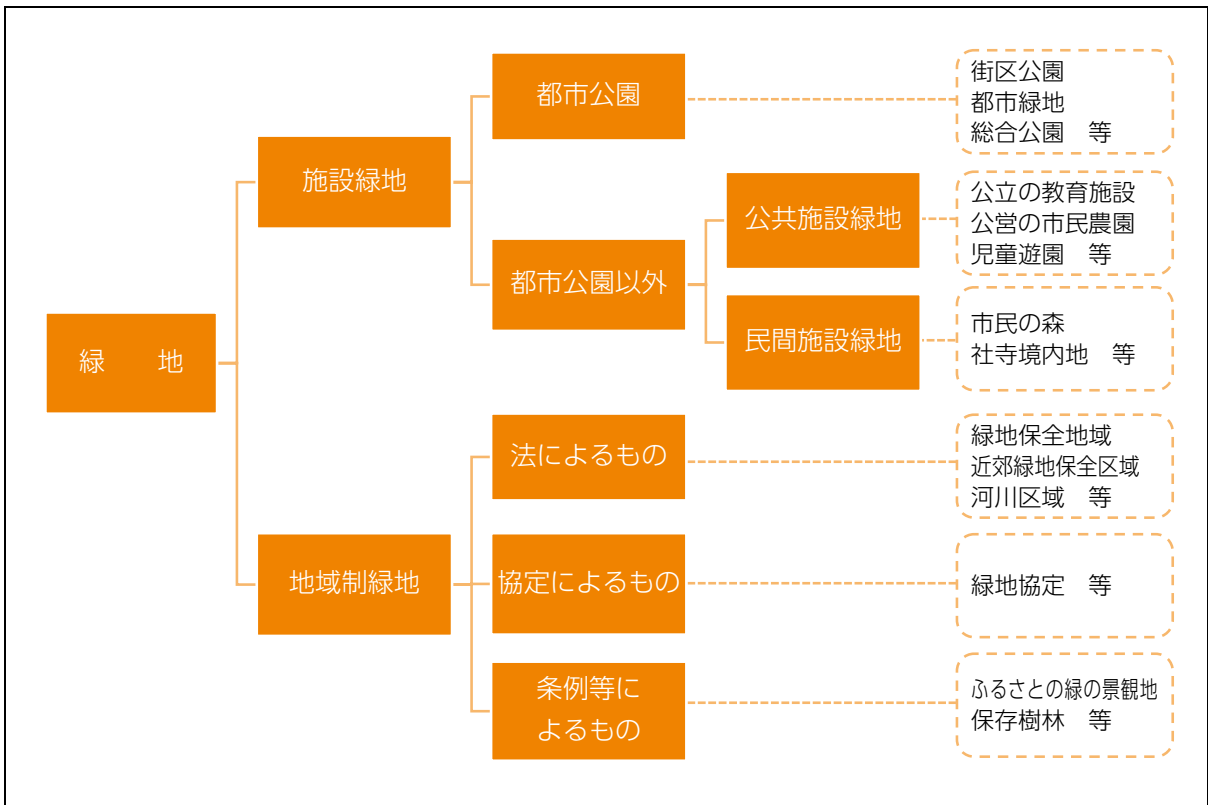
緑の現況図



2.3 緑地の現況

緑地の分類と現況（平成26年3月末現在）については、以下のとおりです。

■緑地の分類



①施設緑地の現況

1) 都市公園

都市公園の整備状況は、都市計画区域内全体で298箇所（平成17年から121箇所増）、161.3ha整備されており、市民1人当たりの都市公園面積は、4.6㎡（平成17年から0.2㎡増）となっています。

主な公園としては、川越運動公園（運動公園）、初雁公園（運動公園）、御伊勢塚公園（地区公園）、伊佐沼公園（風致公園）、安比奈親水公園（都市緑地）、仙波河岸史跡公園（歴史公園）、川越公園（総合公園：県営）等が挙げられます。

■都市公園の種別ごとの整備状況（平成26年3月末現在）

種 別			市街化区域※		都市計画区域	
			整備量		整備量	
			箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	152	20.6	254	26.2
		近隣公園	5	7.0	6	9.2
		地区公園	1	4.4	1	4.4
	都市基幹公園	総合公園	1	39.6	2	41.7
		運動公園	1	4.5	2	18.0
特殊公園		風致公園	0	0.0	1	2.9
		動植物公園	0	0.0	0	0.0
		歴史公園	2	1.0	3	2.3
		墓園	0	0.0	0	0.0
		その他	0	0.0	0	0.0
広場公園			1	0.1	1	0.1
広域公園			0	0.0	0	0.0
緩衝緑地			1	1.2	1	1.2
都市緑地			4	4.0	27	55.3
緑道			0	0.0	0	0.0
都市林			0	0.0	0	0.0
国の設置によるもの			0	0.0	0	0.0
都市公園計			168	82.4	298	161.3

※市街化区域は隣接を含む

資料：公園整備課

2) 公共施設緑地

公共施設緑地は、公立の教育施設、公営の市民農園、児童遊園等が挙げられます。総面積は、162.9haです。平成17年と比較すると、10.5ha増加しています。

3) 民間施設緑地

民間施設緑地は、社寺境内地、公開している民有林（市民の森等）等が挙げられます。総面積は、104.9haです。平成17年と比較すると、2.2ha増加しています。

②地域制緑地の現況

地域制緑地の指定状況は、以下のとおりです。

平成17年と比較すると、農用地区域が49.0ha、生産緑地地区が19.1ha減少し、保存樹林が1.8ha増加しています。

■地域制緑地の指定状況（平成26年3月末現在）

区 分	面積 (ha)	備 考
生産緑地地区	142.2	都市計画課資料
近郊緑地保全区域	512.9	環境政策課資料
農用地区域	2,387.0	農政課資料
河川区域	985.0	緑地現況図
天然記念物	(8箇所)	文化財保護課資料
史跡	4.8	文化財保護課資料（河越館跡のみ）
ふるさとの緑の景観地	48.0	環境政策課資料
保存樹林	45.9	環境政策課資料

③緑地の総量

本市における緑地の総量は、3,939.7haとなり、市全体で36.1%を占めています。平成17年と比較すると、面積で101.9ha、割合で0.9%減少しています。

■施設緑地及び地域制緑地の現況量（平成26年3月末現在）

区 分	面積 (ha)
施設緑地	都市公園
	公共施設緑地
	民間施設緑地
	施設緑地小計
	施設緑地間の重複
	施設緑地合計
地域制緑地	近郊緑地保全区域
	生産緑地地区
	その他法等によるもの※
	地域制緑地小計
	地域制緑地間の重複
	地域制緑地合計
施設・地域制緑地間の重複	
緑地現況量	
市域（10,916.0ha）に対する割合	

※ その他法等によるもの

農用地区域、河川区域、史跡、保存樹林、ふるさとの緑の景観地

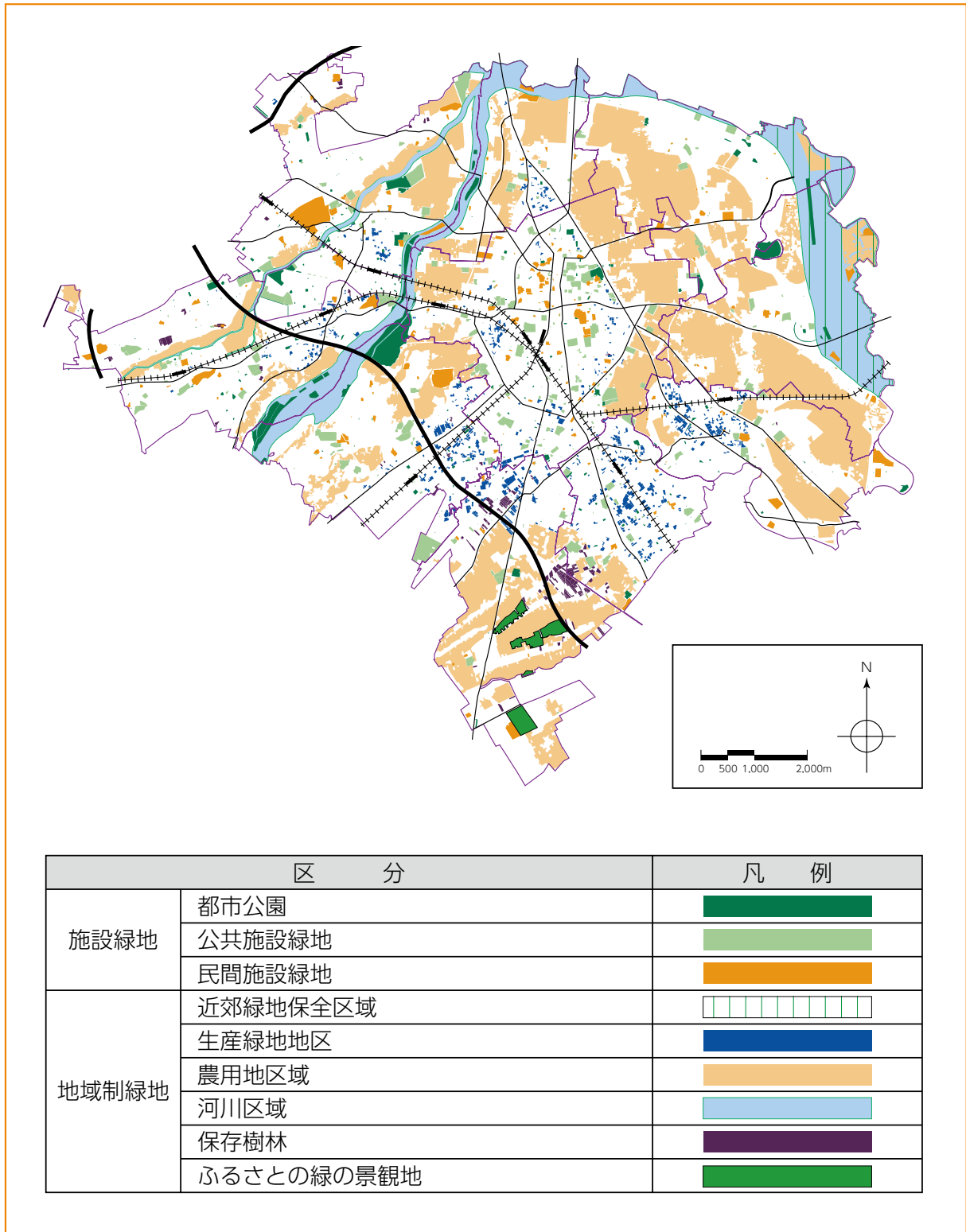
※ 緑地の総量調査方法について

施設緑地は緑の現況調査と同様で、地域制緑地は各課の資料をもとに卓上積み上げを行い、重複部分を計測処理した。

※ 市の面積について

本データは平成26年3月末時点のものであるため、従来の109.16km²を採用して計算した。

■緑地の現況図



2.4 緑の計画改定版の評価

緑の計画改定版では、計画の基本姿勢を「みんなではぐくむ 水と緑と歴史のまち・川越」としています。その基本姿勢を先導する計画を「重点計画」として、また、基本方針を実現させるための具体的な計画を「個別計画」として、さらに、地区ごとの緑に関する方針を示す計画を「地区別計画」として構成しました。

重点計画では、「2 ふれあいの水辺づくり」については、池辺公園やなぐわし公園の一部の整備を実施したことなど順調に進みましたが、「1 花いっぱい運動」については、花いっぱいコンテストの開催や市民花壇の設置等が順調に進む一方で、緑化センターの設置など未着手の取組も見られました。

個別計画では、「3.1）市民交流を通じた都市緑化の推進」については、苗木配布をはじめとする緑に関するイベントを開催するなど順調に進みましたが、「1.3）生物生息空間となる緑の保全」や「3.3）市民・事業者・民間団体・行政の協働による水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり」は遅れが目立つだけでなく、未着手の取組も見られました。

また、緑の現況からは、都市公園数は着実に増加しているものの、樹林面積は年々減少していることが分かり、法や条例等で担保された緑をいかに増やしていくかが重要となります。

緑に関する施策をより推進していくためには、計画の中に位置付けられた取組を長期的な視点で捉えて、段階的に進めていく必要があります。また、市だけでなく、市民、事業者及び民間団体との協働による取組が必要不可欠で、それぞれが役割を認識した上で積極的に行動することが重要です。

3 川越市の環境に関するアンケート調査結果の概要

第三次計画及び緑の計画H28改定版の策定に当たり、市民2,000人に対し、川越市の環境及び緑に関するアンケート調査を実施しました。以下にその結果の概要を示します。

※集計は、小数第2位を四捨五入して算出しているため、回答率の合計が100%にならない場合があります。

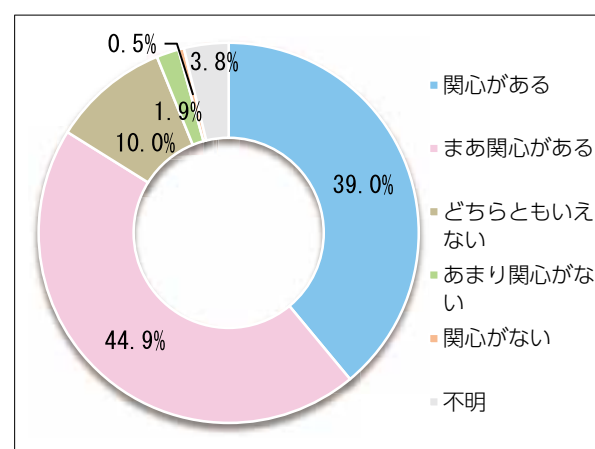
3.1 川越市の環境に関するアンケート調査の概要

対 象 者	20 歳以上の市民の中から無作為に抽出
サ ン プ ル 数	2,000 人 (内訳：男性 1,000 人、女性 1,000 人)
調 査 期 間	平成 26 年 9 月 5 日～ 9 月 19 日
調 査 方 法	調査票の郵送配布・郵送回収
回 収 数 (回 収 率)	844 人 (42.2%)

3.2 環境問題への関心度

市民の環境問題への関心度を見ると、「関心がある」または「まあ関心がある」と回答した割合は合わせて約84%と高く、市民の環境問題への関心の高さがうかがえます。

■環境問題への関心度



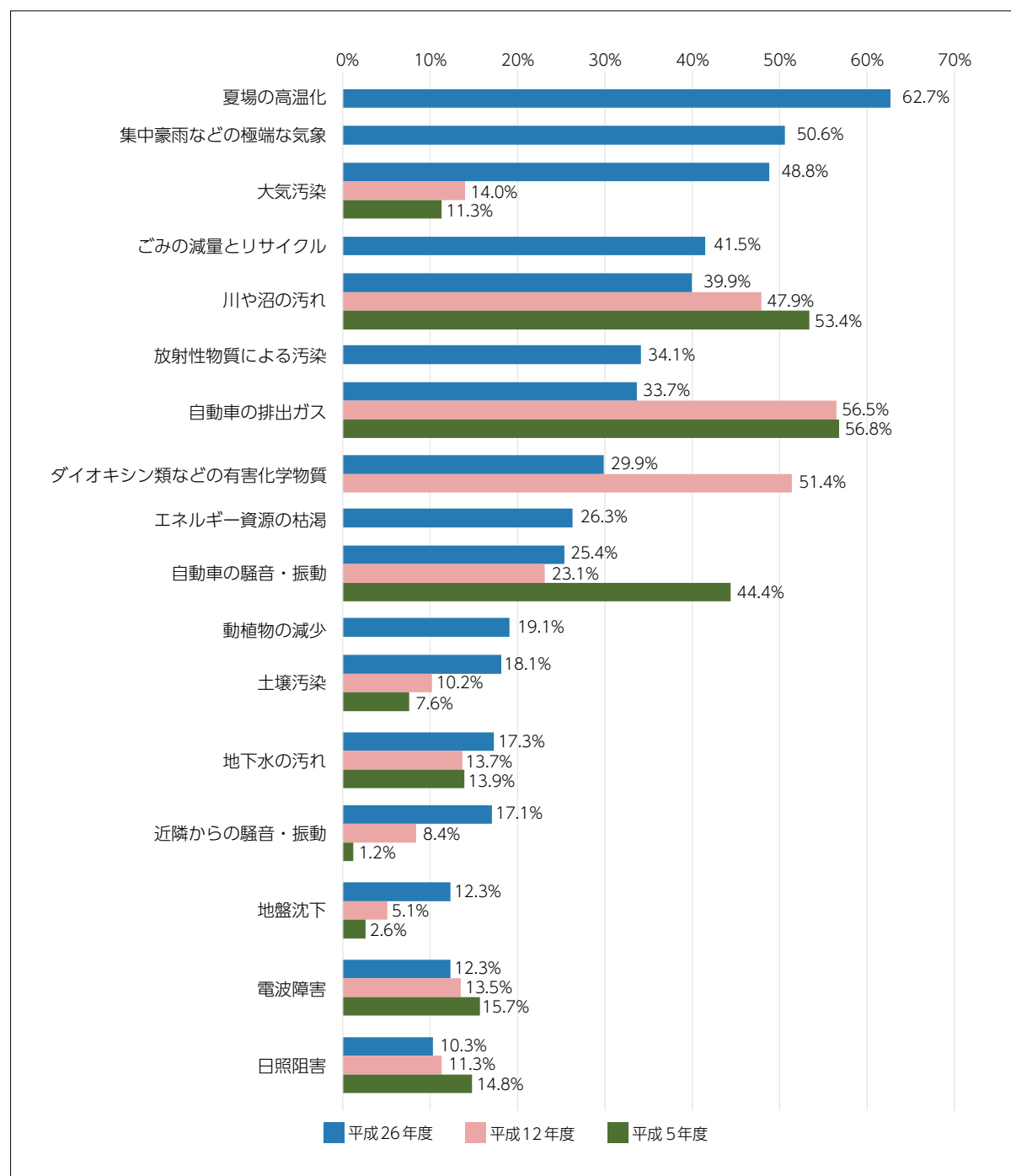
3.3 身のまわりで関心のある環境問題

下のグラフでは、身のまわりの環境問題の中で、特にどのような問題に対する関心が高いかをアンケート結果から示しています。

「夏場の高温化」、「集中豪雨などの極端な気象」など、ニュースで報じられたり、災害につながるおそれのある問題等への関心が高くなっています。

身のまわりの環境問題への関心度がどのように変化しているか、過去に行われたアンケート結果と比較します。

■身のまわりで関心のある環境問題



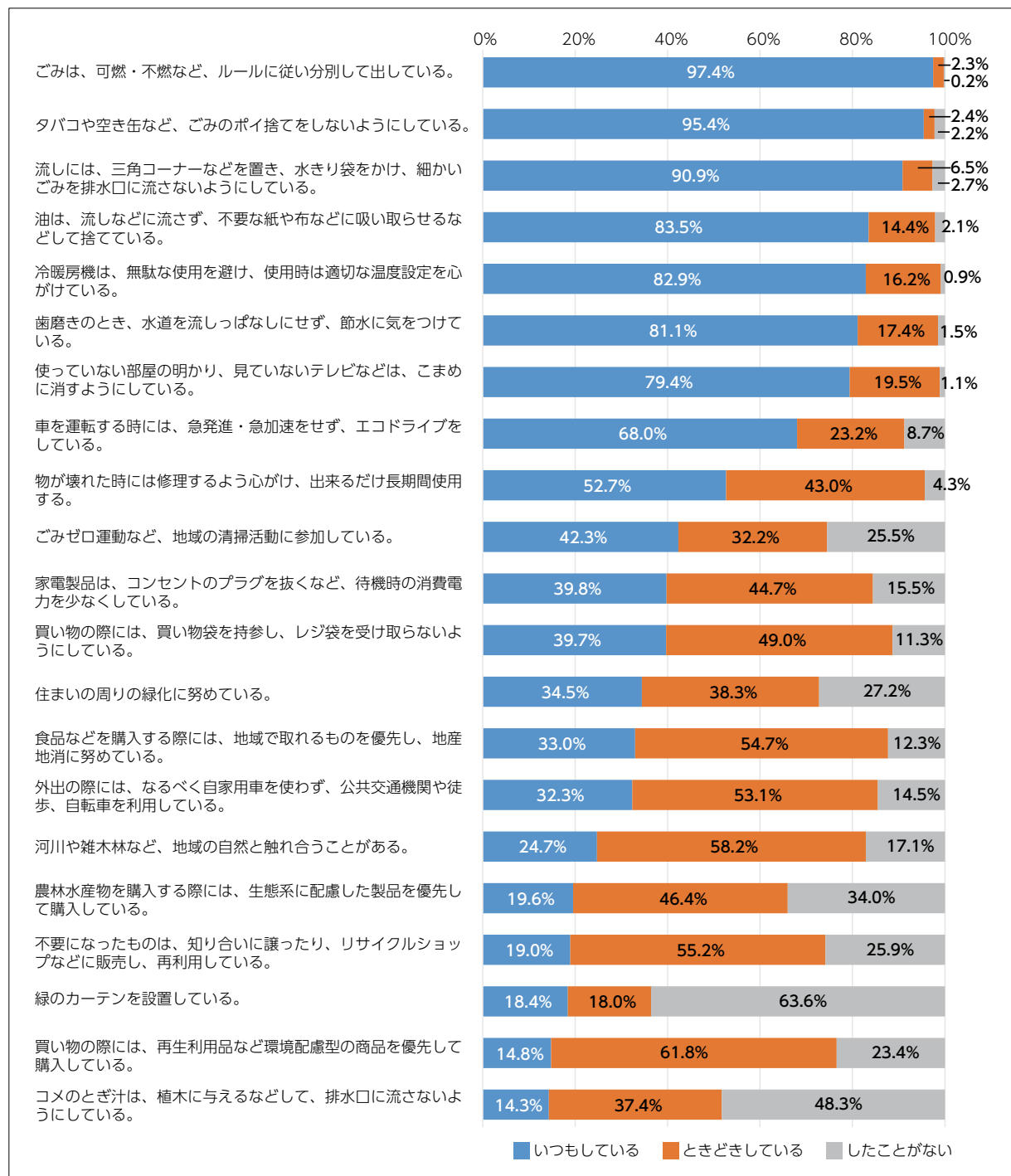
3.4 環境に負担をかけないように実践していること

下のグラフでは、環境に負担をかけないために、どのようなことを実践しているかを示しています。

ごみの分別や節水・節電、ごみのポイ捨てをしないとといった取組は、多くの市民に浸透していることがうかがわれます。

一方で、リサイクルや緑化の推進に関する取組など、十分に浸透していないと考えられるものも見られます。

■環境に負担をかけないように実践していること



下表では、各取組の実践がどのように変化してきたかを過去のアンケートと比較しました。なお、ここで示している数値は、「いつもしている」、「ときどきしている」を合計した数値となっています。

「ごみの減量・リサイクル」や「省エネルギー」に関する取組は、全体として向上している傾向が見られます。

一方、「住まいの周りの緑化に努める」は、徐々にですが減少しています。

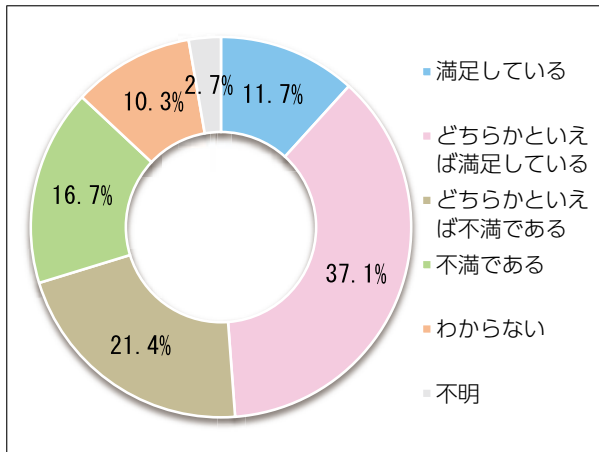
取 組	環境に負担をかけないよう実践していること	平成 26 年度	平成 12 年度	平成 5 年度
ごみの減量・リサイクル	ルールに従い分別	99.8%	96.7%	99.5%
	買い物袋を持参	88.7%	41.6%	—
	物が壊れた時には修理	95.7%	93.6%	—
	不要になったものは再利用	74.1%	—	—
	環境配慮型商品を優先購入	76.6%	—	—
節水・水の循環	油は流しなどに流さない	97.9%	88.1%	92.1%
	コメのとぎ汁は排水口に流さない	51.7%	48.0%	41.7%
	細かいゴミは排水口に流さない	97.3%	89.6%	93.1%
	歯磨きの時の節水に気をつける	98.5%	91.8%	94.1%
省エネルギー	使っていない電気はこまめに消す	98.9%	97.4%	97.8%
	冷暖房機は適温設定を心がける	99.1%	95.1%	96.7%
	なるべく自家用車は使わない	85.5%	78.4%	83.1%
	エコドライブを心がける	91.3%	72.6%	85.8%
	待機時の消費電力を少なくする	84.5%	79.7%	—
	緑のカーテンを設置している	36.4%	—	—
自然や生き物の保全	住まいの周りの緑化に努める	72.8%	75.4%	77.1%
	地域の自然と触れ合う	82.9%	—	—
	生態系に配慮した製品を優先購入	66.0%	—	—
	地産地消に努める	87.7%	—	—
美化活動	地域の清掃活動に参加	74.5%	71.9%	66.8%
	ごみのポイ捨てをしない	97.8%	—	—

※調査年度によってアンケート調査項目の表現が異なっているため、上記表の「実践していること」の項目は要約で記載しています。

3.5 地域の公園等に対する評価及び緑を守り増やすために望むこと

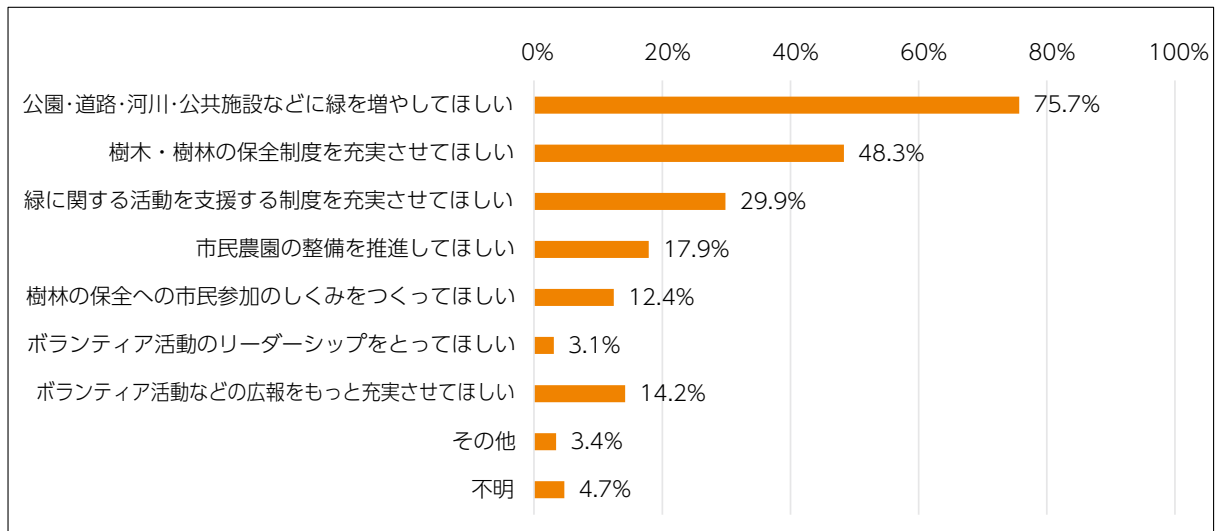
居住している地域における公園や広場に対する満足度を右のグラフに示します。「満足している」、「どちらかといえば、満足している」を合わせると約50%を占めていますが、一方では「不満である」、「どちらかといえば、不満である」の合計も約40%となっています。

■地域の公園等に対する評価



下のグラフでは、まちの緑を守り増やすために望むことに対する意識調査の結果を示します。
「公園・道路・河川・公共施設などに緑を増やしてほしい」は約76%、「樹木・樹林の保全制度を充実させてほしい」が約48%と高い数値を示しているのに対し、「市民農園の整備を推進してほしい」は約18%、「樹林の保全への市民参加のしくみをつくってほしい」は約12%となっています。

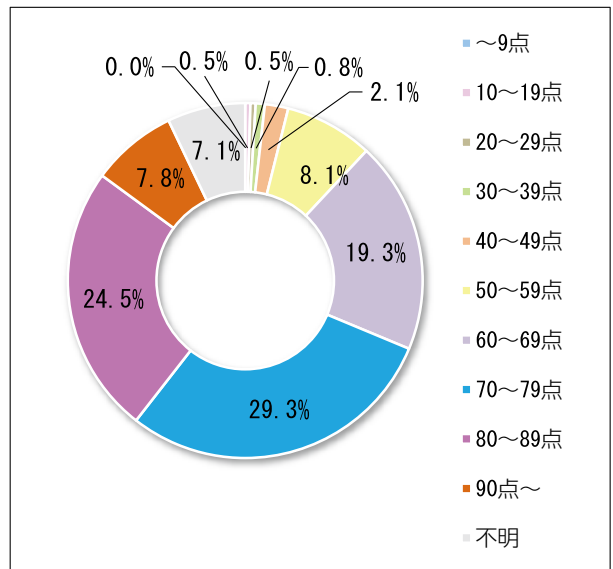
■まちの緑を守り増やすために望むこと



3.6 川越市の環境の点数

最後に、川越市の環境を100点満点で評価した結果について右のグラフで示します。結果は、50点以下と答えた市民はわずか約4%と少なく、80点以上は約32%、平均点は約70点となっています。

■川越市の環境の点数



4 今後の課題

4.1 環境基本計画の課題

①第三次計画の考え方について

「第二次計画の現状と評価」に見られるとおり、第二次計画に示した環境指標及び具体的取組の進捗状況は、おおむね順調に進行したと認めることができます。ただし、環境目標3、環境目標4及び環境目標5の一部の具体的取組については、「遅れ」と判断された取組が見受けられました。

国の第四次環境基本計画では、環境行政の目指すべき持続可能な社会として「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することを前提として、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置付けられました。

第三次計画においては、これらの考え方を取り入れた施策の体系に整備するとともに、第二次計画の現状と評価で明らかになった課題や国内外の環境政策の動向を取り入れた新たな環境指標・目標値を踏まえ、本市の環境政策を効果的かつ効率的に推進していきます。

②課題

1) 低炭素社会の実現に向けて

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、「20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因は、人による温室効果ガスの排出であった可能性が極めて高い」と報告されました。温室効果ガスの継続的な排出は、これまで以上の温暖化と気候システムの変化をもたらすものと予測されており、人々の生活や生態系にとって、深刻で取り返しようにない影響が懸念されます。これらのことから、2015年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

気候変動のリスクを抑制することは、生き物全てにとって喫緊の課題です。川越に暮らす私たちも地球上で生活する一員という認識に立ち、温室効果ガスの排出削減や気候変動への適応策を通じて、低炭素社会の実現に向けて取り組む必要があります。

2) 生物多様性の保全に配慮した自然共生に向けて

本市は、荒川、入間川、伊佐沼等の水辺空間、武蔵野の面影を残す雑木林等の樹林地、広大な水田や畑等、自然的な環境資源を有しています。しかし、都市化に伴う土地の改変が進み、このような豊かな環境資源が失われつつあります。

自然の恵みを将来にわたり享受できる自然共生社会の実現に向け、人と自然が共生できるよう、エコロジカル・ネットワークの形成、野生生物の適正な保護管理と外来種対策の強化、自然環境データの整備等について取り組む必要があります。

3) 自然災害に備えた防災・減災対策と放射性物質等による新たな環境リスクへの対応

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、大規模な地震に加え、津波による甚大な人的、物的被害をもたらしました。また、震災に伴う福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質は、環境汚染をもたらす新たな課題として、その影響は本市にも及んでいます。

大規模な自然災害や、短時間での強雨がもたらす浸水、冠水等の都市型災害は、市民の生活に直結する脅威となります。避難場所の確保から市民、事業者等への情報伝達まで、多様な災害対策が求められています。

また、これまで環境法令の対象外となっていた放射性物質による環境汚染は、その影響に不確定な要素が多くあります。本市でも市民の健康上の不安を解消するため、大気及び土壌中の放射性物質のモニタリング、ごみ処理施設における放射能濃度及び空間放射線量の測定、水道水における放射性物質検査等を実施し、併せて、市民からの健康相談、持ち込み検査、放射性物質の影響等についての情報提供にも適正に取り組んでいます。

今後も、国、県の動向を見据えながら、自然災害に備えた防災・減災対策や放射性物質等による新たな環境リスクへの対応を推進していきます。

4) 持続可能な社会を構築するために

本市の将来の望ましい環境像を実現するとともに、持続可能な社会を構築していくためには、社会経済システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的でなければなりません。

1987年の環境と開発に関する世界委員会報告書によれば、持続可能な社会とは、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させる」と定義されています。環境問題の中には、地球温暖化対策、生物多様性の保全、資源の枯渇の回避等、現在の私たちのみならず、50年、100年という長期的展望に立ち、状況の変化を捉えていく性質の問題も存在します。

私たちの「子ども」や「孫」あるいは未来に生きる「誰か」のために、物質的、精神的な面の双方において豊かである社会を築き、それを将来の世代に引き継いでいくために、持続可能な社会の構築に向けて取り組む必要があります。

4.2 緑の基本計画の課題

①緑の計画H28改定版の考え方について

- 緑に関する取組は長期的な視点で捉える必要があるため、基本的には緑の計画改定版の考え方を継承し、施策を推進していくことで本市の緑を保全・創出していきます。
- 平成23年10月に都市緑地法運用指針の改正があり、生物多様性の確保の視点が追加されました。これを受け、今まで以上に生き物の生息・生育空間の創出、保全、再生及びネットワーク化（エコロジカル・ネットワーク）を計画的に進めていくことが重要です。

②課題

1) 緑の保全・維持・活用に向けて

【環境保全機能】

- 荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川や福原地区、霞ヶ関地区西部等の樹林地、伊佐沼等の池沼は、環境基盤の骨格であるだけでなく、生き物の生息・生育空間としても重要であるため、計画的な保全が必要です。
- 歴史ある社寺の緑や屋敷林等は、都市環境負荷の低減につながるため、将来にわたって保全していく必要があります。

【レクリエーション機能】

- 都市公園や広場等は利用者のニーズに対応するよう維持・活用施策を検討する必要があります。
- 市民農園は自然や農業とふれあう空間として重要であるため、市街地内の農地を有効活用する必要があります。

【防災機能】

- 災害時の安全性の確保に資する緑として、延焼・類焼の緩衝地帯となる樹林地や緑地を保全するとともに、避難場所となる学校や公園、避難経路となる道路等の樹木等の保全・育成を図る必要があります。

【景観保全機能】

- 武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林、市東部地域の広大な田園等、地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた歴史的文化的景観の保存活用を図る必要があります。

2) 都市公園等の整備に向けて

- 平成17年3月末と比較すると、都市公園数は121箇所増加したものの、市民1人当たりの都市公園面積は0.2㎡の増加にとどまっています。さらに、アンケート調査の結果でも公園等の充実を望む声が約76%と高く、引き続き公園整備を進めていく必要があります。
- 誰もが安心して利用できる都市公園等とするため、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン化を進める必要があります。
- 市街地にゆとりや潤いを与えるため、都市公園やポケットパークなど、緑の拠点や休息空間を新たに創出する必要があります。
- 安全・安心なまちづくりを推進するため、誰もが安心して利用できるような身近な都市公園等を整備する必要があります。
- 防災機能の強化を図るため、避難場所・防災拠点となる都市公園等の整備を進める必要があります。
- 豊かな地域づくりを推進するため、地域の個性を生かした観光振興に資する都市公園や、地域の拠点の整備が必要です。
- 都市公園等の計画や管理運営において、市民、事業者及び民間団体が参画しやすい環境を整える必要があります。

3) 都市緑化の推進に向けて

- これまでの民有地や公共施設に対する緑化施策を継続すると同時に、市街地においては、緑地協定の締結や屋上、壁面、駐車場等における緑化等、都市に緑を創出する施策を推進する必要があります。
- 土地区画整理事業区域や今後整備される道路等については、緑化施策の展開により都市に緑の空間を創出することが必要です。
- 市民、事業者、民間団体及び市の連携による都市の緑化を推進していくしくみづくり等が必要です。



第3部 第三次川越市環境基本計画

第4章 計画の目標

- 1 望ましい環境像
- 2 環境目標
- 3 施策の体系
- 4 重点施策
- 5 環境指標と目標値について

第5章 施策の展開

環境目標1

- 1 地球温暖化対策の推進

環境目標2

- 2 循環型社会の構築

環境目標3

- 3 生物多様性の保全
- 4 貴重な緑の保全
- 5 多様な緑の創出・育成

環境目標4

- 6 大気環境の保全
- 7 水環境の保全
- 8 化学物質等の環境リスク対策

環境目標5

- 9 歴史と文化を生かした地域づくり
- 10 快適に暮らせるまちづくり
- 11 人づくり・ネットワークづくり



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
銀賞 松田晟真さん(今成小学校5年生)の作品



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
銀賞 飯島萌さん(霞ヶ関東中学校2年生)の作品

計画の目標

1 望ましい環境像

本市が目指す将来の望ましい環境像は、第二次計画を引き継ぎ、第四次総合計画との整合を図りながら、併せて長期的展望を踏まえ、次のとおりとします。

**みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した
人と環境にやさしいまち**

各主体の協働のもとに、市街地周辺部では豊かな自然環境と共生し、中心市街地では歴史・文化の香りを維持しながら、全ての事業や行動が人と環境にやさしいものとなり、その結果として環境、経済、社会のバランスが保たれ、市民一人ひとりが住みよいとすることができる環境づくりに努めます。

2 環境目標

本計画では、望ましい環境像を実現するため、5つの環境目標を設定するとともに、その達成に努めます。なお、各環境目標については、施策を展開するに当たってのキーワードを設定しています。

みんなでつくる、
自然・歴史・文化の調和した
人と環境にやさしいまち

環境目標1

地球環境にやさしく、豊かさを実感できる
二酸化炭素排出の少ないまちを実現します

「低炭素」

環境目標2

資源の循環的な利用を促進し、
ごみを減らした美しいまちを実現します

「循環」

環境目標3

自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

「自然共生」

環境目標4

健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります

「安全・安心」

環境目標5

市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、
快適に暮らせるまちを実現します

「地域づくり・人づくり」

■ 環境目標 1

地球環境にやさしく、豊かさを実感できる 二酸化炭素排出の少ないまちを実現します

「低炭素」

地球温暖化は、二酸化炭素をはじめとする大気中の温室効果ガスが増加することによって引き起こされるものであり、様々な分野や地域で深刻な影響を及ぼすことが指摘されています。経済発展や生活の質を維持・向上させながら、同時に恵み豊かな地球環境を将来世代に引き継いでいくためには、私たちの活動から温室効果ガスの排出を最小限に抑えた「低炭素社会」へと転換を図ることが重要です。

今後も、家庭や学校等、日々の暮らしから、生産、流通、販売等の事業活動に至るまで、率先して地球温暖化防止に取り組む活動の輪を広げていき、市域における効果的な温室効果ガスの排出削減を図ります。

■ 環境目標 2

資源の循環的な利用を促進し、 ごみを減らした美しいまちを実現します

「循環」

従来的大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、環境に大きな負荷を与えた結果、温室効果ガスの排出増大による地球温暖化の進展や大規模な資源採取による自然破壊等、地球規模での深刻な環境問題を引き起こしました。

廃棄物の問題は、家庭及び事業所から排出されるごみの処理にとどまらず、あらゆる段階において、廃棄物の発生を抑制するための施策を講じていくことが重要です。また、一人ひとりのライフスタイルや事業者の経営姿勢等においても、ごみを減らしていく行動を促進していく必要があります。

これからも、廃棄物等の発生・排出抑制、資源化の促進、適正な処分の実施により、新たに採取する資源をできるだけ抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会の構築を目指します。

■ 環境目標 3

自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

「自然共生」

自然環境は、ひとたび大きく改変されると、元の状態へ回復するまでに長い時間が必要となります。

武蔵野の面影を残す雑木林をはじめ、湧水といった特徴的な自然、それらに生息する身近な生き物は、本市のまちの魅力であり心に安らぎを与えてくれます。

これらの自然を次の世代に引き継ぐため、都市的土地利用と自然環境的土地利用の計画的な推進により、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受でき、自然と共生するまちづくりを進めます。

■ 環境目標 4

健やかな暮らしのできる環境を確保し、
市民の健康を守ります

「安全・安心」

高度経済成長の時代に問題となった産業型公害については改善傾向にありますが、依然として種々の環境問題が残されています。光化学オキシダントやPM2.5、アスベストの飛散等による大気環境への影響、自然の浄化能力を超えた水の使用による水環境の悪化、有害性が確認された一部の化学物質を使用することによる人の健康や生活環境への影響など、新たな課題も生じています。

身近な生活環境における大気環境の保全、水環境の保全及び化学物質等の対策を実践し、さらに国、県からの情報提供やモニタリング等の情報収集に取り組むことで、安全・安心な暮らしを確保し、市民の健康を守ります。

■ 環境目標 5

市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、
快適に暮らせるまちを実現します

「地域づくり・人づくり」

「小江戸」と呼ばれる本市は、歴史的建造物や町並み、文化財が残り、多くの観光客が訪れる魅力を有しています。先人から受け継いだ歴史的文化的遺産は、本市の誇りであり、市民の宝です。こうした歴史的文化的遺産を大切に守り、地域の特性に応じた景観を形成するとともに、道路交通の円滑化や災害対策を充実させ、快適な都市環境を創造します。

また、幼児から大人まであらゆる年齢階層に応じて、自主的かつ主体的な環境活動を実践していくために、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を取り入れた環境教育・環境学習の推進を図ります。

これからも、市民、事業者及び民間団体の各主体との協働による地域づくり・人づくりを推進しながら、みんなでより良い環境づくりに取り組めます。

3 施策の体系

望ましい
環境像

みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち

環境目標

環境目標1

地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します

「低炭素」

環境目標2

資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します

「循環」

環境目標3

自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

「自然共生」

環境目標4

健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります

「安全・安心」

環境目標5

市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します

「地域づくり・人づくり」

大施策

1 地球温暖化対策の推進

2 循環型社会の構築

3 生物多様性の保全

4 貴重な緑の保全

5 多様な緑の創出・育成

6 大気環境の保全

7 水環境の保全

8 化学物質等の環境リスク対策

9 歴史と文化を生かした地域づくり

10 快適に暮らせるまちづくり

11 人づくり・ネットワークづくり

本計画では、5つの環境目標のもと、11の大施策と37の中施策を展開するとともに、各施策の実現に向けて具体的取組を設定しています。

中施策

- 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進 1-2 公共施設等における地球温暖化対策
1-3 地球温暖化対策の普及・啓発 **重点** 1-4 その他の地球温暖化対策等
1-5 気候変動への適応策

- 2-1 ごみの減量に関する教育・啓発活動・地域活動の推進
2-2 ごみの発生・排出抑制の推進 **重点** 2-3 ごみの再資源化の推進
2-4 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築 **重点**

- 3-1 生物多様性に関する調査、普及・啓発
3-2 生き物の生息・生育空間の保全・創出 **重点**
3-3 野生生物の適切な保護管理と外来種対策

- 4-1 武蔵野の面影を残す緑の保全 **重点** 4-2 水辺と農地の保全

- 5-1 魅力的な都市空間の創出 5-2 緑豊かな都市公園等の整備 **重点**
5-3 緑に関する普及・啓発 5-4 協働に関する支援

- 6-1 大気汚染対策 **重点** 6-2 アスベスト対策
6-3 騒音・振動・悪臭等の対策

- 7-1 水の循環 7-2 湧水地の調査及び環境整備等（湧水の復活）
7-3 水環境・土壌環境の保全対策 **重点**

- 8-1 化学物質対策 **重点** 8-2 ダイオキシン類対策
8-3 放射性物質対策

- 9-1 歴史的町並みの保存・整備 **重点** 9-2 史跡の保存と公園整備
9-3 文化財の保存・活用

- 10-1 景観に配慮したまちづくり 10-2 交通の円滑化とネットワーク化の推進
10-3 徒歩・自転車の利用促進 10-4 災害対策の充実 **重点**

- 11-1 環境教育・環境学習の推進 **重点** 11-2 各主体をつなぐネットワークの強化
11-3 市域を越えた連携の推進

4 重点施策

重点施策は、5つの環境目標に沿った施策の体系において、先導的な役割を担う施策として位置付けます。これらの施策が実現に向かうことで、他の施策を含めた計画全体の推進力を高めます。

第三次計画では、中施策から次の12の重点施策を設定しました。

環境目標	大施策	重 点 施 策 (中 施 策)
1	1	1-3 地球温暖化対策の普及・啓発
2	2	2-2 ごみの発生・排出抑制の推進
	2	2-4 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築
3	3	3-2 生き物の生息・生育空間の保全・創出
	4	4-1 武蔵野の面影を残す緑の保全
	5	5-2 緑豊かな都市公園等の整備
4	6	6-1 大気汚染対策
	7	7-3 水環境・土壌環境の保全対策
	8	8-1 化学物質対策
5	9	9-1 歴史的町並みの保存・整備
	10	10-4 災害対策の充実
	11	11-1 環境教育・環境学習の推進

5 環境指標と目標値について

本計画では、計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、環境に対する取組の状況等を総合的に示す環境指標を設定しました。これらの指標については、可能な限り数値目標を定め、関連のある主な具体的取組を掲げています。

■環境指標・目標値の一覧

1 地球温暖化対策の推進				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
市域における温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ /年）	— (H23:1,728)	1,067 (H29:1,101)	937 (H34:1,015)	1-1-1)
市役所における温室効果ガス排出量（t-CO ₂ /年）	60,187	58,200	55,140	1-1-2)、1-2-1)
単価契約品・共通消耗品の環境配慮商品購入率（％）	100	100	100	1-2-3)
再生可能エネルギー設備等が導入された公共施設数（施設）	83	89	90	1-2-3)
環境性能に優れた公用車の導入率（％）	75.9	88.0	89.0以上	1-2-3)、1-4-1)
エコチャレンジスクール認定率（％）	100	100	100	1-3-4)
2 循環型社会の構築				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	896	855	855	2-1-2)、2-2-2)
資源回収を除く家庭系1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	511	467	466	2-1-2)、2-3-1)
ごみ年間排出量（t/年）	114,238	109,188	107,958	2-1-2)、2-2-2)
つばさ館来館者数（人/年）	49,261	53,000	55,000	2-1-3)
リサイクル率（％）	25	30	35	2-3-3)
最終処分量（t/年）	2,693	1,000以下	1,000以下	2-3-3)、2-4-4)
3 生物多様性の保全				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
生物多様性講座数（回/年）	1	3	5	3-1-4)
ピオトープの保全・創造事業の実施箇所数（箇所）	4	5	6	3-2-4)
多自然型護岸の延長（m）	20,763.18	—	—	3-2-5)
有害鳥獣捕獲許可件数（件/年）	24	—	—	3-3-1)
特定外来生物（アライグマ）の捕獲頭数（頭/年）	105	—	—	3-3-2)
4 貴重な緑の保全				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
緑地面積（ha）	2,830	—	—	4-1-2)、4-1-10)
樹林地の面積（㎡）	3,614,000	—	—	4-1-2)、4-1-8)
樹林地の公有地化面積（㎡）	97,090	—	—	4-1-6)、4-1-10)
市民の森など法令等による指定面積（㎡）	1,019,768	1,583,960	2,000,000	4-1-7)、4-1-8)
保存樹木数（本）	228	290	340	4-1-9)
人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数（経営体）	36	150	200	4-2-4)
5 多様な緑の創出・育成				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
緑化本数（本/年）	1,320	—	—	5-1-1)
緑地面積（ha）【再掲】	2,830	—	—	5-1-1)、5-2-3)
1人当たりの都市公園面積（㎡）	4.66	5.10	6.79	5-2-1)、5-2-2)
都市公園数（箇所）	303	321	336	5-2-1)、5-2-2)
緑に関する講座数（回/年）	4	—	—	5-3-2)

6 大気環境の保全				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
大気環境基準達成状況 (%)	71	82	100	6-1-1)、6-1-5)
PM2.5の大気環境基準達成状況 (%)	0	75	100	6-1-2)、6-1-5)
光化学オキシダントの大気環境基準達成状況 (%)	0	33	100	6-1-2)、6-1-5)
有害大気汚染物質の環境基準達成状況 (%)	100	100	100	6-1-4)
公害苦情件数 (件/年)	88	—	—	6-3-2)、6-3-3)
7 水環境の保全				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
下水道雨水貯留浸透事業数 (箇所)	20	21	22	7-1-6)
家庭雨水貯留槽設置数 (基)	702	960	1,170	7-1-10)
公共施設雨水貯留浸透対策量 (m)	54,305	55,000以上	55,000以上	7-1-11)
公共施設雨水利用施設数 (箇所)	22	—	—	7-1-11)
開発による雨水流出抑制対策量 (m)	502,959	—	—	7-1-12)
市内湧水の箇所数 (箇所/年)	26	—	—	7-2-1)
水質汚濁に係る環境基準達成状況 (%)	89	100	100	7-3-1)、7-3-2)
健康項目の公共用水域環境基準達成状況 (%)	100	100	100	7-3-1)、7-3-2)
生活排水処理率 (%)	94.3	98.6	100	7-3-3)
地下水環境基準達成状況 (%) 市内32メッシュ (2km)	72	現状値以上	現状値以上	7-3-6)
8 化学物質等の環境リスク対策				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
化学物質の環境への排出量 (t/年)	276 (H24)	—	—	8-1-1)
有害大気汚染物質の環境基準達成状況 (%) 【再掲】	100	100	100	8-1-4)
ダイオキシン類環境基準達成状況 (大気、土壌、水質) (%)	100	100	100	8-2-1)、8-2-2)
大気空間放射線量基準達成状況 (%)	100	100	100	8-3-1)
9 歴史と文化を生かした地域づくり				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
伝統的建造物特定件数 (件)	131	140	150	9-1-1)
歴史的地区環境整備街路事業の延長 (m)	1,320	1,690	2,090	9-1-4)
景観重要建造物等及び都市景観重要建築物等の指定数 (件)	76	85以上	90以上	9-1-5)
河越館跡整備率 (%)	30.4	78	100	9-2-2)
指定文化財の数 (件)	251	263	273	9-3-1)
登録有形文化財・登録記念物の数 (件)	12	16	20以上	9-3-4)
10 快適に暮らせるまちづくり				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
電線類の地中化延長 (m)	9,425	11,705	14,425	10-1-1)
屋外広告物簡易除却数 (枚/年)	5,297	6,500	6,000	10-1-2)
都市景観形成地域指定数 (地域)	3	4以上	5以上	10-1-3)
都市計画道路の整備率 (%)	44.1	46.1	47.1	10-2-3)
主要駅周辺の都市計画道路の整備率 (%)	29.3	42.1	52.2	10-2-3)
交通事故発生件数 (件/年)	9,031	8,570	8,120	10-2-4)
自転車シェアリングの年間トリップ数 (回)	62,569	80,300	80,300	10-3-2)
自転車駐車施設利用台数 (台/日)	21,243	—	—	10-3-3)
自主防災組織結成率 (%)	75.9	85.0	90.0	10-4-5)
11 人づくり・ネットワークづくり				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
環境学習講座への参加者数 (延べ人/年)	2,141	—	—	11-1-4)
環境学習講座の開催数 (件/年)	25	—	—	11-1-4)
環境月間ポスターコンクール応募数 (件/年)	362	800	1,000	11-1-7)
環境教育・環境学習に関する事業数 (事業/年)	53	60	70	11-1-7)、11-2-1)
環境推進員活動数 (件/年)	606	—	—	11-2-1)
クリーン川越市民運動参加人数 (人/年)	102,838	—	—	11-2-1)
かわごえ環境ネット主催等の事業数 (事業/年)	51	55以上	60以上	11-2-2)

施策の展開

環境目標1

地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素
排出の少ないまちを実現します **「低炭素」**

1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス*の濃度が高くなることで、地球の表面付近の温度が上昇することです。その影響は、気候変動による気温の上昇や大雨の頻度の増加等がもたらす災害の原因ともいわれています。二酸化炭素の排出を最小限に抑えることで気候変動のリスクを抑制し、私たち一人ひとりが安心して暮らせるよう地球温暖化対策を推進します。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
市域における温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂ */年)	— (H23:1,728)	1,067 (H29:1,101)	937 (H34:1,015)	1-1-1)
市内から排出される温室効果ガスの排出量。現状値等については、各種統計データの集計の公表を待つ必要があることから、3年前の数値が最新のものとなる。				
市役所における温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)	60,187	58,200	55,140	1-1-2) 1-2-1)
市役所から排出される温室効果ガスの排出量				
単価契約品・共通消耗品の 環境配慮商品購入率 (%)	100	100	100	1-2-3)
単価契約品及び共通消耗品のうち、環境配慮商品を品目に定めているものについて、環境配慮商品を購入している割合				
再生可能エネルギー設備等が導入された 公共施設数 (施設)	83	89	90	1-2-3)
再生可能エネルギー設備等が導入された市の公共施設数 (川越地区消防組合分を含む)				
環境性能に優れた公用車の導入率 (%)	75.9	88.0	89.0 以上	1-2-3) 1-4-1)
市が所有する自動車における九都県市指定低公害車等 (ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等) の導入率				
エコチャレンジスクール認定率 (%)	100	100	100	1-3-4)
環境にやさしい学校づくりに取り組む学校を、市が独自で認定した割合				

* 温室効果ガス：太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙へ逃げる熱を吸収する性質をもつ気体のこと。二酸化炭素、メタン等がある。

* 千 t-CO₂：二酸化炭素の排出量を表す単位。ここでは、温室効果ガスの量を二酸化炭素に換算した場合の量を表す。

具体的取組

1-1 地球温暖化対策の計画的な推進

1) 川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進

- 市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向けた取組について、総合的かつ計画的に推進します。

2) 川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

- 職員の環境に配慮した取組により、省エネルギー等を推進し、市の事業における温室効果ガスの排出量を削減します。

1-2 公共施設等における地球温暖化対策

1) 環境マネジメントシステムの推進

- 環境マネジメントシステム*に基づき、市役所における環境負荷の低減を図ります。
また、事故等の防止及び住民に対する信頼性の向上を図ります。

2) 公共施設における省エネルギー等の推進

- 二酸化炭素の排出実態の把握を通じ、効果的な省エネ活動を推進します。
- 節水やペーパーレス化等を推進し、省資源化を図ります。

3) 公共施設におけるその他の対策

- 太陽光発電システム、地中熱利用システム*等の設備の導入を図ります。
- 庁用車のエコドライブを推進します。
- グリーン購入法の基準を満たす商品の調達に努めます。また、グリーン購入の手引きを作成します。
- 市の環境に配慮した取組を推進するため、職員への意識啓発を充実させます。

4) 公共工事における対策

- 市が公共工事を実施する際には、公共工事における環境配慮指針に基づき、環境に配慮して取り組みます。

1-3 地球温暖化対策の普及・啓発 **重点**

1) 市民、事業者等への啓発

- 市民、事業者等の地球環境保全に対する意識を高め、自主的な取組を促すため、エコチャレンジファミリー認定事業*などの各種啓発事業や出前講座等を実施します。
- 物の購入時には、グリーン購入法の基準を満たす商品等の環境配慮商品を優先的に購入するよう呼びかけます。

*環境マネジメントシステム：Environmental Management System(EMS)のこと。組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営のしくみ。

*地中熱利用システム：地中に存在する熱エネルギーを利用した機器のこと。外気と年間を通して温度変化の少ない地中との温度差を利用して冷暖房等を行うもの。

*エコチャレンジファミリー認定事業：市が貸し出す電力を測る機器を使用して、数値を実感しながら省エネ活動に取り組む家族を「エコチャレンジファミリー」と認定することで、省エネの取組を広げる事業。

2) 省エネルギーの推進・再生可能エネルギー*等の導入促進

- 高効率機器の導入など、省エネルギー対策を推進します。
- 自立・分散型エネルギー設備の普及促進を図ります。
- 身近な自然エネルギーである太陽光発電システム、太陽熱利用システム等の導入を促進します。
- 燃料電池*を利用した機器などの普及促進を図ります。



■学校屋上の太陽光発電システム

3) 環境経営の普及促進

- 市として、率先して環境管理・監査制度（環境マネジメントシステム）に取り組むとともに、事業者に対しては、ISO14001やエコアクション21等の環境経営*に関わる認証取得の普及を促進します。

4) エコチャレンジスクール認定事業

- 学校版環境ISOであるエコチャレンジスクール認定事業を推進します。



■小学校でのエコチャレンジスクールに関する掲示

*再生可能エネルギー：一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等がある。
 *燃料電池：水素と酸素の化学反応により発電する装置。
 *環境経営：事業者として、環境問題に積極的に取り組み、環境負荷を低減させることで、社会的責任を果たそうとする経営手法。

1-4 その他の地球温暖化対策等

1) 環境にやさしい自動車の利用

- エコドライブの普及推進により、自動車からの二酸化炭素の排出抑制を図ります。
- 環境性能に優れた自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）の普及を促進し、自動車からの二酸化炭素の排出抑制を図ります。

2) ごみの減量・資源化の推進

- ごみの減量・資源化の推進等により、焼却による二酸化炭素の排出量を削減します。

3) 緑の保全と創出

- 二酸化炭素の吸収源である緑の保全や創出に努めます。
- 緑地や水面からの風の通り道確保等の観点から、水と緑のネットワークの形成を推進するための施策を検討します。

4) ヒートアイランド対策

- ヒートアイランド現象*の緩和のため、市街地における屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等を推進します。

5) 夏季の高温化対策

- 市民と協働で夏季における気温等観測調査を実施し、熱中症対策やアメニティの確保等に役立てます。
- 講座の開催、リーフレットの配布、健康相談等の熱中症予防対策に努めます。

1-5 気候変動への適応策

1) 気候変動に関する政府間パネル (IPCC)* 報告等の情報提供

- IPCCの報告書等により地球温暖化の現状を把握し、市民、事業者及び民間団体への情報提供を推進します。

2) 適応策の検討

- 気候変動の影響評価や適応計画の策定等、市における適応策*を検討します。

3) 適応策の推進

- 気候変動がもたらす極端な気象現象などの様々なリスクに備え、災害時に最低限の電力の確保をしていくなどの対策を図ります。
- 蚊等の媒介生物を介した感染症のリスクについて情報収集を行い、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

* ヒートアイランド現象：都市部の気温が周辺の郊外に比べて高くなる現象。

* 気候変動に関する政府間パネル (IPCC)：(Intergovernmental Panel on Climate Change) 世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP)により1988年に設立された国連の組織。地球温暖化に関する科学的、技術的、社会経済的な知見から、包括的な評価を行っている。

* 適応策：(気候変動への適応策) 既に起こりつつある気候変動の影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うこと。

環境目標2

資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しい
まちを実現します

「循環」

2 循環型社会の構築

将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、①廃棄物等の減量、②資源の循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）、③適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会*の構築が求められています。

ごみの3R（発生抑制【リデュース:Reduce】、再使用【リユース:Reuse】、再生利用【リサイクル:Recycle】）を基本として、市民、事業者等との協働により、ごみの減量・資源化を推進します。

また、リサイクル率の向上を目指すとともに、徹底した分別により、良質な再生資源を確保します。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g / 人日)	896	855	855	2-1-2) 2-2-2)
ごみ年間排出量を人口及び年間日数で除した、市民 1 人が 1 日に出すごみの量				
資源回収を除く家庭系 1 人 1 日 当たりのごみ排出量 (g / 人日)	511	467	466	2-1-2) 2-3-1)
家庭から出される生活系ごみから資源物を除いた量を人口及び年間日数で除した、市民 1 人が 1 日 に出すごみの量				
ごみ年間排出量 (t / 年)	114,238	109,188	107,958	2-1-2) 2-2-2)
ごみの収集量に清掃センターへの直接搬入量・集団回収量を加えた総量				
つばさ館来館者数 (人 / 年)	49,261	53,000	55,000	2-1-3)
つばさ館の年間来館者数				
リサイクル率 (%)	25	30	35	2-3-3)
ごみの総排出量に対する総資源化量の割合				
最終処分量 (t / 年)	2,693	1,000 以下	1,000 以下	2-3-3) 2-4-4)
中間処理施設で発生した焼却残さを最終処分場に埋め立てした量				

*循環型社会：廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

具体的取組

2-1 ごみの減量に関する教育・啓発活動・地域活動の推進

1) 環境教育の推進

- 市民や学校に、省エネやごみ減量の取組を広めるため、エコチャレンジファミリー認定事業・エコチャレンジスクール認定事業を実施します。
- 小学校の社会科副読本にごみ処理の過程を掲載し、ごみ減量意識の高揚を図ります。

2) 市民・事業者への啓発活動

- 出前講座やイベントにより、ごみの減量・資源化に関する情報提供、周知・啓発の充実を図り、市民のごみに対する意識の高揚を図ります。
- グリーン購入法の基準を満たす商品等、環境配慮商品を優先的に購入することを市民に呼びかけます。
- ごみの減量や省エネルギーの実践等、環境にやさしい活動を積極的に実践している店舗等をエコストア・エコオフィス*として認定し、事業者のごみの減量・資源化を推進します。また、優良な事業所は、ゴールドエコストア・ゴールドエコオフィスとして認定します。



■出前講座

3) つばさ館*の活用

- 学校や団体等による施設見学希望者への対応、資源化センターの見学コースを常時公開することで、ごみ処理の現状を確認し、ごみ問題への理解を促進します。
- ごみの減量・リサイクルに関するイベントやリサイクル体験講座を開催し、市民、事業者等の積極的な参加を促進します。

4) 市民協働の推進

- かわごえ環境推進員制度を充実し、地域の実情に合った環境保全に関する活動を支援します。



■つばさ館

*エコストア・エコオフィス：簡易包装やはかり売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減を積極的に行っている店や事業所を、市が認定するもの。

*つばさ館：循環型社会形成推進基本法の基本原則にのっとり、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）、の3Rを推進するため、市民、民間団体、事業者と連携し、環境啓発・体験学習・交流活動等の拠点となる施設。資源化センターに設置されている。

2-2 ごみの発生・排出抑制の推進 重点

1) 過剰包装等の対策

- マイバッグ持参を促進し、ごみとして排出されるレジ袋の削減を図ります。併せて、過剰包装の自粛を呼びかけます。

2) 生ごみの減量推進

- 生ごみ処理機器の購入促進等により、家庭から排出される生ごみの減量を促進します。
- 事業所や公共施設から排出される生ごみの減量等を推進します。

3) 家庭系ごみ有料化

- ごみの発生・排出抑制や分別の徹底、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を進めます。また、その実施時期については、市の廃棄物処理の状況などを踏まえ検討します。

4) つばさ館でのリユース品頒布

- 物を繰り返し使うことや可能な限りごみを出さない生活の意識を啓発するため、市民が不用になった物を引き取り、つばさ館にて有償頒布します。



■つばさ館でのリユース品頒布

5) 事業者のごみ排出抑制

- 市の処理施設に月平均5 t以上（前年度実績）のごみを搬入している事業者を多量排出事業者として認定し、必要な助言・指導を行い、事業系ごみの減量を促進します。
- 清掃センターに搬入される事業系ごみを検査し、適切な排出を促進します。

2-3 ごみの再資源化の推進

1) ごみの分別の徹底

- 分別収集の徹底を図り、ごみの資源化を促進するため、家庭ごみを出す際のごみ区分を分かりやすく示した「家庭ごみの分け方・出し方」を毎年発行します。
- 「ごみ品目マニュアル」の作成・公開に加え、スマートフォン向けに「川越市ごみ分別アプリ」を提供し、市民が容易にごみの分別ができるよう支援します。



■ごみ分別アプリの画面イメージ

2) 集団回収の促進

- 民間団体が行う集団回収事業を支援し、地域による資源物の回収を促進します。

3) 再資源化（リサイクル）の推進

- 紙類・布類の排出機会の拡充を図ります。
- 草木類資源物の受け入れ拡大について検討します。
- 使用済みの家電製品等を回収し、製品に含まれる有用金属の利活用を推進します。
- 可燃ごみの減量と市民のリサイクル意識の高揚を図るため、公園等から排出されたせん定枝類の資源化を図ります。
- ごみの資源化及び最終処分場の延命化を図るため、焼却灰等の再資源化を推進します。

2-4 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築 **重点**

1) 川越市一般廃棄物処理基本計画の推進

- 川越市一般廃棄物処理基本計画に基づき、総合的かつ適正な廃棄物処理体制を推進します。

2) 収集運搬システムの整備

- 循環型社会の構築に向け、資源ごみの排出機会拡充に合わせた収集運搬体制の整備を図ります。
- 高齢化の進展や単身世帯の増加を見据え、ふれあい収集の充実を図ります。
- 家庭系ごみ有料化と併せて、戸別収集等の収集方法について検討します。

3) 中間処理施設の整備

- 中間処理施設*の安全で効率的な維持管理を図ります。
- 清掃センターから排出されるダイオキシン類等による周辺住民や環境への影響を未然に防止するため、排出ガスの定期的な測定調査を実施し、その結果を公表するとともに、処理施設の管理を徹底するなど、排出抑制に努めます。
- 東清掃センターについては老朽化が進んでいるため、延命化に向けた事業を推進し、延命化後の建て替え計画について検討します。
- 環境衛生センターについては老朽化が進んでいるため、し尿や浄化槽汚泥の処理量の推移を考慮した適正規模の建て替えを推進します。
- 廃止した西清掃センターの解体及び解体後の跡地利用について検討します。



■中間処理施設（東清掃センター）

* 中間処理施設：収集した廃棄物を最終処分場に埋め立てる前に、資源回収、破碎、焼却などすることにより、無害化・減容化する施設。

4) ごみの最終処分に関する取組

- 資源物の分別収集を推進することによる焼却量の削減及び焼却残さ等の資源化を推進するとともに、外部処分場の活用を進めることで、小畔の里クリーンセンターの延命化を図ります。
- 最終処分場の適正な維持管理を行うとともに、第二期工事を含めた今後のあり方について検討します。更に、今後老朽化が進む水処理施設の更新について検討します。



■最終処分場（小畔の里クリーンセンター）

5) ごみ処理部門の地球温暖化防止対策

- つばさ館及び草木類資源化施設に設置している太陽光発電設備を中心とした自然エネルギー発電を行い、地域レベルでの地球温暖化防止に努めます。
- 廃棄物処理施設から発生する熱エネルギーを可能な限り回収し、有効利用を図ることで、廃棄物処理における地球温暖化防止に努めます。

6) 不法投棄対策

- 市民の協力を得ながら、関係機関と連携し、不法投棄防止パトロールを実施します。
- 監視カメラ等の活用を推進し、不法投棄の未然防止や早期発見に努めます。
- 空き缶やたばこの吸い殻等などのポイ捨てを防止するため、民間団体等と連携し、啓発活動を展開します。

7) 災害廃棄物の対応

- 災害時の処理体制の整備を図るとともに、事故発生時の広域的な協力体制の整備を推進します。

8) 産業廃棄物の適正処理

- 排出事業者に対して、産業廃棄物の減量や資源化の普及・啓発を推進します。
- 産業廃棄物の適正処理を促進するため、排出事業者や処理事業者へ立入検査等を実施するとともに、電子マニフェスト*の普及を推進します。
- 監視パトロールを実施することにより、不法投棄等の不適正処理を未然に防止し、早期発見、早期対応に努めます。
- 優良な産業廃棄物処理事業者の育成のため、優良産廃処理業者認定制度の普及を推進します。

*電子マニフェスト：排出事業者が収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物の処理状況を確認するために作成する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の情報を電子化し、これらの3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りするしくみ。

環境目標3

自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます 「自然共生」

3 生物多様性の保全

私たちの生活は、多様な生き物が関わり合う生態系*から得られる恵みによって支えられており、生物多様性*を保全することは私たちの命と暮らしを守ることにつながります。

本市では、身近な生き物の生息・生育空間である樹林地*、水辺、河川等の良好な自然環境を積極的に保全するとともに、地域の特性に応じた生息・生育空間の創出を推進します。

また、外来種による生態系等に関わる被害の防止に取り組みます。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
生物多様性講座数（回 / 年）	1	3	5	3-1-4)
生物多様性に関する講座の実施回数				
ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数（箇所）	4	5	6	3-2-4)
ビオトープ的要素を取り入れて整備した都市公園の箇所数				
多自然型護岸の延長（m）	20,763.18	－	－	3-2-5)
多自然型で整備された河川護岸の総延長				
有害鳥獣捕獲許可件数（件 / 年）	24	－	－	3-3-1)
有害鳥獣捕獲許可申請の許可件数				
特定外来生物（アライグマ）の捕獲頭数（頭 / 年）	105	－	－	3-3-2)
特定外来生物であるアライグマの捕獲頭数				

*生態系：あらゆる生き物と、それらを取り巻く大気、水、土等の無機的な環境とを総合したまとまり（システム）。

*生物多様性：全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

*樹林地：樹木が密生している場所であり、植生により自然林、二次林（雑木林）等に分類できるとともに、地形からは平地林、斜面林等に分類できる。

具体的取組

3-1 生物多様性に関する調査、普及・啓発

1) 市民参加による生物調査

- 多くの市民が本市の生き物に関心を持ち、知識を深め、生物多様性の保全に積極的に取り組むよう市民参加による生物調査を推進します。



■市民参加による生物調査の様子

2) 水辺の環境調査

- 水辺の環境調査を定期的実施し、生物環境指標*等を活用した汚濁状況や水生生物等の生息・生育環境を把握します。

3) 野生生物の分布、生態等に関する調査・研究

- 市内に生息・生育する野生生物の分布、生態等を調査し、データベース化を図ります。その上で、特に保護対策を講じる必要のある希少な野生生物を把握し、川越市版レッドリスト*の作成を進めます。

4) 生物多様性に関する環境教育・環境学習の充実

- 環境教育・環境学習を通じて、生物多様性の普及・啓発に努めます。
- 生物多様性に関する講座を開催し、多くの人が自然とふれあい、自然の豊かさを実感できるような機会を提供します。

5) (仮称) 川越市生物多様性地域戦略の策定

- 本市の豊かな自然やその恵みを将来に継承していくため、(仮称) 川越市生物多様性地域戦略*の策定を検討します。

3-2 生き物の生息・生育空間の保全・創出 **重点**

1) 緑の保全

- 健全な生態系を育む緑を保全します。

2) 水辺の保全

- 野生生物の生息・生育空間を維持するため、水辺の良好な自然環境を保全します。

3) 湧水地の保全

- 湧水地においては、周辺の自然環境の保全・回復と合わせ、野生生物の保護に努めます。

*生物環境指標：生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物を用いて自然環境の動向を評価する指標のこと。

*レッドリスト：絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。

*生物多様性地域戦略：地域特有の生物多様性を守るとともに持続可能な利用を総合的かつ計画的に進めるため、地域ごとに策定する計画のこと。

4) 公園・緑地におけるビオトープづくり

- 公園を整備する際は、野生生物への影響をできる限り少なくするよう努めます。
- 優れた自然環境が残っている場所については、ビオトープ*的要素を考慮した緑地づくりを図ります。



■ビオトープの整備（菅間緑地）

5) 多自然川づくりの推進

- 生態系への配慮が必要な水路においては、多自然型*による水路整備を推進し、身近な生き物の生息・生育空間の保全に努めます。

6) 協働で行う生物多様性の保全に関する取組

- 生物多様性の保全のため、民間団体等と連携し、里地里山的環境の保全やエコツーリズム的要素を取り入れた事業を推進します。

3-3 野生生物の適切な保護管理と外来種対策

1) 野生生物の保護管理

- 希少な野生生物の保護に努めます。
- 法令に基づき、鳥獣の保護に努めるとともに、被害防除を含めた管理を検討します。

2) 外来種の調査・対策

- 外来種による生態系等に関わる被害の拡大を防止するため、民間団体等と協力して調査・対策を実施します。
- 生活環境被害や農作物被害をもたらすアライグマ等の特定外来生物*の積極的な防除を推進します。
- 外来種に関する情報を収集し、市民等へ提供します。

3) 外来種による感染症対策

- 媒介生物を介した感染症のリスクについて情報収集を行い、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

*ビオトープ：野生の生き物の繁殖・生育や餌とり、休息・移動等に必要とされる空間。

*多自然型：自然の働きや生き物の生息が保たれるような配慮がなされる工法。

*特定外来生物：海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

4 貴重な緑の保全

わが国の国土の約3分の2は森林で占められており、木材等の供給のみならず、地球温暖化対策や生物多様性の保全への寄与等の多面的機能を有しています。

本市には、武蔵野の面影を残す雑木林*等とともに、荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川、広大な水田、畑、湿地など自然的な環境が多く残されています。緑豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくために、貴重な緑の保全・整備を推進します。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
緑地面積 (ha)	2,830	—	—	4-1-2) 4-1-10)
法、条例等の指定を受けた樹林地、農業振興地域*、公共施設緑地、生産緑地、都市公園、樹林地の公有地化面積、児童遊園及び環境政策課所管の寄附地の合計面積				
樹林地の面積 (㎡)	3,614,000	—	—	4-1-2) 4-1-8)
固定資産税概要調書に基づく地目別土地（山林）の面積				
樹林地の公有地化面積 (㎡)	97,090	—	—	4-1-6) 4-1-10)
（仮称）川越市森林公園、池辺公園及び環境政策課所管の寄附地の合計面積				
市民の森など法令等による指定面積 (㎡)	1,019,768	1,583,960	2,000,000	4-1-7) 4-1-8)
市民の森、保存樹林及びふるさとの緑の景観地の合計面積				
保存樹木数（本）	228	290	340	4-1-9)
川越市保存樹木等の指定等に関する要綱に基づく保存樹木の指定本数				
人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数（経営体）	36	150	200	4-2-4)
人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数				

*雑木林：樹林地のうち、薪炭材の供給源としてクヌギやコナラ、エゴノキ等を中心として、人々の生活とともに成立してきた樹林。

*農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県が指定を行う、農業の健全な発展のために農業振興を図るべき地域。

具体的取組

4-1 武蔵野の面影を残す緑の保全 **重点**

1) 緑・アメニティ拠点の形成

- 自然豊かな入間川や新河岸川の周辺、武蔵野の面影を残す雑木林等、伊佐沼周辺等を緑・アメニティ*拠点と位置付け、潤いのある市民生活を支える拠点として活用するため、保全・整備を図ります。

2) 緑を保全する地区の指定

- 都市における緑を保全していくため、法令に基づく地区の指定について検討します。

3) 市民緑地

- 樹林地の保全・活用のため、市民緑地制度について検討します。

4) ふるさとの緑の景観地

- ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により、ふるさとの緑の景観地*として指定された地域については、保全を図ります。

5) 広域的な取組の推進

- 市内の南部地区から所沢市、狭山市及び三芳町に広がるくぬぎ山地区について、県や近隣市町と広域的に連携し、自然再生推進法に基づく事業を推進します。

6) 緑の基金による保全

- 川越市緑の基金条例に基づき、緑の基金を活用し、樹林地の保全に努めます。

7) 市民の森の指定

- 川越市民の森指定要綱に基づき、市民の森の指定により樹林地を保全し、市民に憩いの場を提供します。

8) 保存樹林の指定

- 保存樹林の指定を推進し、市内に残る樹林地の保全を図ります。

9) 保存樹木の指定

- 保存樹木の指定を推進し、市街地に残る樹木の保全を図ります。

10) 公園としての樹林地の保全・活用

- 一団の樹林地については、都市の中の貴重な緑として保全するとともに、公園としての活用を図ります。

11) 市民等との協働による樹林地の保全・管理

- 樹林地については、市民、事業者及び民間団体との協働による保全・管理に努めます。



■市民の森第1号（大字小堤）

*アメニティ：快適な環境のこと。生活する場所が、安全、健康的、便利、快適な状況をいう。

*ふるさとの緑の景観地：ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、埼玉を象徴する緑を形成している地域を保全するため県が指定するもの。

4-2 水辺と農地の保全

1) 河川環境の保全

- 本市の環境基盤を構成する荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川や田園地帯の水路を保全し、良好な河川環境を維持します。

2) 湧水地の保全・復活

- 湧水地周辺や台地上などで保水・涵養*機能を有する樹林地、農地等の保全と緑化の推進を図ります。
- 都市公園や街路等において、雨水浸透施設の導入を推進します。

3) 環境保全型農業の促進と雑木林の保全

- 農薬の取扱いや適正管理について農業者へ啓発を促すとともに、減農薬、減化学肥料、有機質堆肥の利用方法等、環境保全型農業の普及を図ります。
- 雑木林の落ち葉を堆肥として利用する有機農法等、環境保全型農業の普及を図ります。
- 生態系に配慮し、周辺環境との調和を図る環境保全型農業を促進します。
- 農業及び農地の持つ環境保全機能について啓発します。

4) 農業後継者の育成

- 農業生産基盤の整備や新たな農作物への取組を推進し、地域農業の担い手となる意欲的な農業後継者の育成を図ります。
- 人・農地プラン*の策定を推進するなど、認定農業者等の中核的な担い手の育成を支援します。
- 女性農業者、定年帰農者、農業者が組織する法人等、幅広い担い手を視野に入れた施策の展開を図ります。

5) 地産地消による農業の振興

- 農産物の川越ブランド化を促進するとともに、農産物直売所の設置等による地産地消の推進を図ります。

6) 農業とのふれあいの場の確保

- 幼児期から農業に対する関心を高め、農業の役割や自然とのふれあいの大切さを体験できる場の確保を推進します。
- 市民農園など農業ふれあいセンター活動の充実を図ります。

7) 生産緑地の保全、休耕農地の活用

- 生産緑地地区については、都市における良好な生活環境を確保するための農地として保全に努めます。
- 休耕農地での一時的な草花の栽培への支援について検討します。

*涵養：地表の水（降水や河川水）が帯水層に浸透し、地下水が供給されること。

*人・農地プラン：農業における人と農地の問題を解決するため、地域の話し合いを基に地域における農業プラン（未来設計図）を市が作成するもの。

5 多様な緑の創出・育成

市街地における緑は、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれるとともに、本市の歴史的な町並みの形成における魅力づくりに欠くことのできない重要な要素となっています。

緑を生かした魅力的な都市空間づくりや都市公園の整備を進め、多様な緑の創出・育成を推進します。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
緑化本数（本 / 年）	1,320	—	—	5-1-1)
苗木配布事業、緑の募金 * 交付金緑化事業（家庭募金・一般募金）等で配布または植栽した樹木の本数				
緑地面積（ha）【再掲】	2,830	—	—	5-1-1) 5-2-3)
法、条例等の指定を受けた樹林地、農業振興地域、公共施設緑地、生産緑地、都市公園、樹林地の公有地化面積、児童遊園及び環境政策課所管の寄附地の合計面積				
1人当たりの都市公園面積（㎡）	4.66	5.10	6.79	5-2-1) 5-2-2)
市民1人当たりの都市公園面積				
都市公園数（箇所）	303	321	336	5-2-1) 5-2-2)
市内で開設している都市公園の箇所数				
緑に関する講座数（回 / 年）	4	—	—	5-3-2)
緑に関する講座の回数				

* 緑の募金：森林整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動を助成することを目的とした募金のこと。

具体的取組

5-1 魅力的な都市空間の創出

1) 生活空間の緑化

- 良好で快適な生活空間を確保するため、公共施設や道路等の緑化を推進します。
- 事業所に緑化を指導するとともに、生け垣設置、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等の支援や花いっぱい運動*、苗木配布の推進等により各家庭や生活空間での緑化を促進します。



■屋上緑化（クラッセ川越）

2) 歴史と水と緑の回廊の整備

- 文化・観光の中心的位置にある歴史的ゾーンだけでなく、新河岸川周辺や伊佐沼周辺の水と緑のゾーンを徒歩や自転車で周遊できる回廊の整備に努めます。

3) 河川空間利用の促進

- 入間川堤防の桜つつみ等を市民の憩いの場として活用するため、良好な河川空間の維持に努めます。

4) 親水空間の整備

- 関係機関との連携に努めながら、河川や湧水地などの身近にある水辺を活用し、地域の特性に応じた親水空間の整備を図ります。

5-2 緑豊かな都市公園等の整備 **重点**

1) 住区基幹公園*の整備

- 地域の身近な公園である街区公園、近隣公園等の整備を図り、快適な住環境の整備に努めます。
- 多様な市民ニーズに対応するため、公園機能の充実、個性ある公園づくりなどを検討します。また、公園の再編などについても検討します。

2) 都市基幹公園*の整備

- 本市を取り巻く入間川等の河川や伊佐沼の水辺、武蔵野の面影を残す雑木林等を活用した公園整備を図ります。
- スポーツやレクリエーションの場となり、市民の活動拠点となるような公園整備を図ります。

*花いっぱい運動：市民の身近な緑を守り、増やし、育てることにより、美しいまちづくりを行うとともに、緑と花を愛する心を育て、緑化の推進及び保全に関する市民意識を高めることを目的とする運動のこと。

*住区基幹公園：都市公園法が定める公園のうち比較的近隣の住民を対象にしたもので、街区公園、近隣公園、地区公園がある。

*都市基幹公園：都市公園法が定める公園のうち住民全般を対象にしたもので、総合公園、運動公園がある。

3) (仮称) 川越市森林公園の整備

- 本市南部にある武蔵野の面影を残す雑木林を保全するとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場として整備を図ります。
- 先行して公有地化した雑木林は、市民の憩いの場として有効活用を図ります。

4) 伊佐沼及び伊佐沼公園の整備

- 伊佐沼周辺の水、花、緑の豊かな自然環境を活用し、市民の憩いの場やレクリエーションの場として整備を図ります。
- 市民の身近な水辺空間の再生のため、伊佐沼の良好な水質の回復を図るとともに、伊佐沼に群生していたハスやヨシの再生を推進します。
- 伊佐沼公園の整備と連携して、市民の農業とのふれあいの場となる農業ふれあいセンターの活用を図ります。

5-3 緑に関する普及・啓発

1) 花いっぱい運動の展開

- 市民の花に対する関心を深めるため、花と緑のイベントの開催など、花いっぱい運動の展開を推進します。

2) 出前講座・体験イベントの充実

- 緑に関する出前講座の実施や自然観察、ネイチャーゲーム等の体験イベントを開催し、市民の緑に関する意識を高めていきます。



■出前講座

5-4 協働に関する支援

1) 緑の創出・育成に関する活動の支援・推進

- 市民、事業者、民間団体及び市が連携して行う、緑の創出・育成に関する活動を支援・推進します。

2) 緑のアドバイザー制度の制定

- 民間団体等との協働による緑のアドバイザー*制度について検討し、市民の緑に関する取組を支援します。

3) 緑のリサイクルの推進

- 市内で発生したせん定枝や除草した草を資源化し、緑のリサイクル*を推進します。

*緑のアドバイザー：市民の緑に関する様々な相談（植物病理から草花の手入れまで）に応じる相談員の総称。

*緑のリサイクル：公園や街路樹等の管理により発生した枝や葉を、公園内の舗装等に用いるチップや堆肥等に再利用するしくみ。

環境目標4

健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を
 守ります **「安全・安心」**

6 大気環境の保全

市内の大気汚染については、各種施策の効果により改善傾向にありますが、私たちが健やかな生活を送るためには、今後も自動車や事業活動等に伴う大気汚染対策が必要です。これからも、モニタリング体制の充実、原因物質の排出抑制対策を推進し、健康被害を防止します。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
大気環境基準達成状況（％）	71	82	100	6-1-1) 6-1-5)
大気測定局で測定している項目（SO ₂ 、SPM、Ox、NO ₂ 、PM2.5、CO）の環境基準達成状況				
PM2.5 の大気環境基準達成状況（％）	0	75	100	6-1-2) 6-1-5)
微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成状況				
光化学オキシダントの大気環境基準達成状況（％）	0	33	100	6-1-2) 6-1-5)
光化学オキシダント（Ox）の環境基準達成状況				
有害大気汚染物質の環境基準達成状況（％）	100	100	100	6-1-4)
有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）モニタリング調査における環境基準達成状況				
公害苦情件数（件／年）	88	－	－	6-3-2) 6-3-3)
公害問題に関わる年間の苦情処理件数				

具体的取組

6-1 大気汚染対策 **重点**

1) 大気に関する法令等による規制

- 事業者への立入検査を実施し、法令等に定められている基準の遵守を図るとともに、汚染が発生した場合には、汚染物質の除去等の対策が適切に実施されるように指導します。

2) 光化学オキシダントやPM2.5の原因物質の排出抑制

- 環境基準*が未達成である光化学オキシダントやPM2.5*に影響のある揮発性有機化合物（VOC）等の原因物質について、法令等に基づき排出抑制対策を推進します。また、原因物質は市外からも運ばれてくることから、国や県と情報を共有し広域的な排出抑制対策を推進します。

3) 光化学オキシダントやPM2.5の情報収集及び提供

- 環境基準が未達成である光化学オキシダントやPM2.5について、国等による規制の動向や有害性、環境中の挙動に関する調査・研究結果等を把握し、市民へ適切に情報を提供することにより、健康被害を防止します。

4) 有害大気汚染物質のモニタリング

- 長期間暴露することにより発がん性や慢性毒性等、人の健康に有害な影響を及ぼすおそれがある有害大気汚染物質の汚染状況を監視し、市民へ適切に情報を提供することにより、健康被害を防止します。



■大気汚染常時監視測定局



■大気汚染常時監視測定局の内部

5) 大気汚染状況の監視

- 環境基準の項目である二酸化窒素（NO₂）や浮遊粒子状物質（SPM）等の大気汚染状況を引き続き監視し、異常が認められる場合は周辺調査等を実施するとともに、緊急時には的確に対応します。また、監視するための公害測定機器の充実に努めます。

* 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

* PM2.5：直径2.5 μ m（マイクロメートル： μ m=100万分の1m）以下の微粒子のこと。粒子径が小さいため、肺の奥まで達し、沈着する可能性が高く、ぜんそくや肺がんなど人への影響が懸念されている。

6-2 アスベスト対策

1) アスベストの飛散防止

- 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく指導等を行います。
- 大気汚染防止法に基づき、立入検査を実施し、アスベスト*の飛散防止を指導します。

2) アスベストの適正処理

- 建物の解体、廃棄物の処理に伴うアスベストの飛散防止を図り、適正処理を推進します。

3) アスベストのモニタリング

- 大気中のアスベスト濃度をモニタリングし、市民へ適切に情報を提供することにより健康被害を防止します。

4) 公共施設等のアスベスト対策

- 公共施設等におけるアスベスト使用箇所については、既に対策を講じています。また、解体時等でアスベストを除去する際には、適正に処理します。

5) アスベストに関する健康相談等への対応

- アスベストに関する健康相談に適切に対応し、健康被害の疑いが認められる場合、関係機関と連携を図ります。

6-3 騒音・振動・悪臭等の対策

1) 自動車交通騒音の調査

- 自動車交通騒音の調査を引き続き実施します。



■自動車交通騒音の調査

2) 産業型の騒音・振動・悪臭への対策

- 工場や事業場から発生する騒音・振動・悪臭を防止するため、関係法令の規制遵守に向けて指導していきます。

3) 都市生活型の騒音・振動・悪臭への対応

- 都市生活型の騒音・振動・悪臭による苦情について、必要に応じて現地調査を行い、関係法令の適用を確認し、適切に対応していきます。

4) 公害防止組織の整備促進

- 工場や事業場における管理体制の整備を促進し、公害の未然防止を図ります。

*アスベスト：石綿。天然に産する鉱物繊維で、建設資材や機械部品、家庭用品等に幅広く使われていた。飛散したものが肺に吸入されると、20～40年ほどの潜伏期間を経て、重大な健康被害をもたらす。

7 水環境の保全

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきました。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。

雨水貯留浸透などの水の機能の確保、湧水地などの親水空間の整備、水質汚濁の防止・土壌汚染対策等、健全な水循環を維持し、または回復するための施策を推進することで、水環境等の保全を図ります。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
下水道雨水貯留浸透事業数（箇所）	20	21	22	7-1-6)
雨水を貯留浸透させる事業の実施箇所数				
家庭雨水貯留槽設置数（基）	702	960	1,170	7-1-10)
屋根に降った雨水の一部を処理する家庭雨水貯留施設の累積設置数				
公共施設雨水貯留浸透対策量（㎡）	54,305	55,000 以上	55,000 以上	7-1-11)
市内の公立小中学校等の雨水貯留浸透対策の総量				
公共施設雨水利用施設数（箇所）	22	－	－	7-1-11)
雨水貯留施設を設置し、雨水をトイレや散水用の水として利用している公共施設数				
開発による雨水流出抑制対策量（㎡）	502,959	－	－	7-1-12)
民間企業等が開発行為をする際に指導した雨水貯留浸透対策の総量				
市内湧水の箇所数（箇所 / 年）	26	－	－	7-2-1)
市内において確認されている湧水の箇所数				
水質汚濁に係る環境基準達成状況（％）	89	100	100	7-3-1) 7-3-2)
主要河川における BOD の環境基準達成状況				
健康項目の公共用水域環境基準達成状況（％）	100	100	100	7-3-1) 7-3-2)
公共用水域における人の健康に有害なものとして定められた物質の環境基準達成状況				
生活排水処理率（％）	94.3	98.6	100	7-3-3)
家庭から排出される汚水（生活排水）が適正に処理されている人口割合				
地下水環境基準達成状況（％） 市内 32 メッシュ（2km）	72	現状値以上	現状値以上	7-3-6)
地下水の水質測定における環境基準達成状況				

具体的取組

7-1 水の循環

1) 水資源の循環

- 水循環基本法及び雨水の利用の推進に関する法律に基づく施策等により、水資源の有効な利用を検討します。

2) 公共施設における節水対策

- 公共施設の水道設備に対して、節水対策として自動水栓または節水型機器の導入を推進します。

3) 市民・事業者への啓発

- 広報川越や上下水道局だよりを通じて、節水に関する日常生活での工夫や改善等についての情報を提供します。
- 浄水場施設開放、水道ポスター展、上下流交流事業を実施し、水の大切さの啓発に努めます。



■水道週間ポスターコンクール入賞作品

4) 浄水場の既設井戸の保全・管理

- 水源維持のため、浄水場の既設井戸の保全・管理に努めます。

5) 上水道の漏水防止

- 大切な水を有効に利用するという観点から、定期的に漏水調査を実施し、早期発見、迅速な修理に努めます。

6) 公共施設等を利用した雨水対策

- 学校の校庭、駐車場、道路、公園等を利用した雨水流出抑制対策を推進します。

7) 河川整備等の推進

- 計画的な河川の整備、調整池の整備等を図ります。

8) 不老川の瀬切れ対策と水量確保

- 瀬切れ対策として、河床の形状変更による魚類の避難場所の確保及び下水の高度処理水の還流による流量確保を促進します。

9) 農地の保全

- 農業振興施策と連携し、保水・遊水機能を果たす農地の保全を図ります。

10) 家庭用小型雨水貯留槽の設置促進

- 雨水の一時的な流入抑制及び有効利用を図るため、家庭用小型雨水貯留槽の設置支援を行い、導入を促進します。

11) 雨水貯留施設の設置

- 関係機関と協議の上、公共施設等に雨水貯留施設を設置し、雨水をトイレや散水用の水として利用します。

12) 開発行為に伴う雨水対策

- 雨水流出抑制対策を推進するため、開発規模に応じた指導基準に基づき、施設整備を促進します。

13) 雨水浸透ますの設置

- 宅地内浸透のための雨水浸透ますの設置を促進し、そのための支援を行います。

14) 雨水地下浸透の推進

- 歩道については、透水性舗装整備を推進します。
- 道路整備の際に、浸透式側溝、吸込み槽、連結式浸透ます等を用いて地下浸透を推進します。



■公共施設の雨水貯留施設

7-2 湧水地の調査及び環境整備等（湧水の復活）

1) 湧水地モニタリング調査

- 湧出量の測定や新たな湧出地点の確認等、モニタリング調査を実施します。

2) 湧水地周辺環境整備

- 市民が身近に接することができるよう関係機関と協議の上、湧水地周辺の公園の整備を図ります。

3) 湧水の保全・復活事業

- 地域の貴重な自然資源である湧水については、調査を実施し、今後も良好な状態が保たれるよう保全活動を推進します。また、水量の減少や水質の悪化等の問題がある湧水については、復活を目指す対策を講じます。



■市内の湧水地（大字小堤）

7-3 水環境・土壌環境の保全対策 **重点**

1) 水質の測定

- 埼玉県測定計画地点に加え、市単独で測定地点をきめ細かく設定し、定期的に水質調査を実施します。



■水質測定の様子

2) 工場・事業場系排水対策

- 水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく規制や指導を徹底します。

3) 公共下水道等の整備

- 公共下水道整備が完了した区域については、下水道への切り替えを指導していきます。
- 市街化調整区域については、地域に応じて公共下水道と農業集落排水処理施設の整備を推進します。また、合併処理浄化槽*の設置及び維持管理を促進します。

4) 河川浄化対策に関する協働事業の推進

- 流域住民と事業者との連携により、河川浄化対策に関する協働事業を推進します。

5) 土壌・地下水汚染の防止

- 事業者への立入検査を実施し、法令等に定められている基準の遵守を図るとともに、汚染が発生した場合には、汚染物質の除去、封じ込め等の対策が適切に実施されるように指導します。

6) 地下水モニタリング

- 地下水モニタリングにより、汚染状況を把握します。

7) 不老川流域の排水対策

- 埼玉県小規模事業所排水指導指針に基づいて小規模事業所への指導を行い、下流域への汚濁負荷の低減を図るよう働きかけます。
- 近隣自治体との広域連携により、生活排水対策を推進します。併せて、県と連携を図り、不老川流域生活排水対策推進協議会や不老川水環境改善連絡会による対策の進捗管理を行います。

* 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を併せて処理する浄化槽。

8 化学物質等の環境リスク対策

私たちの生活では、多くの化学物質が様々な用途で使用されています。中には人の健康や生態系に影響を及ぼすような物質も存在しています。このため、化学物質に対する意識啓発、情報発信、適正管理等を通じて、有害化学物質対策を進めます。

また、放射性物質等、新たな環境リスクについても施策を展開し、市民等の安全・安心な暮らしと健康を守ります。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
化学物質の環境への排出量（t / 年）	276 (H24)	—	—	8-1-1)
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）に基づく化学物質排出量及び移動量				
有害大気汚染物質の環境基準達成状況（％） 【再掲】	100	100	100	8-1-4)
有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）モニタリング調査における環境基準達成状況				
ダイオキシン類環境基準達成状況 （大気、土壌、水質）（％）	100	100	100	8-2-1) 8-2-2)
大気、土壌、水質におけるダイオキシン類の環境基準達成状況				
大気空間放射線量基準達成状況（％）	100	100	100	8-3-1)
大気空間放射線量の基準達成状況				

8-1 化学物質対策 **重点**

1) 特定化学物質対策

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR*法）及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、事業者からの化学物質排出状況等を把握し、公表することにより、化学物質の適正管理を促進します。

2) 環境情報の収集及び提供

- 国等による化学物質の規制の動向や、環境中の挙動に関する調査・研究結果等の情報収集に努めます。また、環境に関する測定データや情報をホームページ、環境に関する冊子、広報等を通じて、市民や事業者へ情報提供を行います。

3) リスクコミュニケーションの支援

- 事業者等が自主的に実施するリスクコミュニケーション等により、地域住民に対し、化学物質や土壌汚染、アスベスト等に関する適切な情報提供を行えるよう指導・助言に努めます。

4) 化学物質取扱い事業者への指導

- 化学物質取扱い事業者に対して立入検査を実施し、化学物質の適正な管理を指導します。

5) 化学物質適正使用の徹底

- 市で使用する消毒薬等の化学物質の管理徹底及び適正な使用を図ります。

6) 学校、保育園等での化学物質対策

- 子どもたちが多く利用する施設では、化学物質の使用について適切な対策を講じます。また、大規模改造工事等の際には、環境に配慮した学校づくりを図ります。

7) 受動喫煙防止対策

- 公共施設等における非喫煙者の保護（受動喫煙防止）に関する情報提供や啓発を行います。

8) “食”の安全性の確保

- 食品や農作物等に含まれる化学物質についての基礎知識と、化学物質の摂取量をできるだけ低減するために心がけること等についての情報を提供し、食の安全性に対する市民の意識を高めます。

9) “住”の安全性の確保

- 建材及び家具等から発散するホルムアルデヒド*やVOC（トルエン、キシレン等の揮発性の有機化合物）による室内空気汚染の被害を防止するための啓発を行います。

*PRTR：(Pollutant Release and Transfer Register) 化学物質排出移動量届出制度。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表するしくみ。

*ホルムアルデヒド：刺激臭のある無色の気体で、皮膚炎や中毒、化学物質過敏症等の影響をもたらす。消毒剤や防腐剤、樹脂原料等に広く使われている。

8-2 ダイオキシン類対策

1) ダイオキシン類のモニタリング

- 大気、水質、土壌等の汚染状況の監視を引き続き実施します。

2) ダイオキシン類の排出事業者への指導

- ダイオキシン類発生施設に対して立入検査を実施し、法令等に定められている基準の遵守や施設の適正管理等について指導します。

3) 市の施設におけるダイオキシン類排出抑制

- 公共施設等におけるダイオキシン類の排出状況を定期的に調査し、排出抑制対策を図ります。また、排出状況や対策について公表します。



■ダイオキシン類のモニタリング

8-3 放射性物質対策

1) 空間放射線量モニタリング

- 大気中の放射線量を把握するため、空間放射線量モニタリングを行います。

2) 放射性物質の情報収集・提供

- 放射性物質における国、県等の動向に注視し、情報収集するとともに市民へ適切に情報を提供することにより、健康被害を防止します。

3) 空間放射線量測定器の貸し出し

- 空間放射線量測定器の貸し出しを通じて、市民に安全・安心を提供します。

4) 食品の放射性物質測定

- 食品の放射性物質測定を実施し、食の安全・安心を提供します。

5) 放射性物質に関する健康相談・健康被害対応

- 放射性物質に関する健康相談に対応し、健康被害の疑いがある場合、関係機関と協力して適切に対応します。



■空間放射線量モニタリング

環境目標5

市民、事業者、民間団体との協働により、
歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します
「地域づくり・人づくり」

9 歴史と文化を生かした地域づくり

本市は、蔵造りの町並みをはじめ、城下町として栄えてきた時代の面影など、歴史的文化的遺産に恵まれています。先人から引き継がれた大切な遺産を地域の重要な景観資源として保全し、次の世代に継承していくため、歴史と文化を生かした地域づくりに努めます。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
伝統的建造物特定件数（件）	131	140	150	9-1-1)
伝統的建造物群保存地区*において、伝統的建造物群の特性を維持していると認められ、特定された伝統的建造物の件数				
歴史的地区環境整備街路事業の延長（m）	1,320	1,690	2,090	9-1-4)
歴史的地区の環境を保全すると同時に、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の保全を図る総合的な街路整備事業の総延長のうち、整備済みの延長				
景観重要建造物等及び都市景観重要建築物等の指定数（件）	76	85 以上	90 以上	9-1-5)
市の都市景観を形成する上で、重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等の指定数				
河越館跡整備率（％）	30.4	78	100	9-2-2)
3 期に分けて行う公園整備のうち、整備が完了した面積の割合				
指定文化財の数（件）	251	263	273	9-3-1)
市内における指定文化財等の数				
登録有形文化財・登録記念物の数（件）	12	16	20 以上	9-3-4)
市内における登録有形文化財・登録記念物の数				

* 伝統的建造物群保存地区：城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図るための制度。文化財保護法及び都市計画法により、市町村が指定する。

具体的取組

9-1 歴史的町並みの保存・整備 **重点**

1) 伝統的建造物群保存地区の保存整備

- 伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、伝統的建造物の保存修理、新築の修景事業等を実施し、町並みの保存整備を進め、歴史的風致*の維持・向上に努めます。

2) 伝統的建造物群保存地区の防災対策

- 伝統的建造物群保存地区を火災、地震災害、豪雨や台風等の自然災害等から守るため、防災体制の整備・強化に努めます。

3) 歴史的景観の保全

- 歴史的風致維持向上計画の重点区域内の都市景観形成地域*では、重点的、かつ、きめ細やかに良好な都市景観の形成を推進し、歴史的景観の維持保全に努めます。また、今後、新たな地域指定を検討します。

4) 歴史的地区環境の整備

- 古い町並みや歴史的建造物が多く残る北部市街地約130haを歴史的地区と位置付け（歴史的地区環境整備街路事業地区）、歴史的地区環境整備街路事業（歴みち事業）として計画された16路線3,850mについて、街路美装化等の歴史的環境に配慮した整備推進、歩行者空間の環境改善や回遊性の向上を図ります。



■伝統的建造物群保存地区



■歴史的地区環境整備街路（歴みち）

5) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

- 都市景観の形成上重要な建造物及び樹木については、景観法に基づき、景観重要建造物・景観重要樹木の指定を推進し、保全・継承を図ります。

* 歴史的風致：地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきている良好な市街地環境のこと。

* 都市景観形成地域：川越の特色を表す地域やこれからの川越の都市景観を創出していく地域を指定し、それぞれの地域の都市景観の特性を考慮しながら、地域の方々と行政が協働しながら、重点的、かつ、きめ細かに都市景観の形成を図る地域のこと。

9-2 史跡の保存と公園整備

1) 川越城址の整備・活用

- 川越城富士見櫓を含む川越城址については、城址公園としての整備を検討します。また、観光や教育の場となる公園として活用することを検討します。



■川越城本丸御殿

2) 河越館跡の整備・活用

- 郷土学習の場、市民の憩いの場として、国指定史跡河越館跡史跡公園の有効活用を図ります。また、史跡公園の充実を図るため、引き続き整備事業を継続します。

9-3 文化財の保存・活用

1) 文化財の保存と活用

- 指定文化財の所有者や管理者に対して、文化財の保存や修理の指導・助言を行い、維持・管理の充実に努めるとともに、研修会や防火訓練等を通じて連携の意識を高めます。
- 未指定文化財の調査・研究を行い、優れた文化財は指定文化財に指定します。
- 埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その成果を記録・保存します。

2) 文化財保護意識の啓発

- 文化財講座への職員派遣や刊行物の改訂、最新遺跡発表会の開催等を通じて文化財の価値を広く周知し、文化財保護意識の啓発に努めます。
- 地域や小中学校教育等において、郷土意識を高めるための学習を推進します。

3) 民俗文化財の保存と支援

- 民俗文化財*の保存・継承のため、後継者の育成支援、民俗芸能の記録・保存等を行います。

4) 登録有形文化財・登録記念物の登録の推進

- 建築後50年以上を経過した歴史的建造物等を活用しながら保存するため、所有者の同意に基づき、登録有形文化財*としての登録を推進します。

*民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。

*登録有形文化財：届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度。建築後50年以上を経過した歴史的建造物等を対象に、地方自治体からの推薦等により文化庁が登録する。

10 快適に暮らせるまちづくり

都市環境を考える上で、景観に配慮したまちづくりや環境負荷の少ない交通体系の確立は、重要な課題として挙げられます。また、近年では、水害や地震等の自然災害への対応も大きな課題の一つとして浮上しています。

地域の特性や魅力を生かした都市機能の集約化を目指しながら、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指します。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
電線類の地中化延長 (m)	9,425	11,705	14,425	10-1-1)
電線類の地中化工事を実施した区間の総延長				
屋外広告物簡易除却数 (枚 / 年)	5,297	6,500	6,000	10-1-2)
屋外広告物法における簡易除却制度に伴う除却数				
都市景観形成地域指定数 (地域)	3	4 以上	5 以上	10-1-3)
川越市都市景観条例に基づき、地域の特色を生かした都市景観を形作っている地域及びこれからの優れた都市景観を創造していく地域の指定数				
都市計画道路の整備率 (%)	44.1	46.1	47.1	10-2-3)
整備済みの都市計画道路延長が市内の都市計画道路の総延長に占める割合				
主要駅周辺の都市計画道路の整備率 (%)	29.3	42.1	52.2	10-2-3)
川越駅、本川越駅、川越市駅及び地域核の各駅(霞ヶ関駅、新河岸駅、南大塚駅及び南古谷駅)から徒歩圏内(800m)の整備済みの都市計画道路延長が、同圏内の都市計画道路の総延長に占める割合				
交通事故発生件数 (件 / 年)	9,031	8,570	8,120	10-2-4)
年間の交通事故発生件数				
自転車シェアリングの年間トリップ数 (回)	62,569	80,300	80,300	10-3-2)
自転車シェアリング利用者のサイクルポート間の移動回数				
自転車駐車施設利用台数 (台 / 日)	21,243	—	—	10-3-3)
市内 11 駅の市営・公営自転車駐車場、無料自転車置場及び民営自転車駐車場の 1 日当たりの利用台数				
自主防災組織結成率 (%)	75.9	85.0	90.0	10-4-5)
市内全世帯数のうち、自主防災組織 * 構成世帯数の占める割合				

* 自主防災組織：災害に対して地域住民が、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、住民の自発的意思により結成された組織。

具体的取組

10-1 景観に配慮したまちづくり

1) 都市景観デザインの普及・啓発

- 景観計画に基づくデザイン誘導については、地域特性等を考慮した誘導策を推進します。
- 歴史的地区の整備については、既存の伝統的建造物の保存のみならず、新築に対してもデザイン誘導を図るとともに、支援等を推進します。
- 公共施設の整備に当たっては、関係機関と協議のもと、地域特性に配慮したデザイン整備に努め、良好な都市景観の形成を図ります。
- 市民意識の啓発と情報の提供等を行います。

2) 屋外広告物の適正化

- 川越市屋外広告物条例に基づき、許可制度等による掲出の適正化を図ります。
- 市民と協働で簡易除却に努めつつ、違反広告物の是正指導策を推進します。

3) 地域特性に配慮した景観整備

- 地域住民が主体となったまちづくりに対し、景観法に基づく景観協定、川越市都市景観条例に基づく都市景観推進団体等の制度の活用を進めるとともに、技術的支援を行います。

4) 音かおり風景の保全

- 川越のシンボルであり、市民にも親しまれている時の鐘の音を聞きながら暮らせるような、音風景の保全に努めます。



■時の鐘

- 郷愁漂う菓子屋横丁について、だんごや駄菓子等の懐かしいかおりとともに、かおり風景の保全に努めます。



■菓子屋横丁

5) 周辺環境との調和に配慮した工業団地等の確保

- 周辺環境との調和に配慮した工業団地等を確保し、環境にやさしい企業の立地を図ります。

6) 地区計画等の活用

- 地区計画等の活用により、住宅と工場の調和を図り、環境にやさしいまちづくりに努めます。

7) 地域環境美化の促進

- 市民によるクリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）や自主的な地域環境美化活動を支援します。
- 観光客も含め、ごみの持ち帰りを促進し、地域環境美化への意識を高めます。



■ごみゼロ運動

8) 空き家・あき地の管理に対する指導等

- 川越市空き家等の適正管理に関する条例及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等の所有者・管理者に対して、適正管理の指導等を行います。
- 川越市あき地の環境保全に関する条例に基づき、あき地の所有者・管理者に対して、適正管理を指導します。

9) 放置自転車対策

- 市内各駅周辺の自転車放置禁止区域における自転車置き方指導員の配置や、通行の妨げとなる自転車の撤去により、良好な景観の保持に努めます。

10-2 交通の円滑化とネットワーク化の推進

1) 交通戦略の推進

- 持続可能な多極ネットワーク型の都市構造の実現と交通環境の充実を図るため、都市・地域総合交通戦略に基づく施策を推進します。

2) バス輸送の充実

- 市内循環バス「川越シャトル」は、路線や運行本数、目的地等の見直しと改善を継続的に行います。
- 高速バスは、新規路線の開設や既存路線の増便等を促進するとともに、本市の立地を生かした乗り継ぎ拠点化について検討します。
- バス等の総合案内板及び停留所への上屋の整備等を促進し、バスの利用促進を図ります。

3) 道路整備による渋滞の緩和

- 自動車交通量の多い幹線道路等の整備を進め、道路交通ネットワークの機能強化を図り、渋滞の緩和に努めます。
- 駅周辺の交通網整備を推進し、渋滞の緩和や歩道空間の確保を図ることで、市民や観光客の利便性の向上、安全性の確保に努めます。
- 道路整備に当たっては、資材に環境配慮型の製品を使用するなど、環境に配慮した整備に努めます。

4) 安全で快適な道路環境の確保

- 通学路を含む生活道路の歩道や側溝の整備を行うとともに、老朽化による道路等の破損を補修し、安全性・快適性を確保します。
- 右折レーン等を設置する交差点の改良及び道路整備を行い、交通円滑化を図ります。
- 地域の日常生活を支える身近な生活道路については、住民との合意形成を図りながら、効果的に拡幅整備を行います。

5) パークアンドライドシステムの充実

- 中心市街地の交通渋滞の緩和を図るため、郊外型駐車場の整備によるパークアンドライド*の充実を推進します。

6) 渋滞情報等の提供

- 警察の協力のもと、中心市街地の道路渋滞情報を提供します。

10-3 徒歩・自転車の利用促進

1) 歩行者に安全な道路の整備

- 歩行者が安全に歩ける歩行空間（歩道等）の整備を推進します。

2) 自転車の利用促進

- 自転車専用レーンの整備を検討するなど、自転車利用の促進を図ります。
- 既存の公共交通機関を補完するものとして、引き続き自転車シェアリング事業*を実施します。また、他自治体や地元企業、商店等と連携し、利便性の向上や回遊性の向上による地域の活性化を図ります。

3) 自転車駐車場の整備

- 駅周辺の自転車駐車場の整備を推進し、自転車利用の促進を図ります。
- 既設の自転車駐車場に防犯カメラの設置を進め、場内の防犯対策を図り、利用者の安全性の向上に努めます。



■自転車シェアリング駐輪場（ポート）

*パークアンドライド：中心市街地の道路混雑を緩和するために、マイカーで市街地へ向かう途中で、バスなどの公共交通に乗り換える交通体系のこと。

*自転車シェアリング事業：自転車を共同で利用するしくみのこと。市の中心市街地を中心に、自転車の貸し出しや返却を行う駐輪場（ポート）を設置している。

10-4 災害対策の充実 **重点**

1) 災害時における避難場所の確保

- 指定緊急避難場所となる都市公園や公共施設において、延焼・類焼防止のための緑の充実を図ります。

2) 水害対策

- 出水期前における河川水路等の清掃実施の啓発や、内水抑制のための緑地の保全・整備を図ります。

3) 雨水浸透施設・設備の普及

- 内水災害対策において、雨水流出抑制は重要な取組であることから、関係機関と連携し、雨水浸透施設整備の普及・機能維持を図ります。

4) 市民・事業者への支援（帰宅困難者への対応、防災訓練等）

- 川越市地域防災計画に基づき、災害時や緊急時に備えた食料、飲料水、生活必需品及び応急災害対策用資機材の質と量の充実を図ります。また、市内主要駅において、帰宅困難者対策訓練を実施し、関係機関と連携を強めます。

5) 市民・事業者への周知

- 大規模な災害時には、「自分の身は自分で守る（自助）」、「地域は地域みんなで守る（共助）」が大切なため、防災訓練や講話など、あらゆる機会を捉え、自助、共助の周知に努めます。
- 災害状況、指定緊急避難場所・指定避難所、ライフラインについて、市民、事業者等への周知を図ります。
- 地震・洪水・内水*・土砂災害の各種ハザードマップの周知に取り組みます。



■防災訓練の様子

*内水：河川の水を外水というのに対し、堤防の内側に降った雨水のことを内水（ないすい）という。

11 人づくり・ネットワークづくり

市民、事業者、民間団体及び市の各主体が自主的に、かつ、協働で環境保全活動を実践するためには、各主体が日常生活や事業活動と環境との関わりに気付き、自分の役割や責任を理解し、行動・参加するための力を身に付けることが重要です。そのために、環境に関する情報を広く提供するとともに、多様な場や機会での環境教育・環境学習を推進します。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
環境学習講座への参加者数 (延べ人 / 年)	2,141	—	—	11-1-4)
市内の公民館における環境に関する講座の延べ参加人数				
環境学習講座の開催数 (件 / 年)	25	—	—	11-1-4)
市内の公民館における環境に関する講座の開催件数				
環境月間ポスターコンクール応募数 (件 / 年)	362	800	1,000	11-1-7)
環境月間ポスターコンクールへの応募件数				
環境教育・環境学習に関する事業数 (事業 / 年)	53	60	70	11-1-7) 11-2-1)
市の主催、共催等による環境に関する事業数				
環境推進員活動数 (件 / 年)	606	—	—	11-2-1)
環境推進員の活動件数				
クリーン川越市民運動参加人数 (人 / 年)	102,838	—	—	11-2-1)
クリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）への参加人数				
かわごえ環境ネット主催等の事業数 (事業 / 年)	51	55 以上	60 以上	11-2-2)
かわごえ環境ネットの主催、協力等による事業数				

具体的取組

11-1 環境教育・環境学習の推進 **重点**

1) 市民参加による身近な環境調査

- 市民参加による市民環境調査・自然環境調査を実施し、市内の環境に関するデータを収集するとともに、暮らしの中の環境を考えるきっかけづくりとします。

2) かわごえエコツアーの実施

- 市民の環境保全への理解を深めるため、市内の環境スポットの見学ツアーを企画し、環境意識の啓発を図ります。
- 市民目線を重視したツアーとし、体験型環境学習を実践します。



■かわごえエコツアー

3) 環境学習の機会の充実

- 星空観察会、自然観察会等を実施し、体験型環境学習の機会を充実させます。
- 講演会、フォーラム等、各主体が環境学習を推進するための機会を支援します。



■かわごえ環境フォーラム

4) 市民向け講座における環境学習講座の開催

- 家庭や地域社会での環境保全の意欲を高めるため、市民向け講座において環境学習を組み入れます。

5) 市民、事業者への啓発

- 出前講座やイベント、つばさ館の活用等により、ごみの減量・資源化の情報を提供し、啓発を図ります。
- ごみ処理施設の見学会等を開催し、ごみ問題に関する啓発・学習機会を充実させます。

6) 環境学習施設の充実

- 環境について学習し、理解し、活動する市民の交流の場となる環境学習施設の充実に努めます。

7) 幼児期からの環境教育の促進

- 持続可能な開発のための教育（ESD）*など、幼児期から環境教育に積極的に取り組むことで、環境問題、自然との共生等、環境への意識を育みます。
- 小学校については、社会科副読本の作成、社会見学、校外学習等、身近な環境についての学習を促進します。

8) こどもエコクラブの推進

- 研修会や発表会の場を設けることで、こどもエコクラブ*の活動を支援します。
- こどもエコクラブ間の交流を図ります。



■こどもエコクラブの活動

9) 学校等への情報・資料の提供

- 環境学習に役立つ冊子等の作成と配布に努めます。
- 環境関連ソフトや環境に関する教育資料、環境簡易測定資材等の貸し出しを行います。

10) 先生向け研修会の開催

- 小中学校の先生を対象とした環境教育研修会を実施し、学校における環境教育を支援します。

11) 情報の共有化

- 各種メディアを活用し、誰にでも分かりやすい環境に関する情報の積極的な提供に努めます。
- 市民アンケート等を通じて、環境に関する市民の意見等の把握に努めます。

11-2 各主体をつなぐネットワークの強化

1) 協働・ネットワークの充実

- 市民、事業者、民間団体等との協働により、地域の特性を生かした環境保全活動を推進します。
- 協働による事業を展開していくための情報交換、相互交流等、各主体の環境保全活動を支援します。
- 各主体の自主的な活動を支援するとともに、ネットワーク化を推進します。

* 持続可能な開発のための教育（ESD）：（Education for Sustainable Development）一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育。

* こどもエコクラブ：子どもたちの興味や関心に基づいて、家庭、学校、地域など、身近でできる環境活動に取り組むクラブ。

2) かわごえ環境ネットとのパートナーシップ

- かわごえ環境ネットとのパートナーシップ*の強化に努め、地域全体の環境保全活動を推進します。

3) 川越市環境行動計画の推進

- 日常生活や事業活動における環境の保全・創造のために取り組むべき具体的な行動を定めた川越市環境行動計画を、第三次計画と連動するように見直すとともに推進します。

4) コミュニティ活動の促進

- 地域コミュニティにおける環境保全の自主的な活動や研修会の開催、相談等の支援を充実させ、コミュニティ活動を促進します。

5) 文化施設等の整備・充実

- 市民の芸術鑑賞や活動・発表の場である文化施設やウェスタ川越*大ホール等の適切な運営管理を図ります。
- 市民の文化活動を支援するため、公民館、図書館、博物館、美術館、川越まつり会館等の施設機能を整備し、資料の充実を図ります。

6) 環境アドバイザー制度等の活用

- 県の環境アドバイザー制度*等を広く周知し、活用を推奨します。

7) 環境活動を支える人材の活用

- 専門的な技術や豊富な経験を持つ人材を積極的に活用し、次世代の育成に取り組みます。

8) 職員の育成

- 協働事業に関する職員研修を充実させ、協働に関する意識を高めます。

9) 施策及び実施状況の公表

- 毎年度、市の環境の状況及び保全に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、公表します。
- 環境の保全に関する施策について、広報、ホームページ等を通じて公開します。

11-3 市域を越えた連携の推進

1) 国及び関係自治体との連携・協力の強化

- 地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、廃棄物、交通問題等、広域的な取組が必要な課題については、国及び関係自治体との連携・協力を強化します。

2) 姉妹・友好都市との情報交換

- 姉妹・友好都市提携を結んでいる国内3都市、海外3都市との交流を通じて、環境対策の情報発信・交換に努めます。

*パートナーシップ：様々な人々や団体が、公平な役割分担を基本として、協力や連携を行うこと。

*ウェスタ川越：市、県、民間事業者により整備され、平成27（2015）年春に川越駅西口にオープンした複合拠点施設。

*環境アドバイザー制度：環境に関する有識者や活動実践者を登録し、講演会や観察会等に講師として派遣する制度。

第4部 川越市緑の基本計画 (平成28年3月改定版)

第6章 計画の目標

- 1 計画の基本姿勢
- 2 計画の基本方針
- 3 計画の目標
- 4 計画の体系と緑の将来像

第7章 個別計画

基本方針1

- 1 水と緑と農地の保全
- 2 歴史的環境の保全
- 3 生き物の生息・生育空間となる緑の保全

基本方針2

- 4 水と緑のネットワークの形成
- 5 身近で安全・安心な都市公園等の整備
- 6 歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備
- 7 公共施設緑化の推進
- 8 民有地緑化の促進

基本方針3

- 9 緑に親しむきっかけづくり
- 10 水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり

第8章 地区別計画

- 1 川越市の地区構成
- 2 地区別計画



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
銀賞 矢崎日和さん(川越第一小学校5年生)の作品



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
銀賞 菅野莉々さん(高階中学校2年生)の作品

計画の目標

1 計画の基本姿勢

本市は、荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の多くの河川や街道の集結する交通の拠点として発達してきました。また、河川による水のネットワークは、生き物の生息・生育空間、人々の安らぎの場、災害時の焼け止まり線、良好な都市景観の構成要素等として都市の豊かさを支えています。

また、立地条件に恵まれ古い歴史を有することから、蔵造りの町並みや時の鐘といった地域を特色づける様々な歴史的文化的遺産が存在しており、それに加えて生活の中に息づく武蔵野の雑木林*や河川等の優れた自然を多く有しています。また、市街地を取り巻く農地は、身近な自然とのふれあいの場を市民に提供するとともに、樹林地*の緑と調和しつつ歴史や文化を支えてきました。

一方、第四次総合計画では「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」を将来都市像としており、緑の基本計画においても民有地の緑化をはじめとして市民との協力が重要となります。本市では古くからのコミュニティが発達しており、これらを生かし、まちづくりに積極的に参加・協力する市民、事業者及び民間団体を支援する必要があります。

緑の計画H28改定版では、伝統的な文化を生かしつつ市民との協働のもと「緑の保全、緑地の整備、緑化の推進」を積極的に進めていくことで、緑の面から本市の新たな局面を切り開くとともに、緑や歴史的文化的遺産との関係をより発展させていくことを目指します。

これらを踏まえ、本市における計画の基本姿勢を以下のように設定します。

■計画の基本姿勢

みんなではぐくむ
水と緑と歴史のまち・川越

*雑木林：樹林地のうち、薪炭材の供給源としてクヌギやコナラ、エゴノキ等を中心として、人々の生活とともに成立してきた樹林。

*樹林地：樹木が密生している場所であり、植生により自然林、二次林（雑木林）等に分類できるとともに、地形からは平地林、斜面林等に分類できる。

2 計画の基本方針

2.1 計画の基本方針

計画の基本姿勢を受け、計画の基本方針を以下のように設定します。

①川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもります

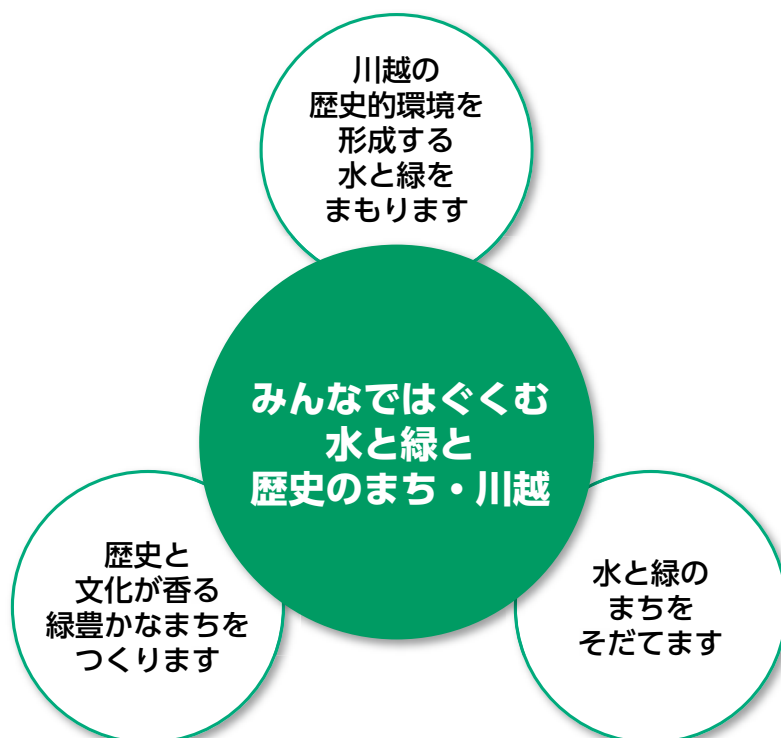
都市の骨格を形成し、川越の独自性を生かしつつ都市と自然環境との調和のとれた空間を形成するため、歴史的環境と一体となった緑、樹林地、農地、河川等の豊かな水と緑の空間を保全します。

②歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくります

本市の特性である歴史的文化的な環境を積極的に生かしていくため、自然や歴史を取り込んだ都市公園*等の整備を推進するとともに、道路及び河川の緑化を進めることで、水と緑のネットワークの形成を図り、川越らしい歴史と調和したまちづくりに努めます。

③水と緑のまちをそだてます

歴史に育まれてきた川越のまちをさらに魅力的で快適なものとするため、市民参加による緑の保全、緑地の整備及び緑化の推進に関するしくみづくりや市民間の交流活動、市民に対する普及・啓発活動を推進し、歴史を生かした水と緑あふれる町並みの形成を図ります。



*都市公園：都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園または緑地。身近な街区公園、文化財を活用する歴史公園、運動に供する運動公園などの種類がある。

2.2 都市公園の整備方針

計画の基本方針を踏まえ、また、都市公園の整備状況等を勘案した上で、次に掲げる事項を都市公園の整備方針とします。

- ①子育て環境の向上や少子高齢化に配慮した都市公園の整備
- ②健康の維持・増進やレクリエーション活動の場となる都市公園の整備
- ③防犯、防災の強化に配慮した都市公園の整備
- ④地域固有の歴史的文化的遺産、自然環境を生かした都市公園の整備
- ⑤地域の活性化、観光振興に資する都市公園の整備
- ⑥地域住民等との協働による都市公園の整備及び管理運営

2.3 生物多様性の保全方針

計画の基本方針を踏まえ、また、本市の自然特性等を勘案した上で、次に掲げる事項を生物多様性*の保全方針とします。

- ①生き物の生息・生育空間となる大規模な樹林地の保全
- ②多様な生き物の生息・生育空間を生み出す水辺環境の保全
- ③エコロジカル・ネットワークの形成
- ④ふるさとの雑木林の保全・整備
- ⑤生態系に配慮した農地の保全
- ⑥自然環境との共生
- ⑦生き物の移動・休息空間となる都市公園等の整備
- ⑧多様な主体の参画と普及・啓発の推進

2.4 特別緑地保全地区について

緑地の保全に関する施策を展開していく中で、次に掲げる事項により特別緑地保全地区の指定・保全を行い、自然環境の保護に努めます。

①指定方針

良好な自然環境を形成している地域のうち、土地所有者の意向などを踏まえ、指定を検討します。

②買取りの方針

特別緑地保全地区内の土地の買取り請求があった場合は、都市緑地法に基づき県等と協議の上、土地の買入れを行うものとします。

③保全方針

特別緑地保全地区に指定された土地は、市民等との協働により適正に管理するとともに、生物多様性の保全についても配慮します。

*生物多様性：全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

3 計画の目標

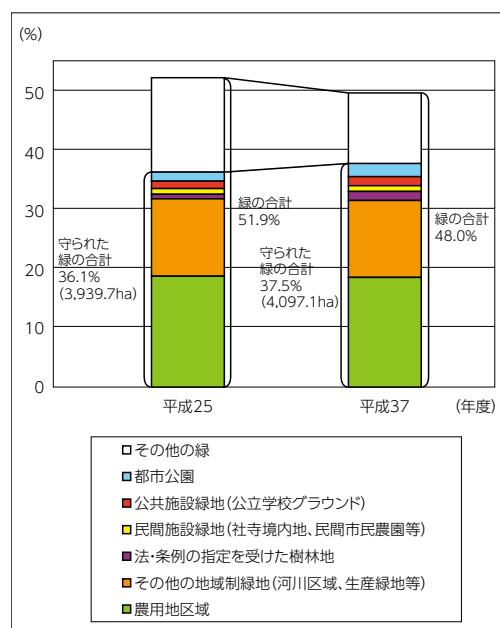
計画における目標を、以下のように設定します。

法指定の拡大や施設緑地の整備により、市域に対して約4割の緑を維持していくことを目指します。

平成26年3月末現在、本市には5,664.9haの緑（樹林地、農地、河川、都市公園等）があり、市域に対する割合は51.9%となっています。

このうち、緑地（法規制や公園整備等により守られた緑）は3,939.7haであり市域に対する割合は36.1%となります。

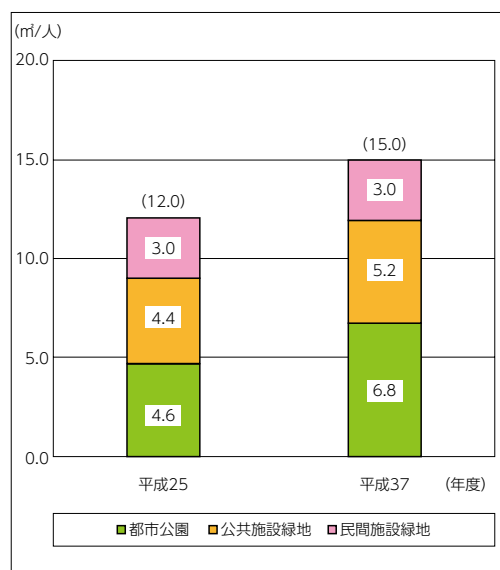
本計画では、市域の約4割に当たる約4,100haの緑を将来にわたり維持していくことを目標とし、地域制緑地の指定や都市公園等の整備に努めていきます。



都市公園や広場等の面積を、現在の約1.3倍（市民1人当たり15.0㎡）とすることを目指します。

都市公園や広場等の施設緑地の総量は、平成26年3月末現在、市民1人当たり12.0㎡となっています。

今後、都市公園の新たな整備はもちろんのこと、公共施設の緑地を増やし、また、市民の森や市民農園の増設等についても積極的に取り組むことで、現在の約1.3倍、市民1人当たり15.0㎡の緑地の確保に努めます。

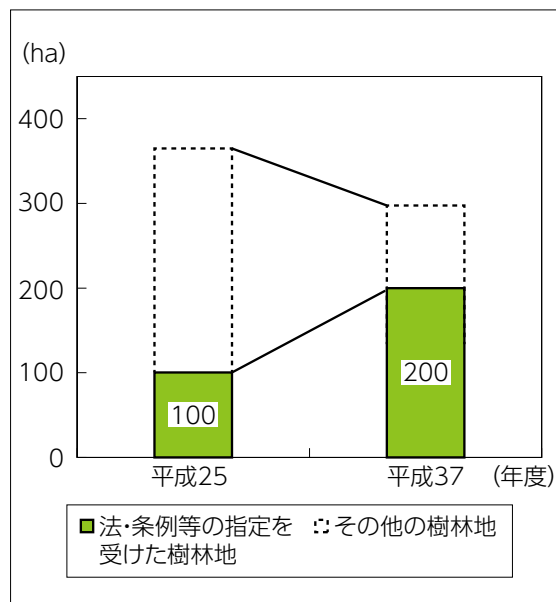


法や条例等の指定により維持する樹林地の面積を、約2倍に拡大することを目指します。

樹林地は多くの生き物の生息・生育空間であり、豊かな自然が存在しています。しかし、開発が進み年々減少の一途をたどっています。

平成26年3月末現在で、福原地区を中心に約100haの樹林地をふるさとの緑の景観地、保存樹林及び市民の森の各制度により指定しており、これは樹林地全体の約23%に当たります。

さらに今後、未指定の樹林地に対して指定を進めることにより、法や条例等の指定を受けた樹林地の面積を約2倍の200haとしていくことを目指します。



都市化の著しい市街地の中の緑を増やします。

都市公園の整備や公共施設については、接道部の緑化が可能となる部分は100%の緑化を目指します。

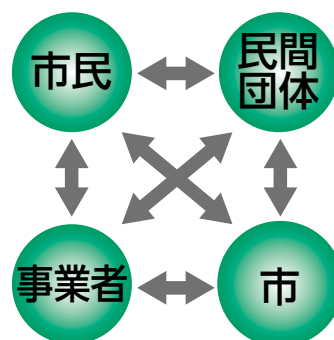
また、民有地についても、生け垣設置、屋上緑化、壁面緑化及び駐車場緑化に対する支援等を行うことにより、緑化を推進していきます。



市民、事業者、民間団体及び市の協働により緑化を推進します。

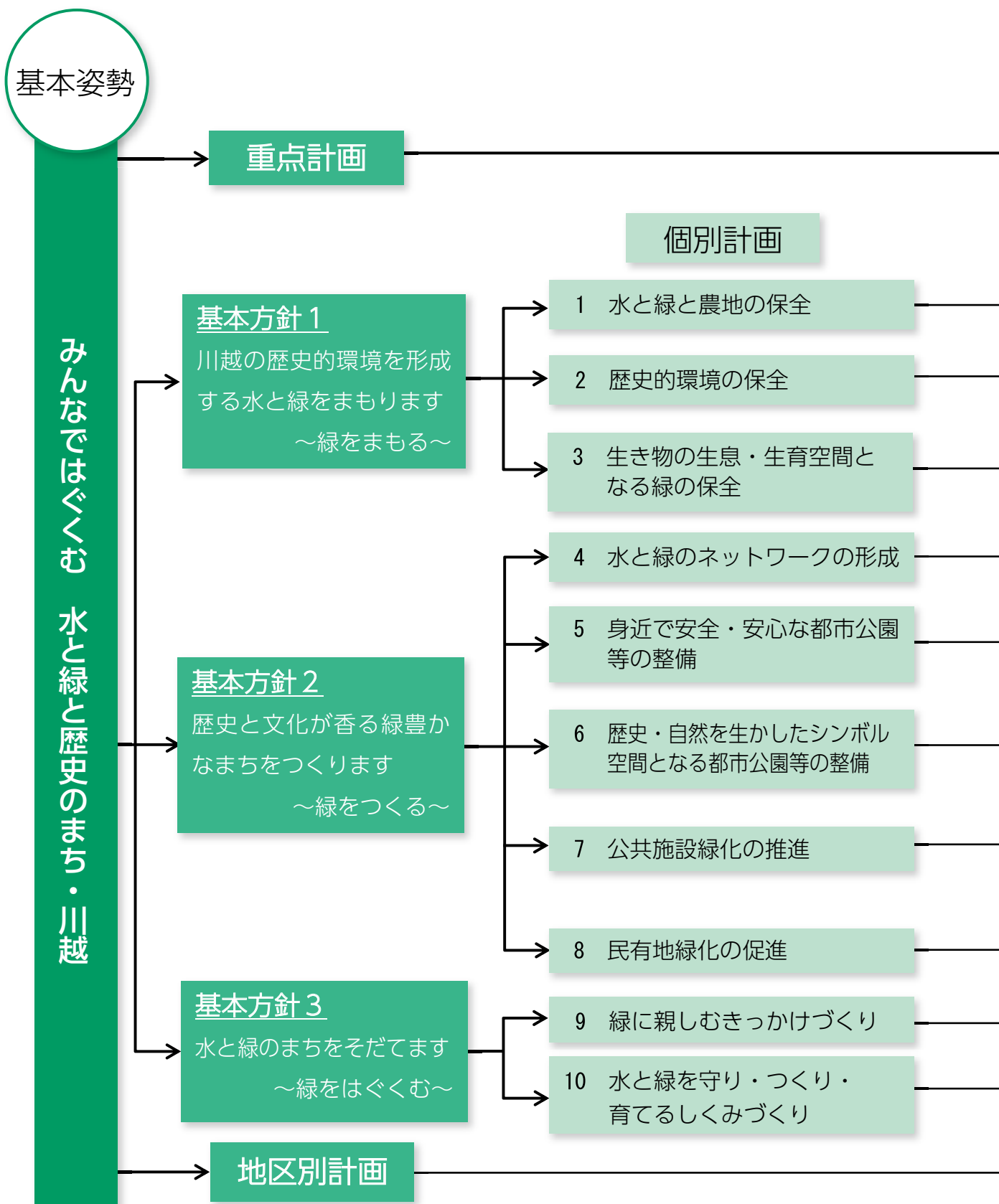
緑豊かなまちづくりのためには、その担い手である市民、事業者、民間団体及び市が協働し、緑を守り、つくり、育てていく必要があります。

このためのしくみづくりを推進します。

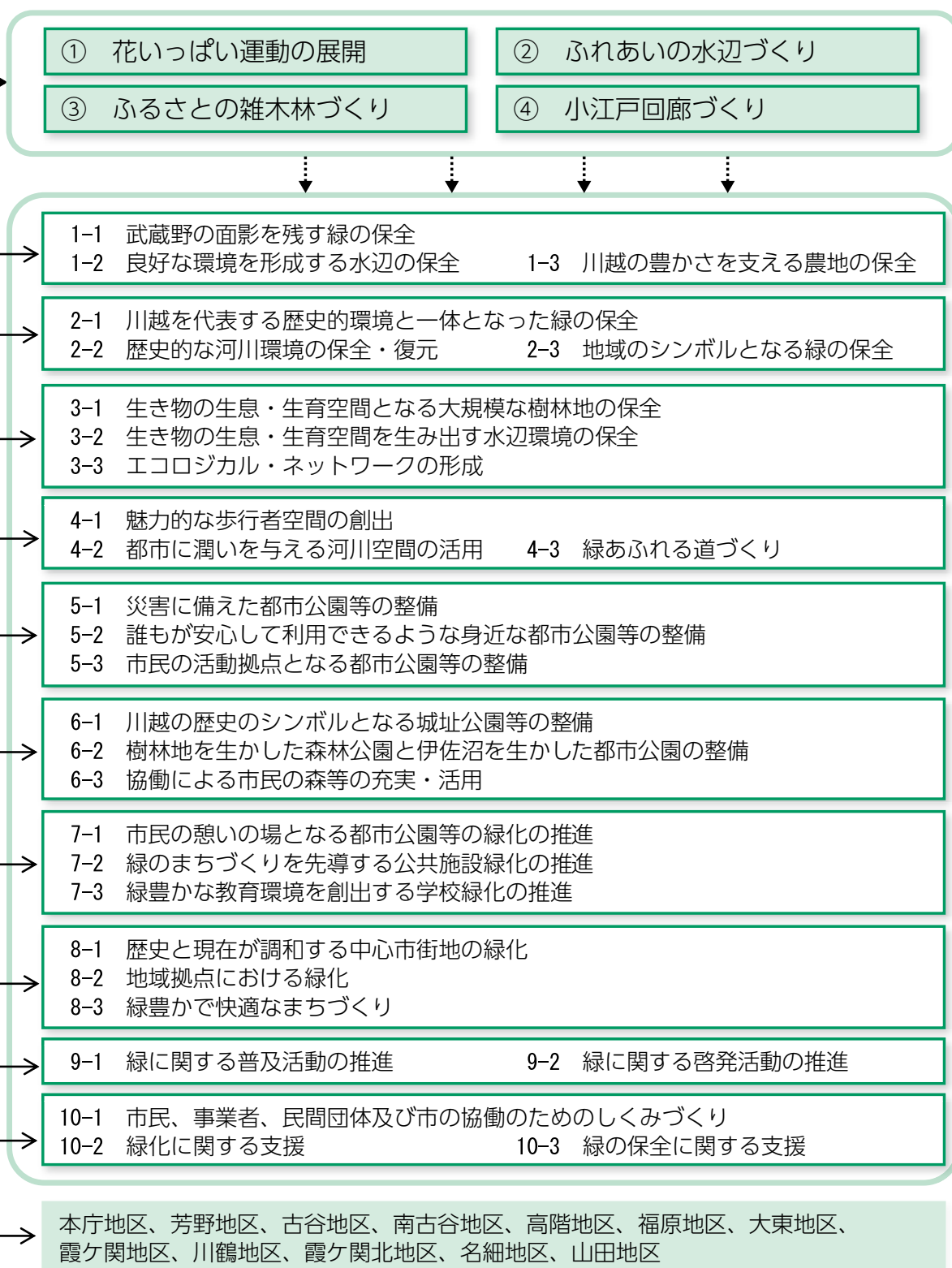


4 計画の体系と緑の将来像

■計画の体系

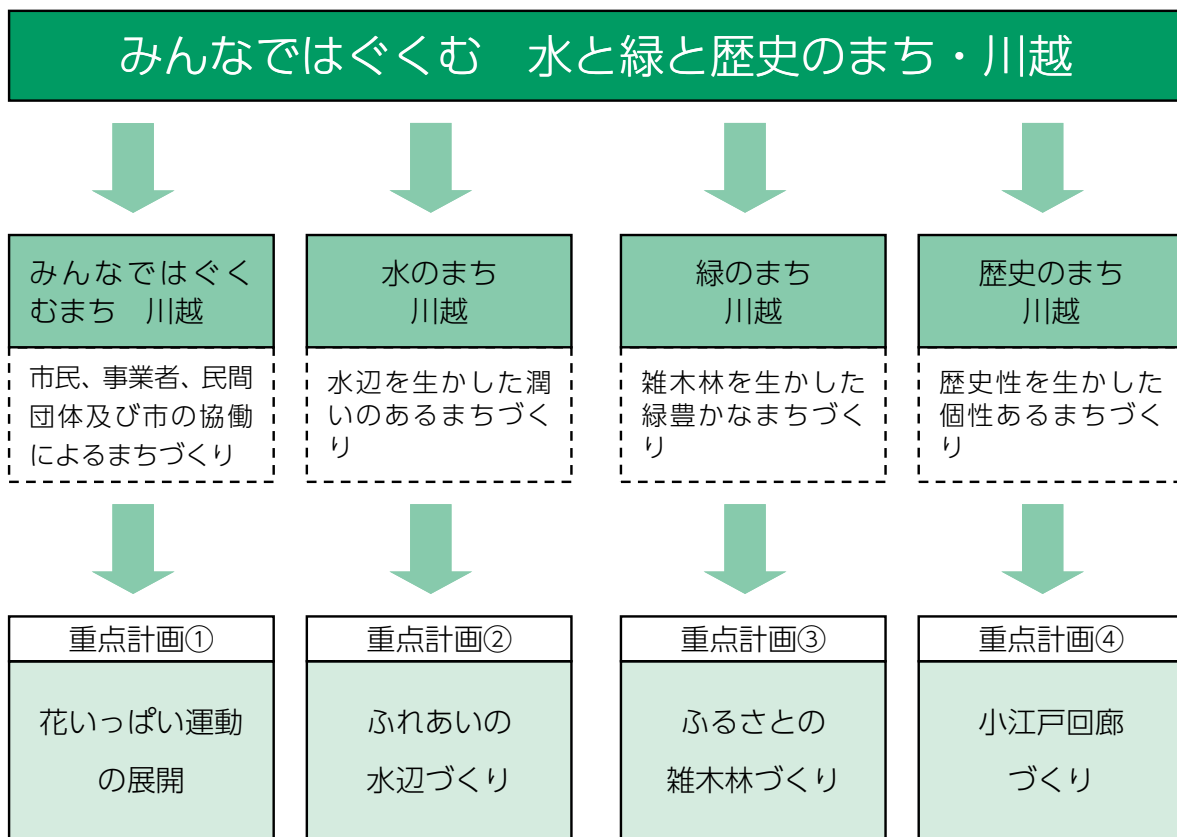


計画の基本姿勢を先導する計画を「重点計画」として、また、基本方針を実現するための具体的な計画を「個別計画」として、さらに、地区ごとの緑に関する方針を示す計画を「地区別計画」として、本計画を構成します。



●重点計画について

重点計画は、計画の基本姿勢に示される「みんなで（市民、事業者、民間団体及び市の協働）はぐくむ」まち、「水」のまち、「緑」のまち、「歴史」のまちといったキーワードをそれぞれ展開したものです。



《重点計画① 花いっぱい運動の展開》

市民、事業者、民間団体及び市の協働による花いっぱい運動の展開を推進します。

《重点計画② ふれあいの水辺づくり》

荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川や伊佐沼等の水辺を、市民が自然とふれあう場として保全・活用します。

《重点計画③ ふるさとの雑木林づくり》

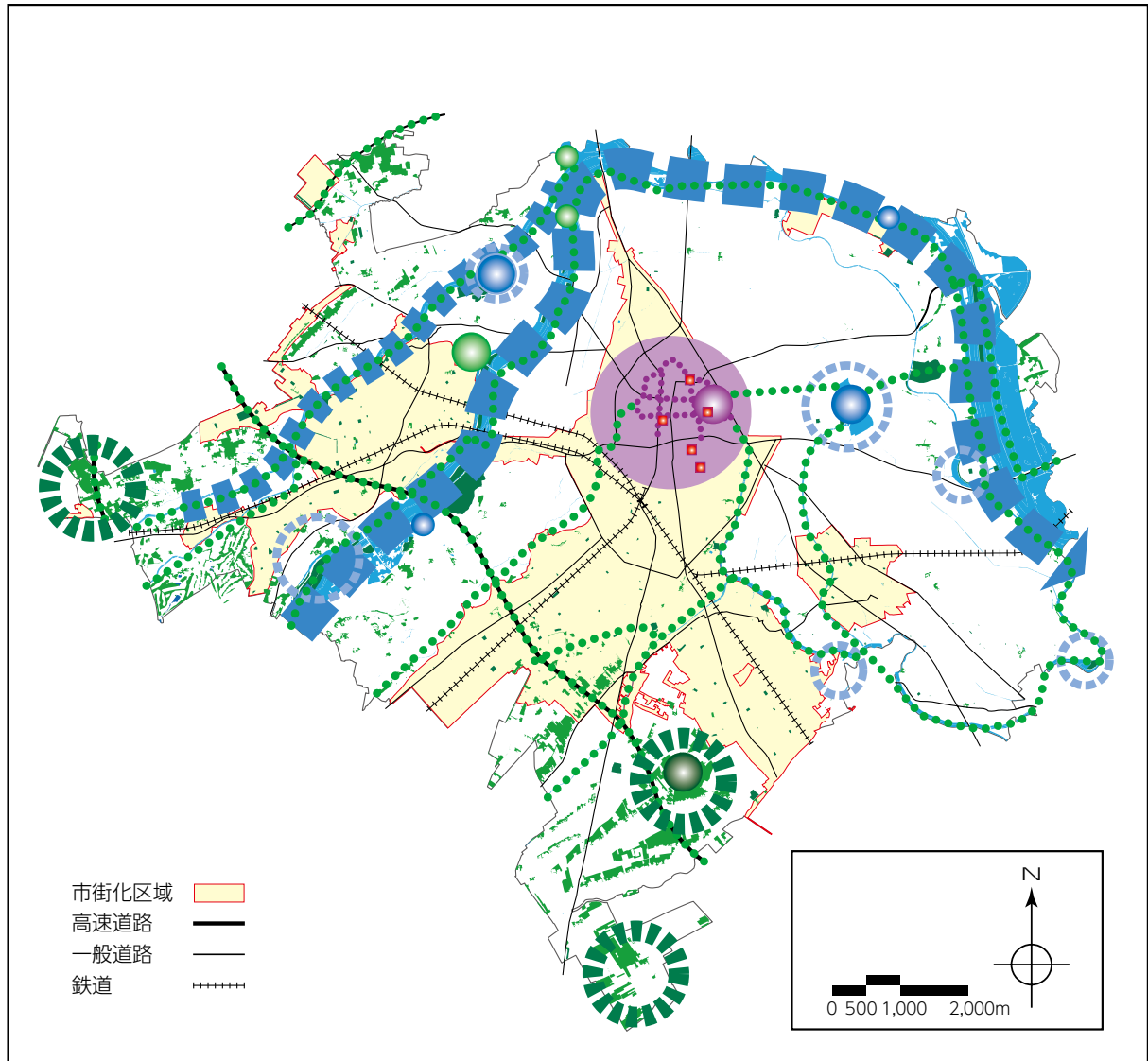
市内に点在する大規模な樹林地を“ふるさとの雑木林”として、未来に残し育てていくシンボルとして位置付け、保全・活用します。

《重点計画④ 小江戸回廊づくり》

中心市街地の多くの歴史的文化的遺産を活用した拠点や休息空間の整備を図るとともに、これらをつなぐ快適な歩行者空間（小江戸回廊）の形成を図ります。

※重点計画の具体的な取組は、個別計画の中に **重点** マークをつけて示しています。

緑の将来像



ふれあいの水辺づくり

荒川、入間川、小畔川等の河川や伊佐沼等の水辺を、市民が自然とふれあう場として保全・活用します。



ふれあいの水辺拠点の整備



伊佐沼公園、なぐわし公園、池辺公園等の整備



良好な河川環境の保全

ふるさとの雑木林づくり

市内に点在する大規模な樹林地を“ふるさとの雑木林”として、未来に残し育てていくシンボルとして位置付け、保全・活用します。



ふるさとの雑木林の保全・整備を重点的に行う地区



樹林地の保全



(仮称) 川越市森林公園の整備

小江戸回廊づくり

中心市街地の多くの歴史的文化的遺産を活用した拠点や休息空間の整備を図るとともに、これらをつなぐ快適な歩行者空間の形成を図ります。



小江戸回廊づくりを行う区域



初雁公園の整備



歴史的遺産と一体となった緑の保全



回廊の形成



その他の都市公園の整備



(既存都市公園)



緑道等ネットワーク化

■ 緑の持つ機能

私たちを取り巻く環境は、温室効果ガスの増大による地球温暖化、都市化によるヒートアイランド現象等、様々な問題を抱えています。それは台風の巨大化や局所的な集中豪雨の発生等、既に各地で災害をもたらしています。また、生き物の生息・生育環境の悪化、野生生物による農作物や人への被害等も発生しています。既存の緑を保全し、コンクリートやアスファルトで囲まれた都市に緑を創出し、多くの生き物たちにも優しい環境をつくっていくことは、このような環境問題の解決につながっていきます。

一方、緑の効果は環境面だけでなく人間の心の安定にも深い関わりがあります。人々が真に生活の豊かさを実感でき、快適で安全な生活を送るためにも、緑の保全と都市の緑化を進めていく必要があります。

ここで、緑の持つ機能について整理をすると以下のような役割があると考えられます。

《都市気象の緩和機能》

植物は、空気中の二酸化炭素や窒素酸化物等を吸収する働きや、光合成により酸素を供給する働きがあります。また、植物には水分の蒸散作用があるため、都市部の気温が周辺部の気温より高くなるヒートアイランド現象を抑え、悪化する都市の気象を緩和します。

《自然生態系の維持機能》

森林や水辺地等は、生き物たちの生息地（ビオトープ）となっています。生態系の維持や種の保存など生物多様性を保全する上で、緑は不可欠な要素となっています。

《レクリエーション機能》

私たちに各種のスポーツや散策、イベントなど様々な種類のレクリエーションの場を提供してくれます。

《心理的な機能》

潤いある町並みや都市空間、個性的なふるさとの顔や魅力ある景観をつくれます。また、緑のある空間は、私たちに精神的な安らぎや豊かさをもたらしてくれます。

《防災機能》

土砂崩れを防ぐ効果があるほか、雨水を貯めておく機能があることから洪水を防止する働きもあります。また、災害時には、公園やまとまりのある緑地は避難場所として、緑化されたある程度の幅員をもつ道路は延焼・類焼防止機能等を有する安全な避難路として大切な役割を担います。

《教育的な機能》

多種多様な生き物の生息・生育空間となることから、これらの様々な生き物に対する知識や自然環境に対する人間の働きかけを学ぶための環境学習の場として、大切な役割があります。

《経済的な機能》

森林は、私たちの生活に必要な建築物、紙、家具等の材料や薪・炭といった燃料となる木材等を供給してくれます。また、農地は穀物、野菜、果物等の食料や花等を供給してくれます。

●緑の指標について

本計画では、計画の実効性の確保に資するため、基本方針ごとに関連する取組の状況等を示す指標を設定しました。

この指標を活用した進行管理を行うことにより、計画の総合的かつ計画的な推進を図ります。

■緑の指標・目標値の一覧

1 川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもりまします ～緑をまもる～				
緑の指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な取組
樹林地の面積 (㎡)	3,614,000	—	—	1-1-1)、1-1-10)
樹林地の公有地化面積 (㎡)	97,090	—	—	1-1-8)、1-1-12)
緑地面積 (ha)	2,830	—	—	1-1-4)、1-1-12)
保存樹木数 (本)	228	290	340	1-1-11)
市民の森など法令等による指定面積 (㎡)	1,019,768	1,583,960	2,000,000	1-1-9)、1-1-10)
人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数 (経営体)	36	150	200	1-3-5)
市指定天然記念物数 (本)	8	—	—	2-3-2)
多自然型護岸の延長 (m)	20,763.18	—	—	3-2-1)
ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数 (箇所)	4	5	6	3-3-2)
2 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくりまします ～緑をつくる～				
緑の指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な取組
市民花壇累計指定数 (箇所)	74	104	129	4-1-4)、7-1-1)
1人当たりの都市公園面積 (㎡)	4.66	5.10	6.79	5-2-4)、5-3-3)
都市公園数 (箇所)	303	321	336	5-2-4)、5-3-3)
緑地面積 (ha) 【再掲】	2,830	—	—	6-2-1)、7-2-2)
公共施設の接道部緑化率 (%)	77	90	100	7-1-2)、7-2-2)
緑化本数 (本/年)	1,320	—	—	7-2-2)、8-3-1)
3 水と緑のまちをそだてまします ～緑をはぐくむ～				
緑の指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な取組
緑に関する講座数 (回/年)	4	—	—	9-2-1)
緑に関する体験イベント数 (回/年)	1	3	5	9-2-1)
新規大規模公園整備時のワークショップ開催率(%)	—	100	100	10-1-3)



個別計画

基本方針1

川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもりま ～緑をまもる～

都市の骨格を形成し、川越の独自性を生かしつつ都市と自然環境との調和のとれた空間を形成するため、歴史的環境と一体となった緑、樹林地、農地、河川等の豊かな水と緑の空間を保全します。

目 標

緑の指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な取組
樹林地の面積 (㎡)	3,614,000	—	—	1-1-1) 1-1-10)
固定資産税概要調書に基づく、地目別土地（山林）の面積				
樹林地の公有地化面積 (㎡)	97,090	—	—	1-1-8) 1-1-12)
（仮称）川越市森林公園、池辺公園及び環境政策課所管の寄附地の合計面積				
緑地面積 (ha)	2,830	—	—	1-1-4) 1-1-12)
法、条例等の指定を受けた樹林地、農業振興地域、公共施設緑地、生産緑地、都市公園、樹林地の公有地化面積、児童遊園及び環境政策課所管の寄附地の合計面積				
保存樹木数 (本)	228	290	340	1-1-11)
川越市保存樹木等の指定等に関する要綱に基づく、保存樹木の指定本数				
市民の森など法令等による指定面積 (㎡)	1,019,768	1,583,960	2,000,000	1-1-9) 1-1-10)
市民の森、保存樹林及びふるさとの緑の景観地の合計面積				
人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数（経営体）	36	150	200	1-3-5)
人・農地プラン*で位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数				
市指定天然記念物数（本）	8	—	—	2-3-2)
川越市文化財保護条例に基づいて指定された天然記念物の数				
多自然型護岸の延長 (m)	20,763.18	—	—	3-2-1)
多自然型で整備された河川護岸の総延長				
ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数(箇所)	4	5	6	3-3-2)
ビオトープ的要素を取り入れて整備した都市公園の箇所数				

* 人・農地プラン：農業における人と農地の問題を解決するため、地域の話し合いを基に地域における農業プラン（未来設計図）を市が作成するもの。

1 水と緑と農地の保全

1-1 武蔵野の面影を残す緑の保全

1) 樹林地の一体的な保全 **重点3**

○福原地区、霞ヶ関地区等に位置する樹林地の一体的な保全に努め、緑の骨格の形成を図ります。

2) 市民等との協働による樹林地の保全・管理 **重点3** **環境基本計画4-1-11)** p.66

○樹林地については、市民、事業者及び民間団体との協働による保全・管理に努めます。

3) 緑・アメニティ拠点の形成 **環境基本計画4-1-1)** p.66

4) 緑を保全する地区の指定 **環境基本計画4-1-2)** p.66

5) 市民緑地 **環境基本計画4-1-3)** p.66

6) ふるさとの緑の景観地 **環境基本計画4-1-4)** p.66

7) 広域的な取組の推進 **環境基本計画4-1-5)** p.66

8) 緑の基金による保全 **環境基本計画4-1-6)** p.66

9) 市民の森の指定 **環境基本計画4-1-7)** p.66

10) 保存樹木の指定 **環境基本計画4-1-8)** p.66

11) 保存樹木の指定 **環境基本計画4-1-9)** p.66

12) 公園としての樹林地の保全・活用 **環境基本計画4-1-10)** p.66

1-2 良好な環境を形成する水辺の保全

1) 河川環境の保全 **重点2** **環境基本計画4-2-1)** p.67

○本市の環境基盤を構成する荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川や田園地帯の水路を保全し、良好な河川環境を維持します。

2) 湧水地の保全・復活 **重点2** **環境基本計画4-2-2)** p.67

○湧水地周辺や台地上などで保水・涵養機能を有する樹林地、農地等の保全と緑化の推進を図ります。

○都市公園や街路等において、雨水浸透施設の導入を推進します。

1-3 川越の豊かさを支える農地の保全

1) 農地の保全と田園景観の維持

○本市の豊かさを支える基盤となっている市街地を取り巻く農地については、環境保全型農業*や地産地消等による農業の振興を図り、農地の保全と良好な田園景観の維持に努めます。

2) 生産緑地の保全

○市街地内に位置する身近で多面的機能を有する農地（生産緑地*）の保全に努めます。

3) 農地の保全と活用

○市街地内の農地の保全のため、市民農園の開設を支援します。

4) 環境保全型農業の促進と雑木林の保全 **重点3** **環境基本計画4-2-3)** p.67

○農薬の取扱いや適正管理について農業者へ啓発を促すとともに、減農薬、減化学肥料、有機質堆肥の利用方法等、環境保全型農業の普及を図ります。

○雑木林の落ち葉を堆肥として利用する有機農法等、環境保全型農業の普及を図ります。

○生態系に配慮し、周辺環境との調和を図る環境保全型農業を促進します。

○農業及び農地の持つ環境保全機能について啓発します。

5) 農業後継者の育成 **環境基本計画4-2-4)** p.67

6) 地産地消による農業の振興 **環境基本計画4-2-5)** p.67

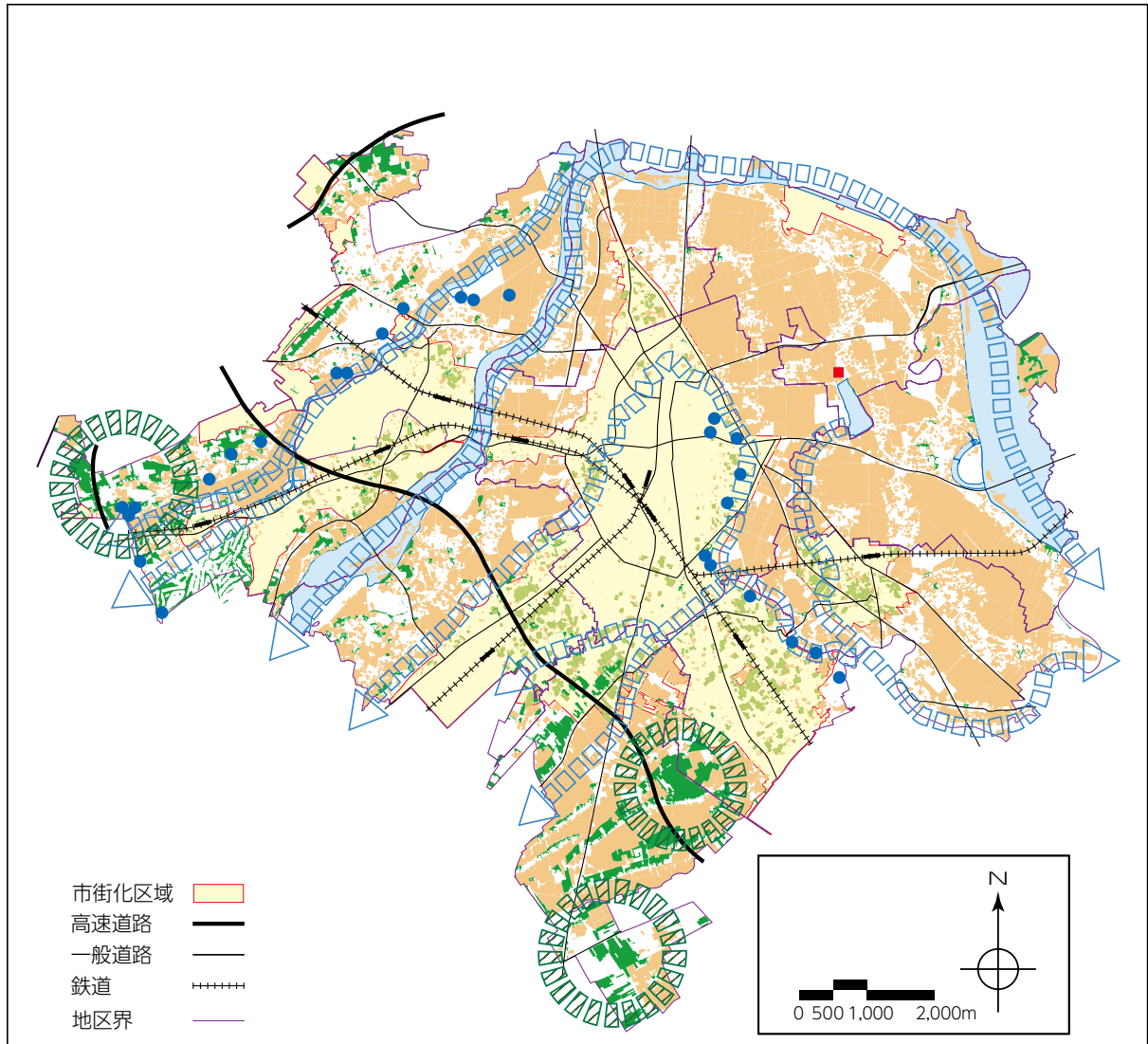
7) 農業とのふれあいの場の確保 **環境基本計画4-2-6)** p.67

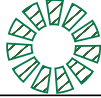
8) 生産緑地の保全、休耕農地の活用 **環境基本計画4-2-7)** p.67

* 環境保全型農業：可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称。

* 生産緑地：市街化区域内において、災害の防止、都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された土地のこと。

■水と緑と農地の保全



実現のための取組	施策	計画	現況
武蔵野の面影を残す緑の保全	樹林地の一体的な保全		
良好な環境を形成する水辺の保全	河川環境の保全		
	湧水地の保全・復活		
川越の豊かさを支える農地の保全	農地の保全と田園景観の維持		
	生産緑地の保全		
	農業とのふれあいの場の確保		

2 歴史的環境の保全

2-1 川越を代表する歴史的環境と一体となった緑の保全

1) 歴史的文化的遺産と一体となった緑の保全

- 本市を代表する喜多院、川越城本丸御殿等の歴史的文化的遺産と一体となった緑の保全に努めます。

2) 歴史的景観の保全

- 歴史的風致維持向上計画の重点区域内の都市景観形成地域*では、地域の住民との協働により定めたルールに沿って歴史的景観の保全に努めます。
- 都市景観形成地域の新規指定について検討を進めます。



■喜多院

2-2 歴史的な河川環境の保全・復元

1) 新河岸川沿いの緑の保全

- 川越の発展を支えてきた良好な河川環境を形成する新河岸川沿いの仙波河岸、下新河岸等の河岸跡*と一体となった緑や河岸林等を保全します。
- 新河岸川の河川改修等に当たっては、良好な河川環境の維持・復元に努めます。

2-3 地域のシンボルとなる緑の保全

1) 巨木・銘木・伝承木の保全

- 並木の大クス、鯨井のヒイラギ、下小坂の大ケヤキ等に代表される巨木・銘木・伝承木を保全します。

2) 社寺林、屋敷林等の保全

- 各地の社寺林、集落の屋敷林等の保全制度の充実を図ります。

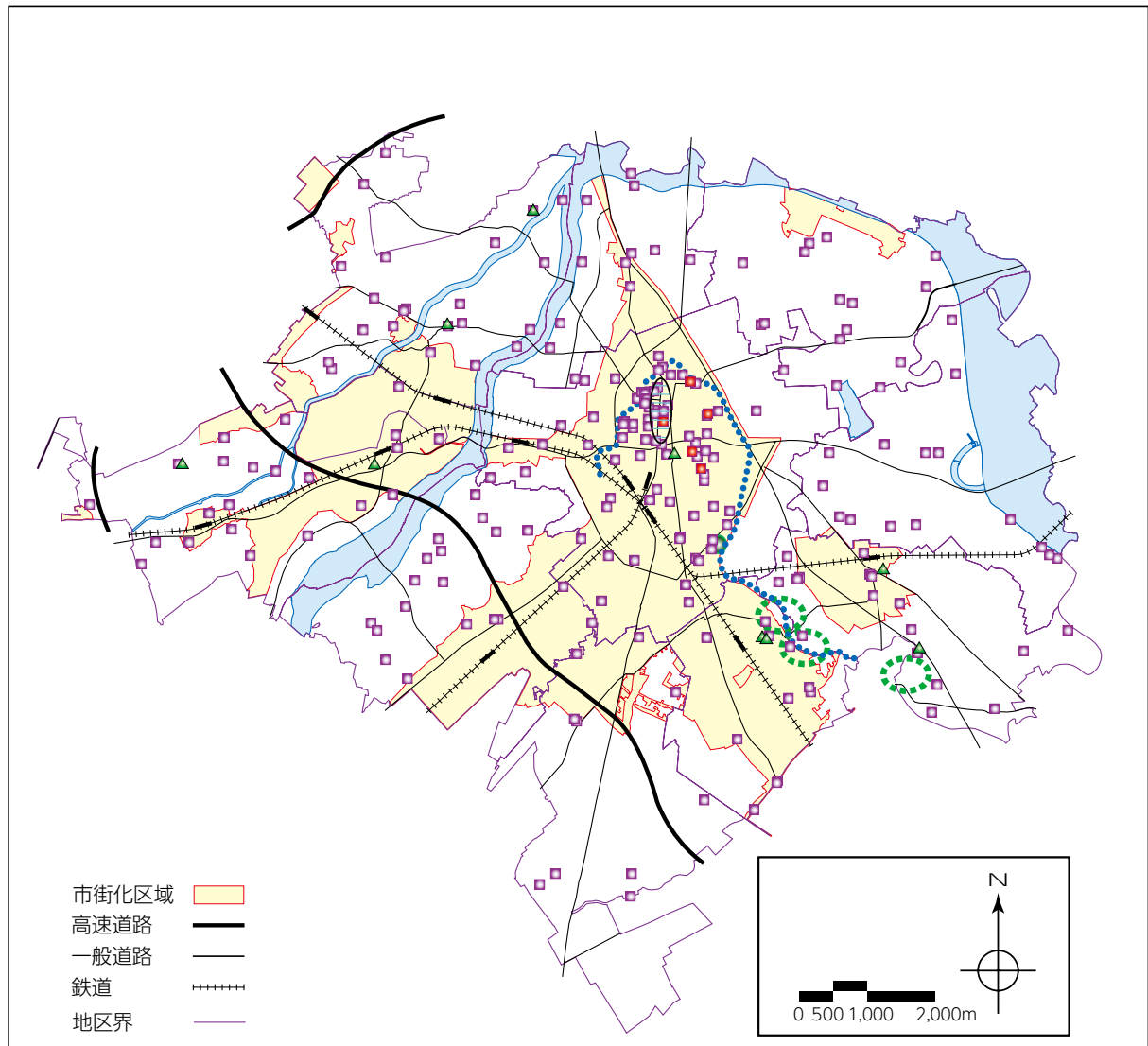


■並木の大クス

*都市景観形成地域：川越の特色を表す地域やこれからの川越の都市景観を創出していく地域を指定し、それぞれの地域の都市景観の特性を考慮しながら、地域の方々と行政が協働しながら、重点的、かつ、きめ細かに都市景観の形成を図る地域のこと。

*河岸跡：河川の岸辺で、舟から人や荷物の揚げ降ろしをした場所を河岸といい、その跡地のことをいう。

■ 歴史的環境の保全



実現のための取組	施策	計画	現況
川越を代表する歴史的環境と一体となった緑の保全	歴史的文化的遺産と一体となった緑の保全		
	歴史的景観の保全		
歴史的な河川環境の保全・復元	河岸跡と一体となった緑や河岸林の保全		
	良好な河川環境の維持・復元		
地域のシンボルとなる緑の保全	巨木・銘木・伝承木の保全		
	社寺林、屋敷林等の保全		

3 生き物の生息・生育空間となる緑の保全

3-1 生き物の生息・生育空間となる大規模な樹林地の保全

1) 樹林地の一体的な保全

- 福原地区、霞ヶ関地区等に位置する大規模な樹林地は、生き物の重要な生息・生育空間となることから、これらの一体的な保全に努めます。
- 本市と所沢市、狭山市及び三芳町にまたがる「くぬぎ山地区」は県内の樹林地としても有数の規模であり、その重要度も高いことから、県や関係市町と連携を図りながら保全に努めます。



■福原地区の大規模な樹林地

3-2 生き物の生息・生育空間を生み出す水辺環境の保全

1) 水辺の保全

- 荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川や伊佐沼、びん沼、古谷湿地、寺尾調節池等、多様な生き物にとって良好な生息の場となる水辺環境の保全に努めます。
- 河川改修や水路整備に当たっては、多自然型整備を採用する等、生物多様性に配慮した良好な河川環境の維持・復元に努めます。

2) 湧水地の保全

- 湧水地においては、周辺の緑の保全・回復と合わせ、多様な生き物の生息・生育空間を保全します。

3-3 エコロジカル・ネットワークの形成

1) 連続的な緑の保全

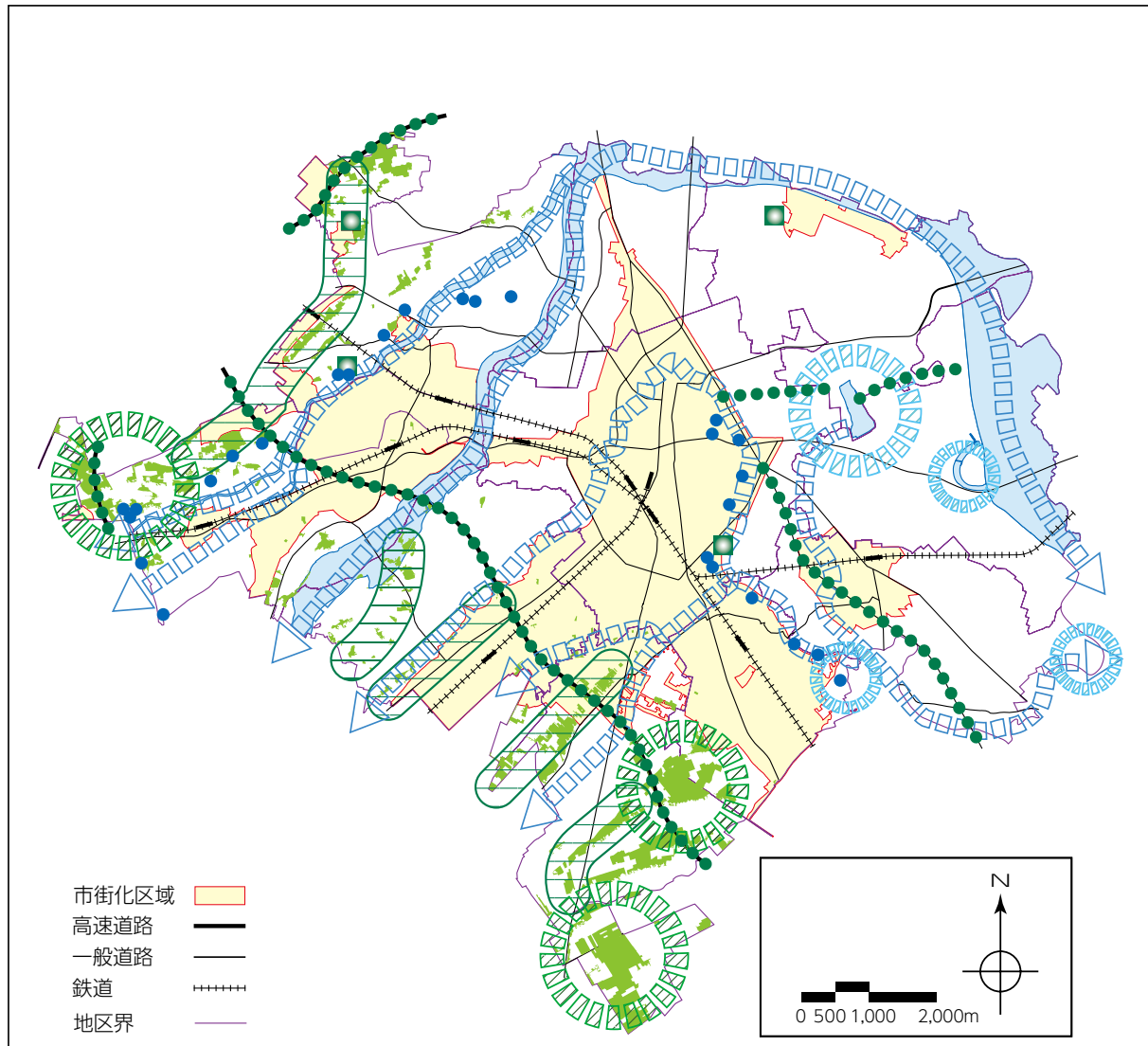
- エコロジカル・ネットワーク*形成のため、福原地区の連続的な緑や高階地区、大東地区等に点在する緑を一体的に保全します。
- 関越自動車道や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の側道部、緑道等においては、生き物の移動・休息空間の提供や周辺の生き物の生息・生育空間の連続性等に配慮した整備を検討していきます。

2) 市街地におけるビオトープの整備

- 市街地において生き物の移動・休息空間を提供し、併せて環境学習の場として活用できるよう、ビオトープの整備に努めます。

*エコロジカル・ネットワーク：人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的につないだ生態系のネットワーク。

■生き物の生息・生育空間となる緑の保全



実現のための取組	施策	計画	現況
生き物の生息・生育空間となる大規模な樹林地の保全	樹林地の一体的な保全		
生き物の生息・生育空間を生み出す水辺環境の保全	水辺環境の保全		
	良好な河川環境の維持・復元		
	湧水地と一体となった緑の保全		
エコロジカル・ネットワークの形成	移動・休息空間となる緑の保全		
	生息・生育空間の連続性等に配慮した緑道等		
	ビオトープの整備		



基本方針2

歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくります ～緑をつくる～

本市の特性である歴史的・文化的な環境を積極的に生かしていくために、自然や歴史を取り込んだ都市公園等の整備や、道路・河川の緑化を推進します。これによって、水と緑のネットワークの形成を図り、川越らしい歴史と調和したまちづくりに努めます。

目 標

緑の指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な取組
市民花壇累計指定数（箇所）	74	104	129	4-1-4) 7-1-1)
川越市市民花壇指定要綱に基づき、新たに指定された市民花壇の数				
1人当たりの都市公園面積（㎡）	4.66	5.10	6.79	5-2-4) 5-3-3)
市民1人当たりの都市公園面積				
都市公園数（箇所）	303	321	336	5-2-4) 5-3-3)
市内で開設している都市公園の箇所数				
緑地面積（ha）【再掲】	2,830	—	—	6-2-1) 7-2-2)
法、条例等の指定を受けた樹林地、農業振興地域、公共施設緑地、生産緑地、都市公園、樹林地の公有地化面積、児童遊園及び環境政策課所管の寄附地の合計面積				
公共施設の接道部緑化率（％）	77	90	100	7-1-2) 7-2-2)
市内公共施設における接道部の緑化率				
緑化本数（本／年）	1,320	—	—	7-2-2) 8-3-1)
苗木配布事業、緑の募金交付金緑化事業（家庭募金・一般募金）等で配布または植栽した樹木の本数				

4 水と緑のネットワークの形成

4-1 魅力的な歩行者空間の創出

1) 路地空間の整備

- 歴史的町並みに息づく路地空間を活用した魅力的な歩行者空間の創出に努めます。

2) 歴みちの整備 **重点4**

- 一番街の蔵造りや菓子屋横丁等の伝統的建造物の保全・活用を図るとともに、周辺の歩行者空間の環境改善を図るため、歴史的地区環境整備街路事業（歴みち事業*）を推進します。

3) ポケットパークの整備 **重点4**

- 川越の歴史を探索する歩行者の休息空間として、交差点等の道路沿いの小スペースを有効に活用したポケットパークの整備を図ります。

4) 市民花壇の推進 **重点1**

- 道路緑化や道路の余剰地等を活用したポケットパークの整備に努め、その中で市民花壇による花いっぱい運動を展開します。

5) 歴史と水と緑の回廊の整備 **環境基本計画5-1-2)** p.69

4-2 都市に潤いを与える河川空間の活用

1) 河川における緑化の推進

- 河川空間において、花いっぱい運動を展開します。 **重点1**
- 伊佐沼、びん沼、古谷湿地、寺尾調節池等の水辺の拠点をつなぐ河川等の緑化や親水空間としての利用を推進します。 **重点2**
- 新河岸川を歴史的文化的遺産や休息空間を連絡する親水拠点として緑地化を促進するとともに、河川空間の緑化を進めます。 **重点4**

2) 河川空間を活用した都市公園等の整備

- 荒川、入間川、小畔川、新河岸川等において、都市公園等の整備を図ります。 **重点2**
- 緑豊かな川づくりの拠点となる河川親水拠点の整備を図ります。
- 河川改修時に発生する残地を活用した緑地整備を推進します。
- 河川に公園が隣接する場合は、一体的な整備を検討します。

3) 河川空間利用の促進 **環境基本計画5-1-3)** p.69

4) 親水空間の整備 **環境基本計画5-1-4)** p.69

4-3 緑あふれる道づくり

1) 道路緑化・緑のネットワーク化の推進

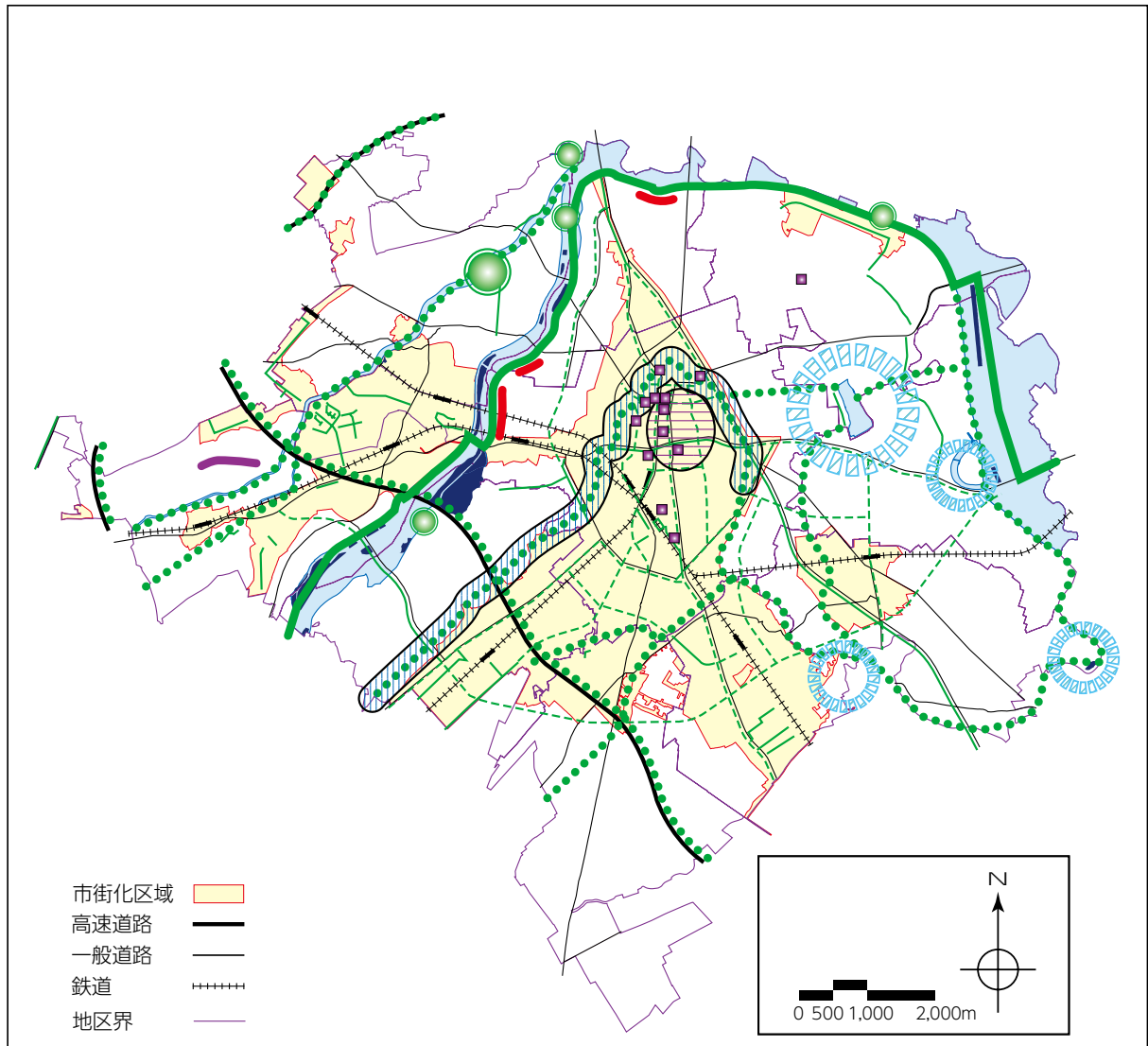
- 中心市街地の初雁公園等の拠点と伊佐沼をつなぐ道路緑化など緑のネットワーク化を推進します。 **重点2**
- 歴史的拠点や休息空間をつなぐ道路緑化を推進します。 **重点4**
- 良好な歩行者空間としての緑道やコミュニティ道路の整備について検討します。 **重点4**
- 植栽可能な幅員を持つ都市計画道路等の緑化に努めます。

2) 協働による道路緑化の推進

- 安心して歩ける緑道やコミュニティ道路の整備について検討します。
- 道路の緑化やその維持管理を市民等との協働のもとに取り組みます。

* 歴みち事業：歴史的地区環境整備街路事業の略称で、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の改善を図る街路整備。

■水と緑のネットワークの形成



実現のための取組	施策	計画	現況
魅力的な歩行者空間の創出	魅力的な歩行者空間の創出		
都市に潤いを与える 河川空間の活用	河川における緑化の推進		
	河川空間を活用した都市公園等の整備		
	良好な河川空間の維持		
緑あふれる道づくり	道路緑化の推進		
	緑道等の整備		
	市民協働の道路緑化・維持管理		

5 身近で安全・安心な都市公園等の整備

5-1 災害に備えた都市公園等の整備

1) 指定緊急避難場所となる公園等の整備

○災害時における市民の安全性確保のため、指定緊急避難場所となる公園等の整備を推進します。

2) 公園等の防災機能の強化

○既存の公園等についても、災害備蓄庫やトイレの設置等、防災面での機能強化を図ります。

3) 公園等の緑の充実

○指定緊急避難場所となる公園等では、延焼・類焼防止のための緑の充実を図ります。

4) 拠点となる公園等の整備

○災害時には、円滑な救援活動や物資輸送等の拠点として活用することを視野に入れた公園等の整備を図ります。

5-2 誰もが安心して利用できるような身近な都市公園等の整備

1) 魅力ある公園の整備

○公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを図ります。

○既存の公園については、適切な管理を行うとともに、利用しやすい公園づくりに向けた施設のリニューアルやユニバーサルデザイン*化を図ります。

○官民連携や市民参加など、多様な担い手の参加による公園づくりを検討します。

2) 公園施設の長寿命化

○公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の維持管理に努めます。

3) 調整池の活用

○土地区画整理事業等に伴い設置される調整池は公園等として活用を図ります。

4) 住区基幹公園の整備 **環境基本計画5-2-1)** p.69

5-3 市民の活動拠点となる都市公園等の整備

1) なぐわし公園の整備 **重点2**

○子どもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、なぐわし公園の整備を引き続き推進します。

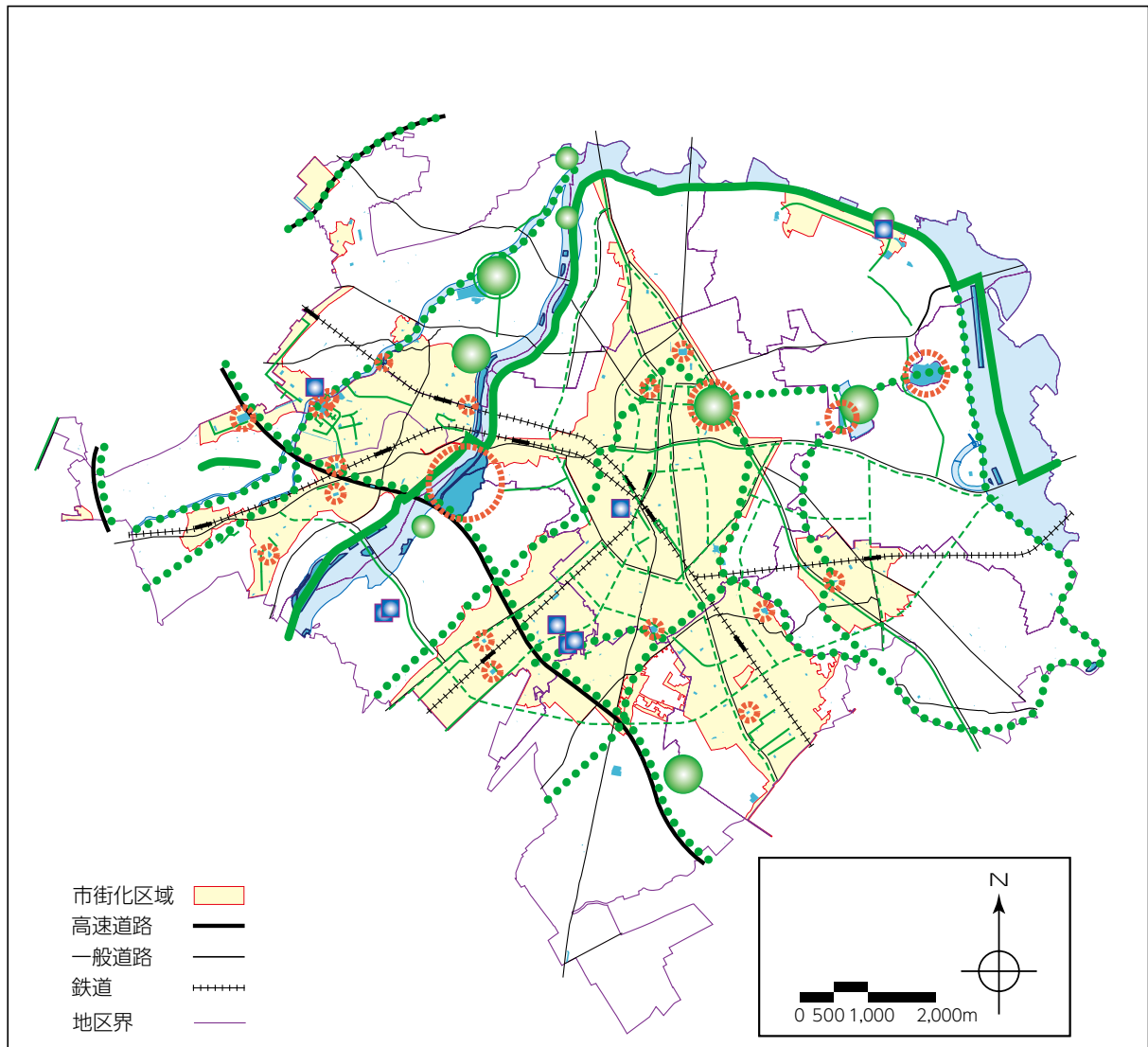
2) 河川敷を利用した公園の整備 **重点2**

○本市を取り巻く入間川の河川敷を利用した公園の整備を検討します。

3) 都市基幹公園の整備 **環境基本計画5-2-2)** p.69

*ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

■身近で安全・安心な都市公園等の整備



実現のための取組	施策	計画	現況
災害に備えた都市公園等の整備	防災に資する都市公園等の整備		避難場所 20ヶ所
	公園等の緑の充実		
	道路緑化の推進		
	緑道等		
誰もが安心して利用できるような身近な都市公園等の整備	誰もが安心して利用できる都市公園等の整備		
	調整池の活用		
市民の活動拠点となる都市公園等の整備	なぐわし公園の整備		
	河川敷を利用した公園の整備		

6 歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備

6-1 川越の歴史のシンボルとなる城址公園等の整備

1) 川越城址の整備・活用 重点4

○川越城富士見櫓を含む川越城址については、城址公園としての整備を検討します。また、観光や教育の場となる公園として活用することを検討します。

2) 歴史的文化的遺産の保全 重点4

○歴史に培われた市街地の魅力を高めるために、川越城本丸御殿や時の鐘等に代表される市街地内の歴史的文化的遺産の保全を図ります。

3) 国指定史跡河越館跡の整備

○国指定史跡となっている河越館跡について、史跡河越館跡整備基本計画に基づいて引き続き整備を推進します。

6-2 樹林地を生かした森林公園と伊佐沼を生かした都市公園の整備

1) (仮称) 川越市森林公園の整備 重点3 環境基本計画5-2-3) p.70

○本市南部にある武蔵野の面影を残す雑木林を保全するとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場として整備を図ります。

○先行して公有地化した雑木林は、市民の憩いの場として有効活用を図ります。



■ (仮称) 川越市森林公園

2) 伊佐沼及び伊佐沼公園の整備 重点2 環境基本計画5-2-4) p.70

○伊佐沼周辺の水、花、緑の豊かな自然環境を活用し、市民の憩いの場やレクリエーションの場として整備を図ります。

○市民の身近な水辺空間の再生のため、伊佐沼の良好な水質の回復を図るとともに、伊佐沼に群生していたハスやヨシの再生を推進します。

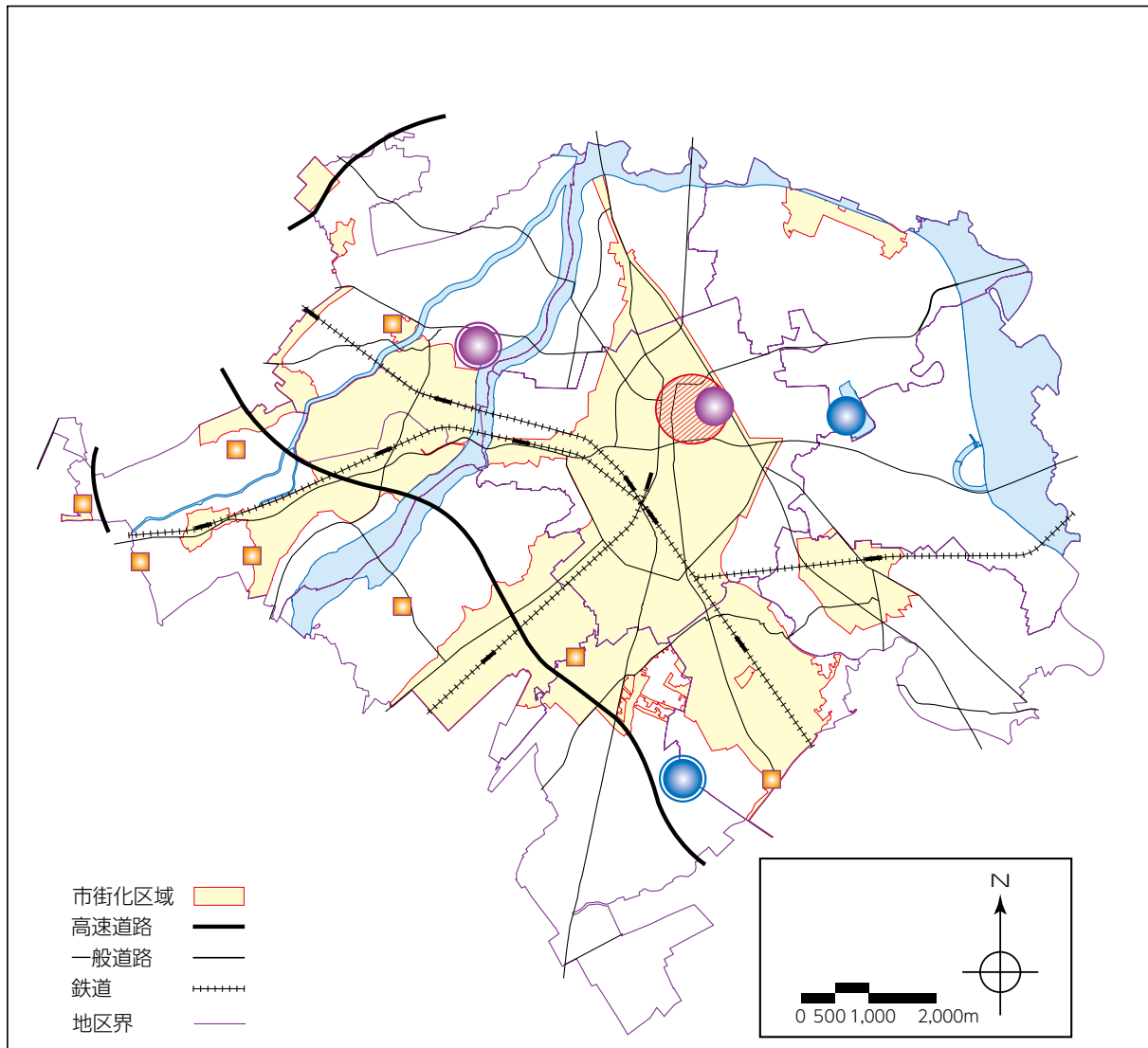
○伊佐沼公園の整備と連携して、市民の農業とのふれあいの場となる農業ふれあいセンターの活用を図ります。

6-3 協働による市民の森等の充実・活用

1) 協働による市民の森等の充実・活用

○市民の憩いの場として、民有の樹林地を市民の森等に指定し、その維持管理を市民等と協働で行うなど、活用を図ります。

■歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備



実現のための取組	施策	計画	現況
川越の歴史のシンボルとなる 城址公園等の整備	川越城址の整備・活用	●	
	歴史的文化的遺産の保全		●
	国指定史跡河越館跡の整備	●	
樹林地を生かした森林公園と伊佐沼 を生かした都市公園の整備	(仮称)川越市森林公園の整備	●	
	伊佐沼及び伊佐沼公園の整備	●	
協働による市民の森等の 充実・活用	市民の森等の指定		■

7 公共施設緑化の推進

7-1 市民の憩いの場となる都市公園等の緑化の推進

1) 花いっぱい運動の展開 **重点1**

○都市公園等において、市民花壇を設置するなど、花いっぱい運動を展開します。

2) 接道部の緑化

○都市公園等の緑化に当たっては、見通しの良い防犯性の高い公園にすることに配慮しつつ、同時に、目に触れる機会の多い接道部の緑化を図ります。

3) シンボルツリーの植樹

○都市公園等において、地域のシンボルとなる樹木の植樹に努めます。

7-2 緑のまちづくりを先導する公共施設緑化の推進

1) 花いっぱい運動の展開 **重点1**

○公共施設等において、市民花壇を設置するなど、花いっぱい運動を展開します。



■市民花壇（札の辻ポケットパーク）

2) 接道部の緑化

○公共施設の緑の充実を図り、特に接道部の緑化を重点的に推進します。また、植栽時は、「市の木（かし）」や「市の花（山吹）」など由来種を使用した緑化に努めます。

3) 多様な手法による緑化の推進

○緑化スペースの確保が難しい施設については、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、プランター等を活用した手法での緑化を推進します。

4) オープンスペースの開放

○公共施設内の緑化されたオープンスペースの開放に努めます。

7-3 緑豊かな教育環境を創出する学校緑化の推進

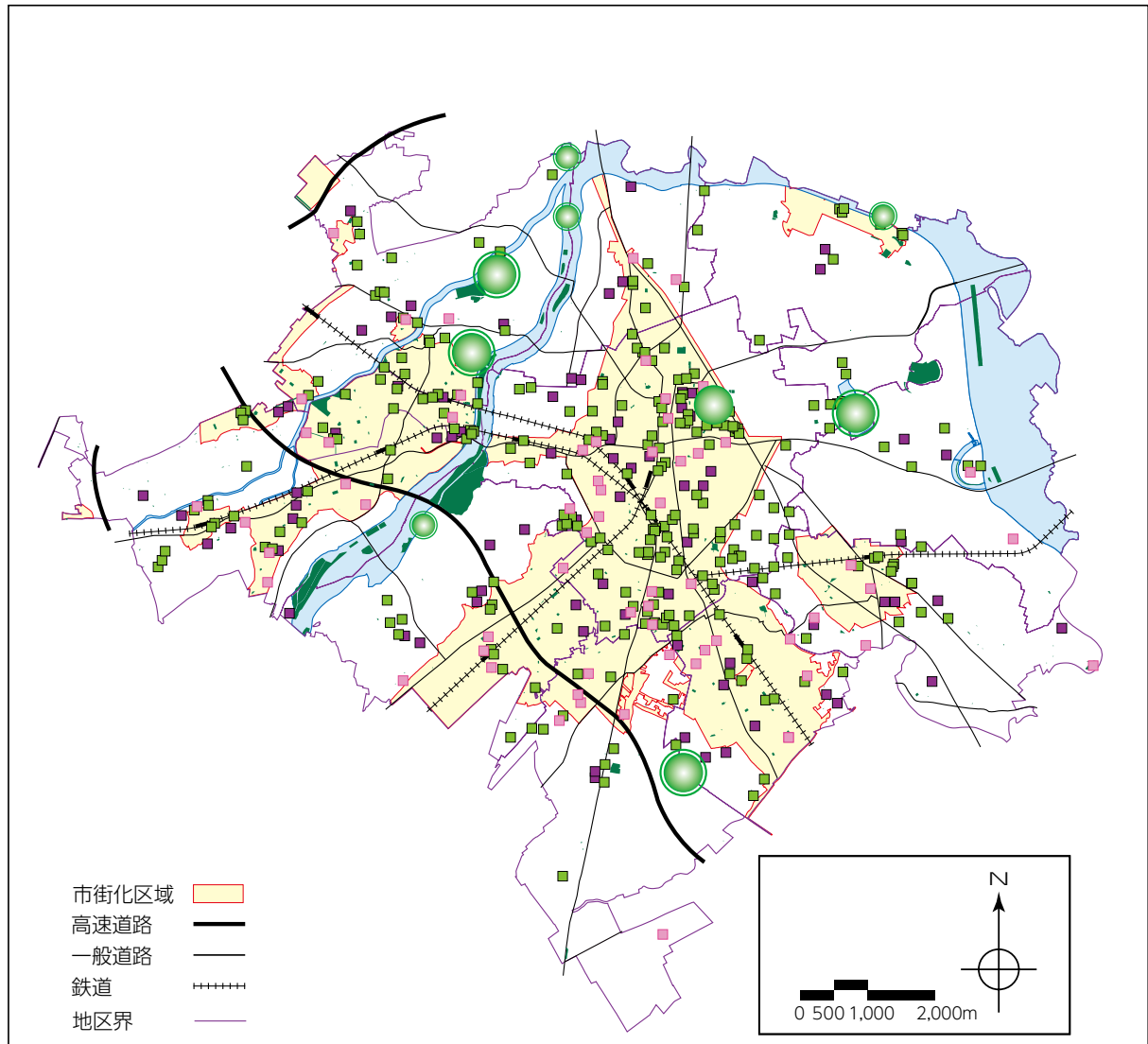
1) 学校緑化の推進

○小中学校の学校緑化を推進するとともに、環境教育・環境学習の場として自然観察空間の整備に努めます。

2) 樹木の適正管理

○学校内のシンボルツリー等の樹木について適正に維持管理します。

■公共施設緑化の推進



実現のための取組	施策	計画	現況
市民の憩いの場となる都市公園等の緑化の推進	都市公園等の緑化の推進	● ●	■
緑のまちづくりを先導する公共施設緑化の推進	花いっぱい運動の展開		■
	公共施設緑化の推進		■
緑豊かな教育環境を創出する学校緑化の推進	学校緑化の推進		■

8 民有地緑化の促進

8-1 歴史と現在が調和する中心市街地の緑化

1) 質の高い緑景観の創出

- 歴史的な町並みを残す地区において、伝統的な建造物の保全・再生に努めるとともに、効果的な緑の利用による質の高い緑景観の創出を検討します。

2) 中心市街地における緑の空間形成

- 三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区において、計画的に緑地を創出するとともに、周辺の事業所に屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等を推奨するなど、本市の顔となる緑の空間形成を促進します。

8-2 地域拠点における緑化

1) 地域拠点の緑化の推進

- 地域拠点となる四駅（霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅）周辺において、地域核として適切な緑化を進めます。
- 四駅を取り巻く住宅地では、質の高い緑の家並みづくりを市民とともに推進します。

8-3 緑豊かで快適なまちづくり

1) 住宅地等の緑化の推進

- 市内の住宅地を緑豊かにするために、苗木配布、生け垣設置、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等の支援を通じて、市民と協働で住宅地の緑化を推進します。
- 工場・事業所などの計画的な緑化を促進します。また、緑化に当たっては在来種の使用を推奨します。



■生け垣の設置例

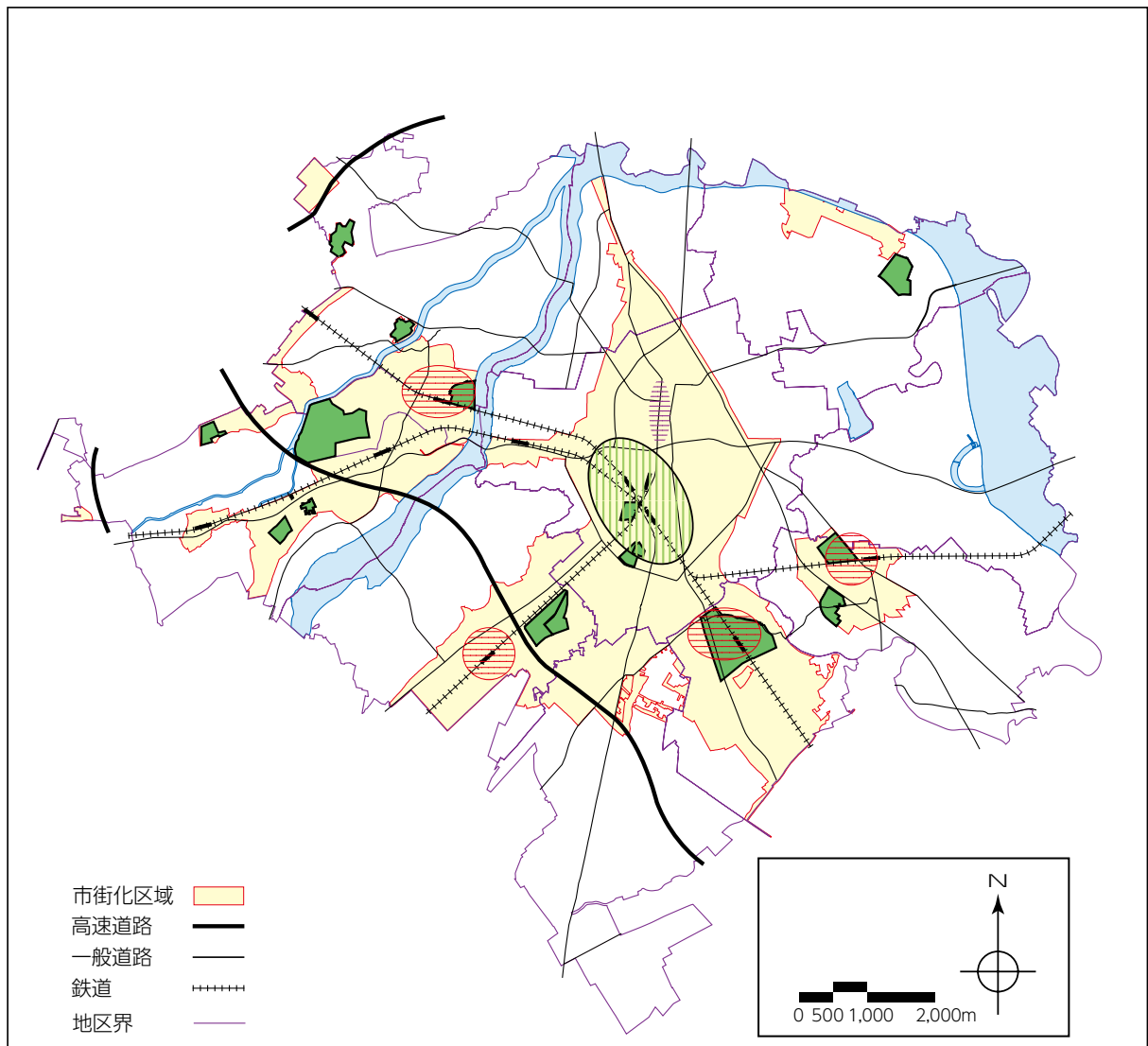
2) 緑化計画届出制度の導入

- 市街地にまとまった緑を確保するため、市独自の緑化計画届出制度の導入を検討します。

3) 花いっぱい運動の展開 **重点1**

- 緑地協定の締結等の際し、花の推奨についての項目を加える等により花いっぱい運動を支援します。
- 休耕農地等を活用した花いっぱい運動を支援します。

■民有地緑化の促進



実現のための取組	施 策	計 画	現 況
歴史と現在が調和する中心市街地の緑化	質の高い緑景観の創出		
	三駅周辺地区の緑化		
地域拠点における緑化	地域拠点の緑化		
緑豊かで快適なまちづくり	住宅地の緑化 (地区計画・建築協定)		

基本方針3

水と緑のまちをそだてます

～緑をはぐくむ～

歴史に育まれてきた川越のまちをさらに魅力的で快適なものとするため、市民参加による緑の保全、緑地の整備、緑化の推進に関するしくみづくりや市民間の交流活動、市民に対する普及・啓発活動を推進し、歴史を生かした水と緑あふれる町並みの形成を図ります。

目 標

緑の指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な取組
緑に関する講座数（回／年）	4	－	－	9-2-1)
緑に関する出前講座の回数				
緑に関する体験イベント数（回／年）	1	3	5	9-2-1)
緑に親しむ体験イベントの開催回数				
新規大規模公園整備時のワークショップ 開催率（％）	－	100	100	10-1-3)
新たに大規模な公園を整備する時のワークショップ開催率				

9 緑に親しむきっかけづくり

9-1 緑に関する普及活動の推進

1) 花いっぱい運動の展開 **重点1**

○市内の花いっぱい運動の質を高めるとともに市民の花に対する関心を深めるため、良好な花の景観を表彰する花いっぱいコンテスト等を開催します。

2) 積極的な情報発信

○ガイドブックの作成、ホームページの充実、ソーシャルメディアネットワークの活用など、積極的に市民へ情報を発信します。

3) 顕彰制度の充実

○優れた緑化活動に対する顕彰制度の充実を図ります。

9-2 緑に関する啓発活動の推進

1) 出前講座・体験イベントの充実 **重点3** **環境基本計画5-3-2)** p.70

○緑に関する出前講座の実施や自然観察、ネイチャーゲーム等の体験イベントを開催し、市民の緑に関する意識を高めていきます。

2) 調査・研究の推進

○市民、事業者及び民間団体と協働して、緑に関する調査・研究を推進します。

3) 公園の新たな活用

○子供が自由な遊び場を通じて、様々な体験や交流ができるよう、NPO法人等との協働により、公園の新たな活用を検討します。

4) 農業体験事業の推進

○農業ふれあいセンター鴨田ふれあい農園を拠点として、農業体験を通じて農業への理解を深める農業体験事業の推進を図ります。



■農業体験

10 水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり

10-1 市民、事業者、民間団体及び市の協働のためのしくみづくり

1) 環境保全活動の支援・推進

○市民、事業者、民間団体及び市が連携して行う、環境保全活動を支援・推進していきます。

2) ボランティアの育成

○市民、事業者及び民間団体が、緑化について協働していくことができるよう、ボランティアの育成を推進していきます。

3) ワークショップ形式による市民参加の推進

○新たに大規模な公園を整備する際には、ワークショップを開催するなど、市民が参加できるようなしくみづくりを検討します。

○官民連携による計画的、効率的な公園の管理運営を検討します。

10-2 緑化に関する支援

1) 緑化センターの設置 **重点1**

○市民の緑化活動を支援していくために、緑化センターの設置を検討します。

2) 緑のアドバイザー制度の制定 **重点1** **環境基本計画5-4-2)** p.70

○民間団体等との協働による緑のアドバイザー制度について検討し、市民の緑に関する取組を支援します。

3) 支援制度の充実

○川越市みどりの補助金等による支援制度の充実・活用を図ります。

10-3 緑の保全に関する支援

1) 緑の条例の制定

○緑に関する取組の支援、緑の保全・活用等に関する緑の条例の制定を検討します。

2) 樹木保険の導入

○保存樹木等の保険制度について導入を検討します。

3) 緑のリサイクルの推進 **環境基本計画5-4-3)** p.70

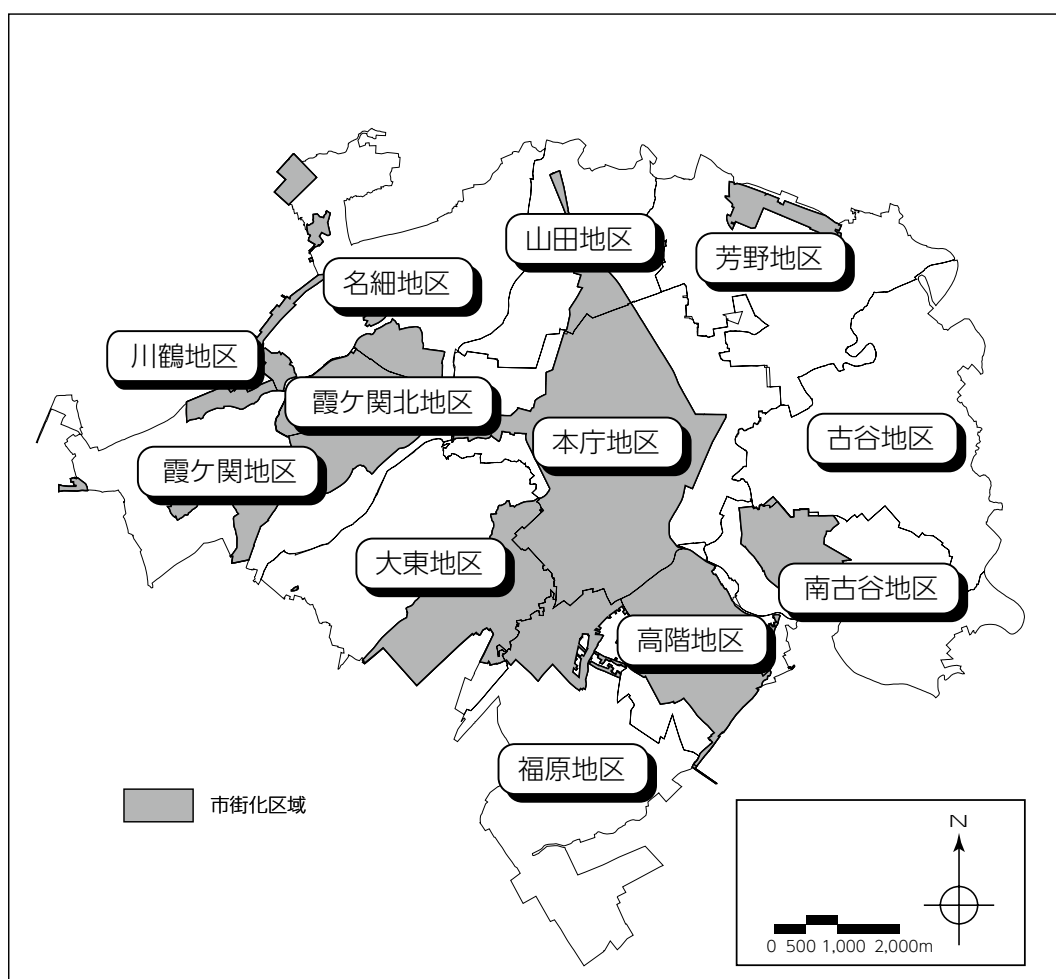
地区別計画

1 川越市の地区構成

本市は、本庁、芳野、古谷、南古谷、高階、福原、大東、霞ヶ関、川鶴、霞ヶ関北、名細及び山田の12地区の行政地区から構成されます。

地区別計画では、これらの地区ごとに現況と課題を整理し、取組の方針を設定することによって、より地域の状況に即した計画を推進します。

■地区区分図



川越市 基本データ	人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	349,388 人 (150,395 世帯)	303 箇所	1,627,306㎡

※地区別計画における基本データは平成27年3月末現在のものです。

2 地区別計画

2.1 本庁地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 市街地内の新河岸川をはじめとする河川や湧水地、社寺林の緑は、市民の身近な緑として、保全する必要があります。
- 市街地内の農地は都市気象の緩和に効果があり、また身近な緑として保全する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 大部分が既成市街地であることから、今後の公園整備水準の向上は難しいため、大規模開発事業等に伴う計画的な都市公園等の確保が重要となっています。
- 城址公園としての初雁公園の整備を検討する必要があります。
- 伝統的な市街地であることから、延焼・類焼防止や災害時の避難路等となる安全性に配慮した緑地の整備について検討する必要があります。

3) 緑化の推進

- 市街化区域内の緑が少ないことから、公共施設や道路・河川の緑化を進め、快適で安全な環境形成を積極的に図る必要があります。
- 蔵造りの町並み等の歴史を生かした緑化の推進や三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区の計画的な緑化が必要となっています。

②取組の方針

1) 川越城址の整備・活用

- 川越城富士見櫓を含む川越城址については、城址公園としての整備を検討します。また、観光や教育の場となる公園として活用することを検討します。

2) 歴史的な町並みの保全／魅力的な路地空間の保全・創出／緑あふれる道づくり／良好な河川環境の保全・復元

- 歴史的な町並みを残す地区では歴史的環境や路地等を保全するとともに、小さなスペースも生かした緑化等を推進します。
- 市街地内の交差点等の道路沿いの小スペースを利用し、ポケットパークの確保に努めます。
- 良好な市街地空間の創出を図り、災害時の避難経路を形成するために、新河岸川の保全・緑化を行い、他の緑地等とのネットワーク化を図ります。

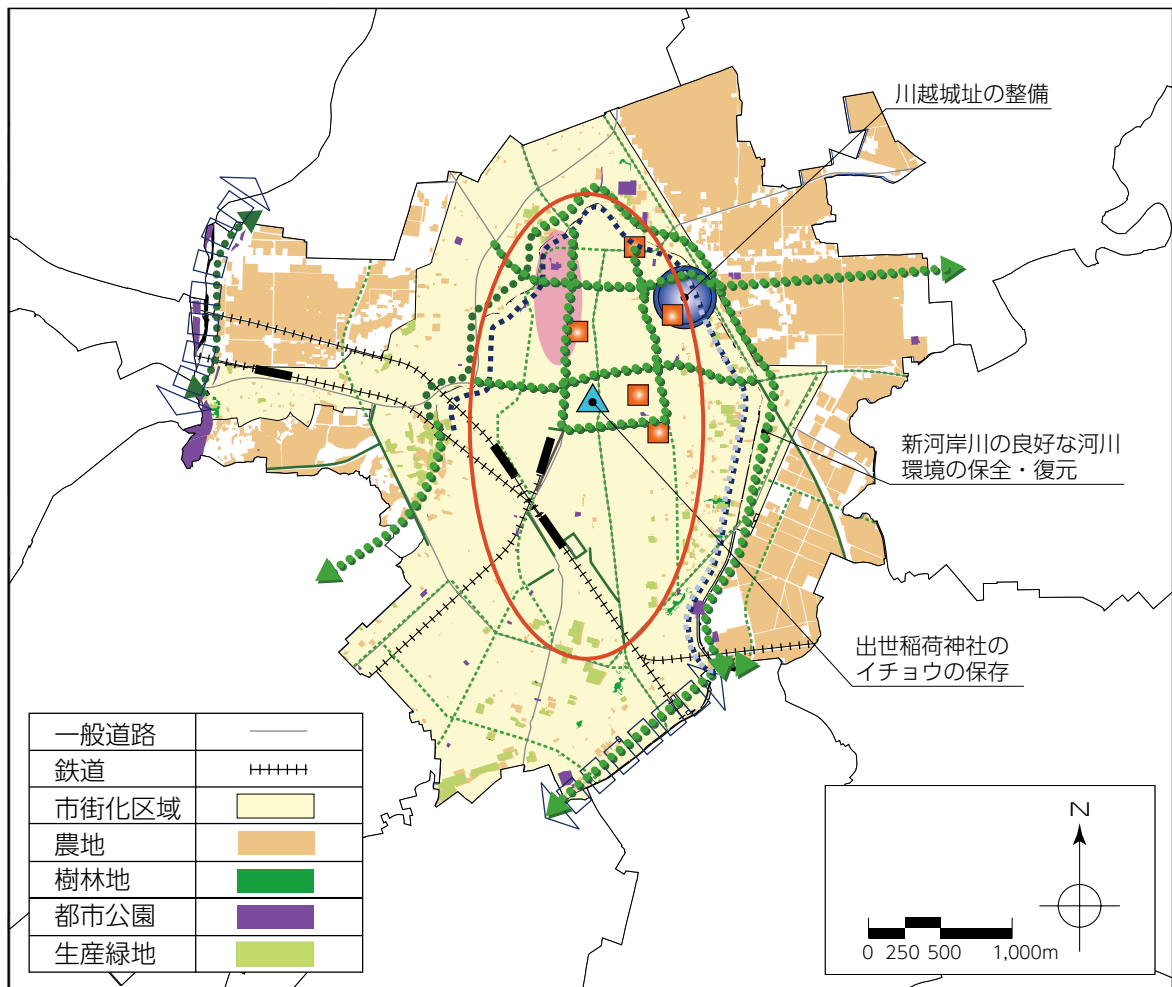
3) 中心市街地の質の高い緑化／巨木・銘木・伝承木の保存／地域生活拠点における計画的な緑化

- 三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺から歴史的町並み地区にかけての地区において、緑の充実を市民、事業者、民間団体及び市が協働して進めます。
- 市街地内に残る出世稲荷神社のイチョウなどの巨木等は、地区のシンボルとして保存に努めます。
- 大規模開発事業等が行われる際には、計画的な緑化と都市公園等の整備に努めます。
- 緑化余地の少ない本地域において、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等を積極的に推進します。

4) 歴史的文化的遺産と一体となった緑の保全／身近な農地の保全

- 氷川神社等の社寺林の保全について検討します。
- 生産緑地は、市街地内の農地として保全に努めます。

本庁地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	104,361 人（47,708 世帯）	46 箇所	128,016㎡



取組の方針	計画	現況	備考
川越城址の整備・活用	 拡張		
歴史的な町並みの保全			
魅力的な路地空間の保全・創出			
緑あふれる道づくり			緑道等 緑化道路
良好な河川環境の保全・復元			
中心市街地の質の高い緑化			
巨木・銘木・伝承木の保存			
歴史的文化的遺産と一体となった緑の保全			

2.2 芳野地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 地区の大部分を占める農地の保全による田園景観の保全が重要となります。また、農地内の水路等についても、保全を検討する必要があります。
- 地区の骨格となる荒川、入間川や伊佐沼の水辺環境の保全を進める必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 地区の大部分が市街化調整区域であり、伊佐沼公園等が位置することから都市公園の整備水準が比較的高い地区となっています。今後は、他地区とのネットワーク化を進め、都市公園等の活用を図る必要があります。

3) 緑化の推進

- 川越工業団地、川越第二産業団地内の緑化を進め、緑豊かな工業団地の育成を図る必要があります。

②取組の方針

1) 伊佐沼公園の整備

- 伊佐沼の良好な自然環境を生かした都市公園の整備を図ります。

2) 農業とのふれあいの場の充実

- 農業ふれあいセンターを農業とのふれあい拠点として位置付けます。
- 各種の農業体験イベントを通じ、市民が農業への理解を深める取組の充実を図ります。
- 市民農園の運営を支援することにより、市民が農業とふれあう機会を創出します。

3) 良好な河川環境の保全・復元／水辺環境の保全

- 荒川、入間川等において、良好な河川環境の保全・復元に努めます。
- 伊佐沼ではハス・ヨシ群落の再生を図ります。
- 水路整備等に当たっては、生態系に配慮した良好な河川空間の維持・復元に努めます。

4) 河川敷公園等の整備

- 水辺の自然とのふれあいの場として、また、スポーツレクリエーション活動の場として、新たに入間川の河川敷を利用した公園の整備を検討します。

5) 市街地を取り巻く田園の保全

- 農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

6) 工場の緑の充実

- 川越工業団地、川越第二産業団地内の緑化を促進していきます。

7) 緑あふれる道づくり

- 都市公園等のネットワーク化を図るため、道路緑化等の充実に努めます。

川越工業団地内の緑化

荒川・入間川の良好な河川環境の保全・復元

川越第二産業団地内の緑化

入間川河川敷の公園整備

伊佐沼公園の整備

伊佐沼の水辺環境の保全

一般道路	—
市街化区域	■
農地	■
樹林地	■
都市公園	■

0 250 500 1,000m

N

133

2.3 古谷地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 地区の大部分を占める農地の保全による田園景観の保全が重要となります。また、農地内の水路等についても、保全を検討する必要があります。
- 生き物の生息・生育空間として重要な伊佐沼や古谷湿地の保全・活用、地区の骨格となる荒川、入間川の保全について検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 市街化調整区域が多く、また川越運動公園や入間大橋緑地等の大規模な公園が位置することから、都市公園の整備水準が比較的高い地区となっています。今後は、荒川、入間川の河川敷、伊佐沼、道路等を活用した他地区とのネットワーク化を進め、都市公園の活用を図る必要があります。

3) 緑化の推進

- 道路や河川の緑化を進め、快適な環境の形成を図る必要があります。
- 休耕農地等を生かした緑化や花いっぱい運動の展開についても検討する必要があります。

②取組の方針

1) 伊佐沼公園の整備

- 伊佐沼の良好な自然環境を生かした都市公園の整備を図ります。

2) 良好な河川環境の保全・復元／水辺環境の保全

- 荒川、入間川等において、良好な河川環境の保全・復元に努めます。
- 水路整備等に当たっては、生態系に配慮した良好な河川空間の維持・復元に努めます。
- 伊佐沼ではハス・ヨシ群落の再生を図ります。
- 古谷湿地等では、生き物の生息・生育空間となる良好な水辺環境の保全に努めます。

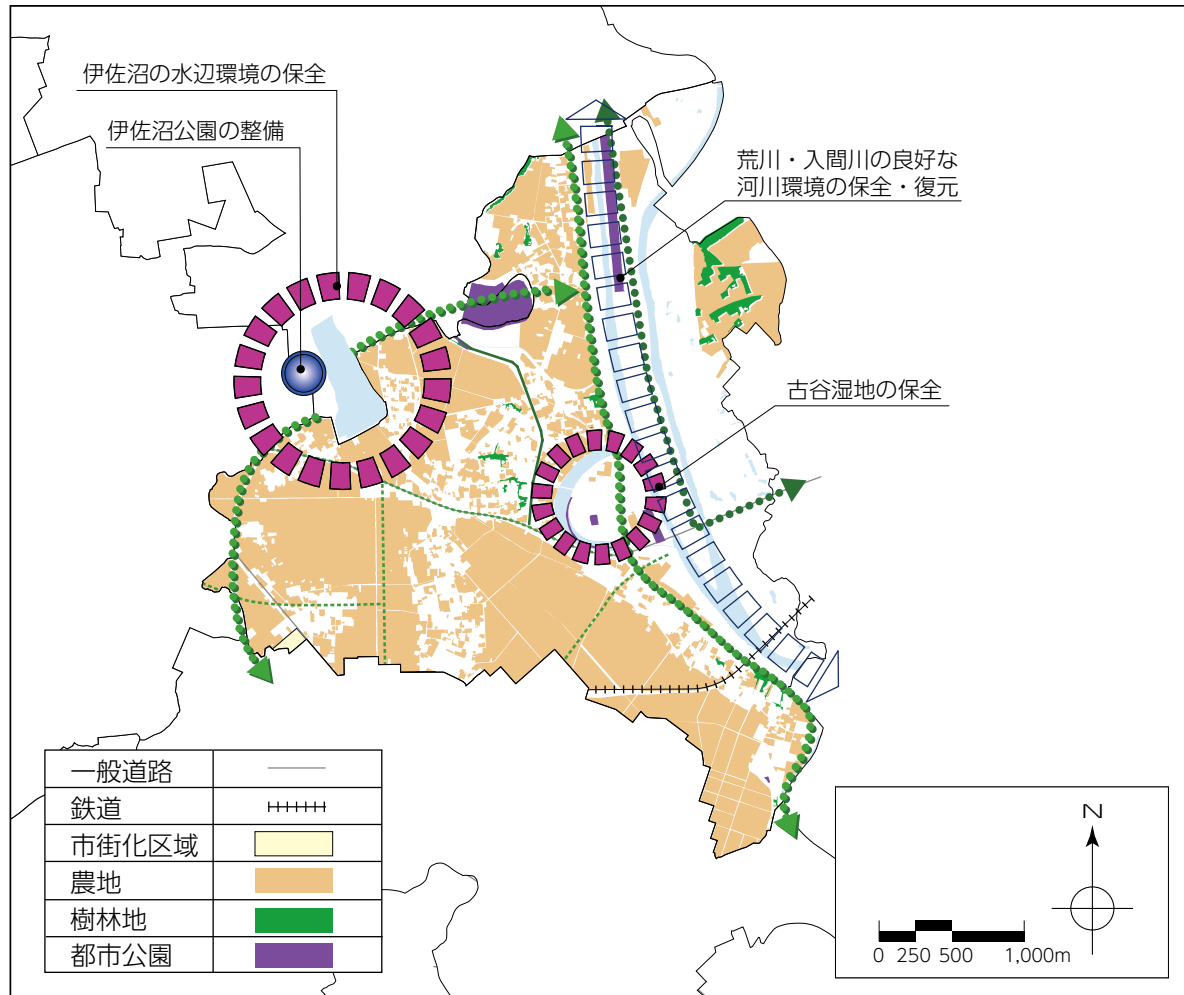
3) 緑あふれる道づくり

- 都市公園等のネットワーク化を図るため、道路緑化等の充実に努めます。

4) 市街地を取り巻く田園の保全

- 農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。
- 休耕農地での一時的な草花の栽培への支援を検討することで、農地の保全と良好な田園景観の維持に努めます。

古谷地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	11,079 人（4,307 世帯）	8 箇所	240,217㎡



取組の方針	計画	現況	備考
伊佐沼公園の整備	● 拡張		
良好な河川環境の保全・復元	◁□□▷		
水辺環境の保全	⊙		
緑あふれる道づくり	←→	←→	緑道等 緑化道路
市街地を取り巻く田園の保全		■	

2.4 南古谷地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 新河岸川等の保全について検討する必要があります。
- 市街化調整区域においては、水田を中心とする農地が開けており、これらの田園景観の保全が重要となります。また、農地内の水路等についても、保全を検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 都市公園の整備水準が低くなっている地区であることから、整備についての検討が重要となっています。

3) 緑化の推進

- 新河岸川、九十川の緑化の推進について検討する必要があります。
- 地域核として位置付けられている南古谷駅周辺については、地域核にふさわしい緑化が必要であると考えられます。

②取組の方針

1) 身近な都市公園等の整備

- 公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを図ります。

2) 新河岸川の河岸跡と河岸林の保全

- 下新河岸の河岸跡と一体になった緑や新河岸川の河岸林の保全を図ります。

3) 市街地を取り巻く田園の保全

- 農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

4) 地域生活拠点における計画的な緑化／住宅地の緑化／巨木・銘木・伝承木の保存

- 地域核として位置付けられている南古谷駅周辺において緑化に努めます。
- 基盤整備の整った新たなまちでは、住宅地の緑化を促進します。
- 並木の大クスや古市場のヒイラギなどの巨木等は、地区のシンボルとして保存に努めます。

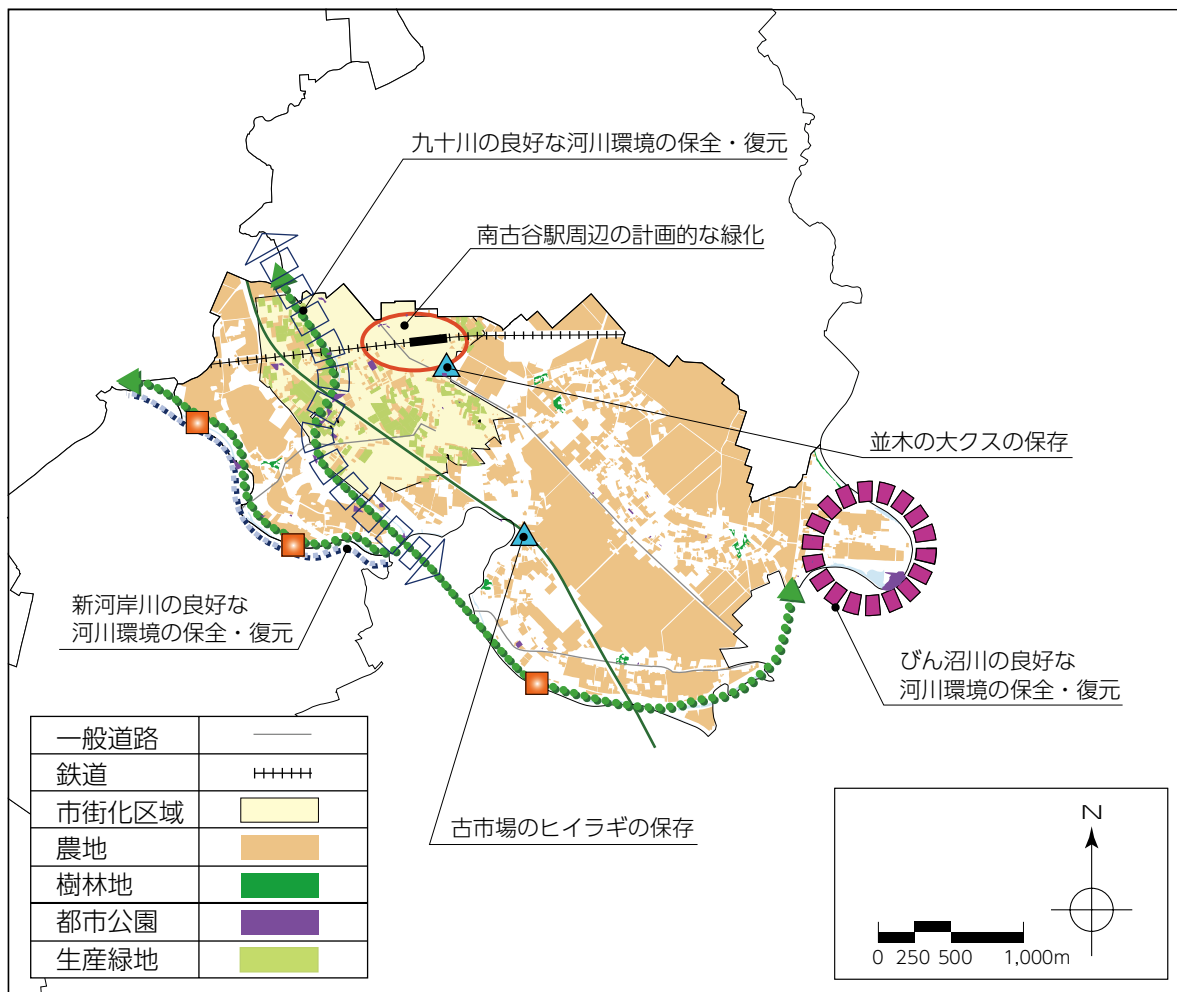
5) 良好な河川環境の保全・復元／水辺環境の保全

- 九十川、びん沼川等において、良好な河川環境、水辺環境の保全・復元に努めます。
- 水路整備等に当たっては、生態系に配慮した良好な河川空間の維持・復元に努めます。

6) 緑あふれる道づくり

- 新河岸川、九十川沿いの遊歩道整備の促進に努め、都市公園等のネットワーク化を図ります。

南古谷地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	24,405 人（9,646 世帯）	34 箇所	37,503㎡



取組の方針	計画	現況	備考
身近な都市公園等の整備		紫	
新河岸川の河岸跡と河岸林の保全	オレンジ		
市街地を取り巻く田園の保全		オレンジ	
地域生活拠点における計画的な緑化／住宅地の緑化	赤		
巨木・銘木・伝承木の保存		青	
良好な河川環境の保全・復元	青		
水辺環境の保全	紫		
緑あふれる道づくり	緑	緑	緑道等 緑化道路

2.5 高階地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 本地区の市街化区域内には農地が多く、市街地内の緑として重要な位置を占めていることから、この保全について検討する必要があります。
- 新河岸川の保全について検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 都市公園の整備水準が低くなっている地区であることから、整備についての検討が重要となっています。
- 南西部の砂新田では、(仮称)川越市森林公園の計画が進められています。

3) 緑化の推進

- 地域核として位置付けられている新河岸駅周辺については、地域核にふさわしい緑化が必要であると考えられます。
- 地区の主要道である国道254号や新河岸川等の緑化推進について検討する必要があります。

②取組の方針

1) 身近な都市公園等の整備

- 公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを図ります。

2) 地域生活拠点における計画的な緑化／巨木・銘木・伝承木の保存

- 地域核として位置付けられている新河岸駅周辺において緑化に努めます。
- 砂氷川神社のシラカシやイヌツゲなどの巨木等は、地区のシンボルとして保存に努めます。

3) 身近な農地の保全

- 生産緑地は、市街地内の農地として保全に努めます。

4) 新河岸川の河岸跡と河岸林の保全／良好な河川環境の保全・復元／水辺環境の保全

- 下新河岸の河岸跡と一体となった緑や新河岸川の河岸林の保全を図ります。
- 新河岸川、寺尾調節池等において、良好な河川環境、水辺環境の保全・復元に努めます。

5) (仮称)川越市森林公園の整備

- 本市南部にある武蔵野の面影を残す雑木林を保全するとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場として整備を図ります。

6) 緑あふれる道づくり

- 国道254号の緑化や新河岸川、不老川沿いの遊歩道整備の促進に努め、快適な歩行者空間の創出を図ります。

7) 市街地を取り巻く田園の保全

- 農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

砂氷川神社のシラカシ、イヌツゲの保存

新河岸駅周辺の計画的な緑化

不老川の良好な河川環境の保全・復元

新河岸川の良好な河川環境の保全・復元

寺尾調節池の保全

(仮称) 川越市森林公園の整備

一般道路	—
鉄道	+++++
市街化区域	
農地	
樹林地	
都市公園	
生産緑地	

0 250 500 1,000m

N

139

2.6 福原地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 生き物の生息・生育空間として重要な樹林地が多く位置していることから、この保全策について検討する必要があります。
- 地区を縦貫している関越自動車道の緑地帯は、生き物の貴重な移動・休息空間となっています。
- 樹林地と密接な関係を持つ畑地が広がっていることから、この保全策についても検討する必要があります。
- 台地における貴重な水辺である不老川の保全・緑化について検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 都市公園の整備水準が低くなっている地区であることから、整備についての検討が重要となります。
- 東部の砂久保、下松原、今福では（仮称）川越市森林公園の計画が進められています。

3) 緑化の推進

- 地区内の工場等については周辺の良い樹林・田園景観との調和に配慮する必要があります。

②取組の方針

1) （仮称）川越市森林公園の整備

- 本市南部にある武蔵野の面影を残す雑木林を保全するとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場として整備を図ります。

2) 身近な都市公園等の整備

- 公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを図ります。

3) 樹林地の一体的な保全／樹林地内の野生生物の保護・保全

- 樹林地の保全を進めます。特に本市と所沢市、狭山市及び三芳町にまたがる「くぬぎ山地区」を、県や関係市町と連携を図りながら保全に努めます。
- 樹林地内に生息する野生生物の保護・保全を適切に行うため、市民、事業者及び民間団体と協働して、生息分布・生育環境等を調査します。

4) 市街地を取り巻く田園の保全

- 農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

5) 緑あふれる道づくり

- 関越自動車道の緑地帯の充実を促進するとともに、側道の緑あふれる道としての活用策について検討します。

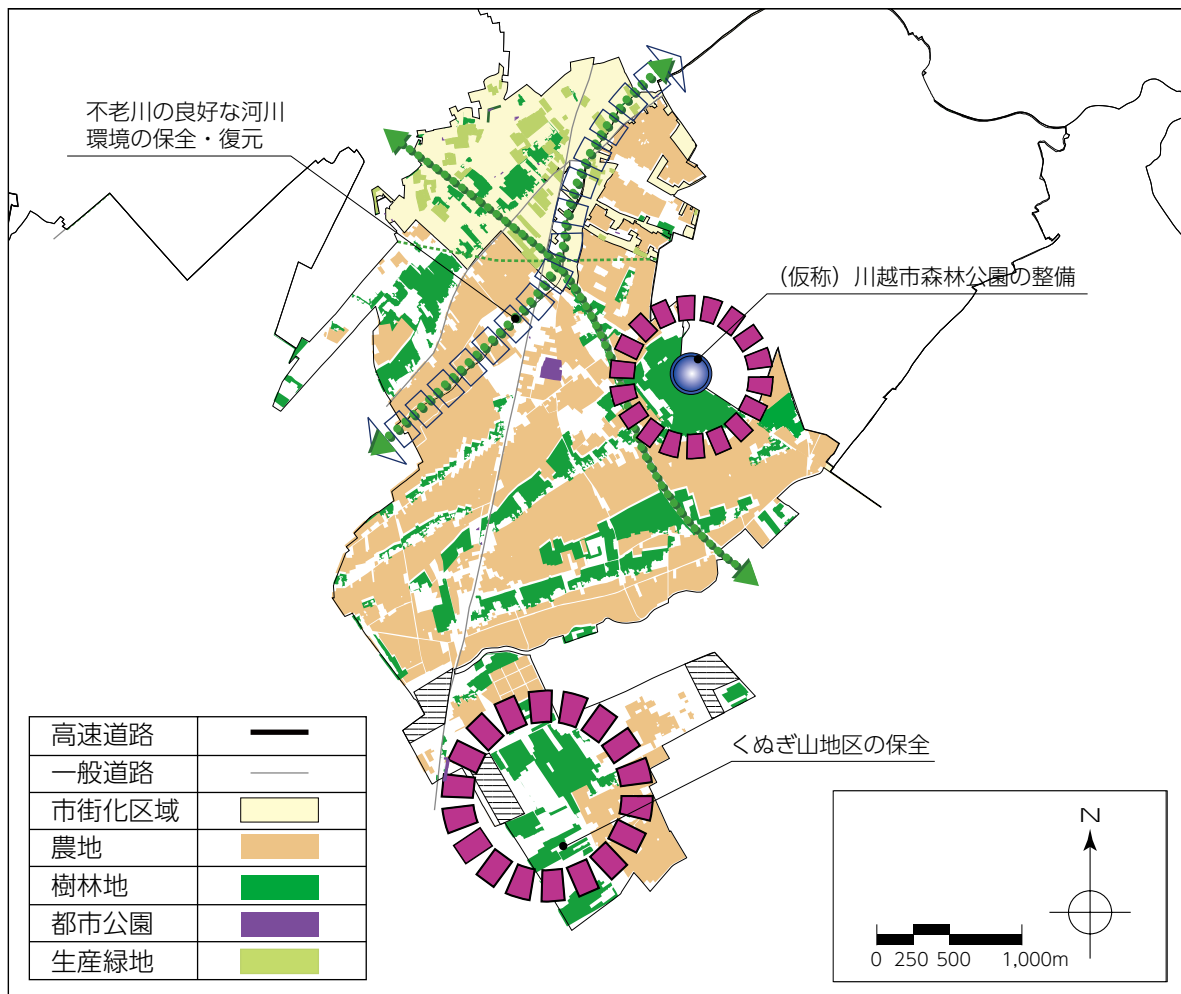
6) 工場の緑の充実

- 周辺景観と調和した工場緑化を促進していきます。

7) 良好な河川環境の保全・復元

- 不老川の保全・緑化とともに、川沿いの遊歩道整備の促進に努め、快適な歩行者空間の創出を図ります。

福原地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	20,082 人（7,924 世帯）	21 箇所	29,854㎡



取組の方針	計画	現況	備考
(仮称) 川越市森林公園の整備	●		
身近な都市公園等の整備		■	
樹林地の一体的な保全／樹林地内の野生生物の保護・保全	⊙	■	
市街地を取り巻く田園の保全		■	
緑あふれる道づくり	⇄	—	緑道等 緑化道路
工場の緑の充実		≡	
良好な河川環境の保全・復元	◁▷		

2.7 大東地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 地区の骨格となり、生き物の生息・生育空間としても重要な入間川の保全を検討する必要があります。
- 地区の多くを占める農地の保全が重要となります。

2) 都市公園等の整備

- 地区内には大規模な川越公園（川越水上公園）等が位置することから、整備水準の比較的高い地区となっています。今後は、河川区域の都市公園の整備や他地区とのネットワーク化等、更なる都市公園等の活用を検討する必要があります。

3) 緑化の推進

- 地区の南に位置する川越狭山工業団地等においては、周辺景観と調和した緑化を進める必要があります。また、国道16号等の地区の主要道路、市の地域核である南大塚駅周辺の緑化推進について検討する必要があります。

②取組の方針

1) 河川敷公園等の整備

- 入間川の河川敷を利用した池辺公園等の整備を図ります。

2) 市街地を取り巻く田園の保全

- 水田・畑地・果樹園が混在する農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

3) 良好な河川環境の保全・復元

- 地区の骨格となり生き物の生息・生育空間としても重要な入間川の保全を推進します。

4) 地域生活拠点における計画的な緑化

- 地域核として位置付けられている南大塚駅周辺において緑化に努めます。

5) 工場の緑の充実

- 周辺景観と調和した工場緑化を促進していきます。

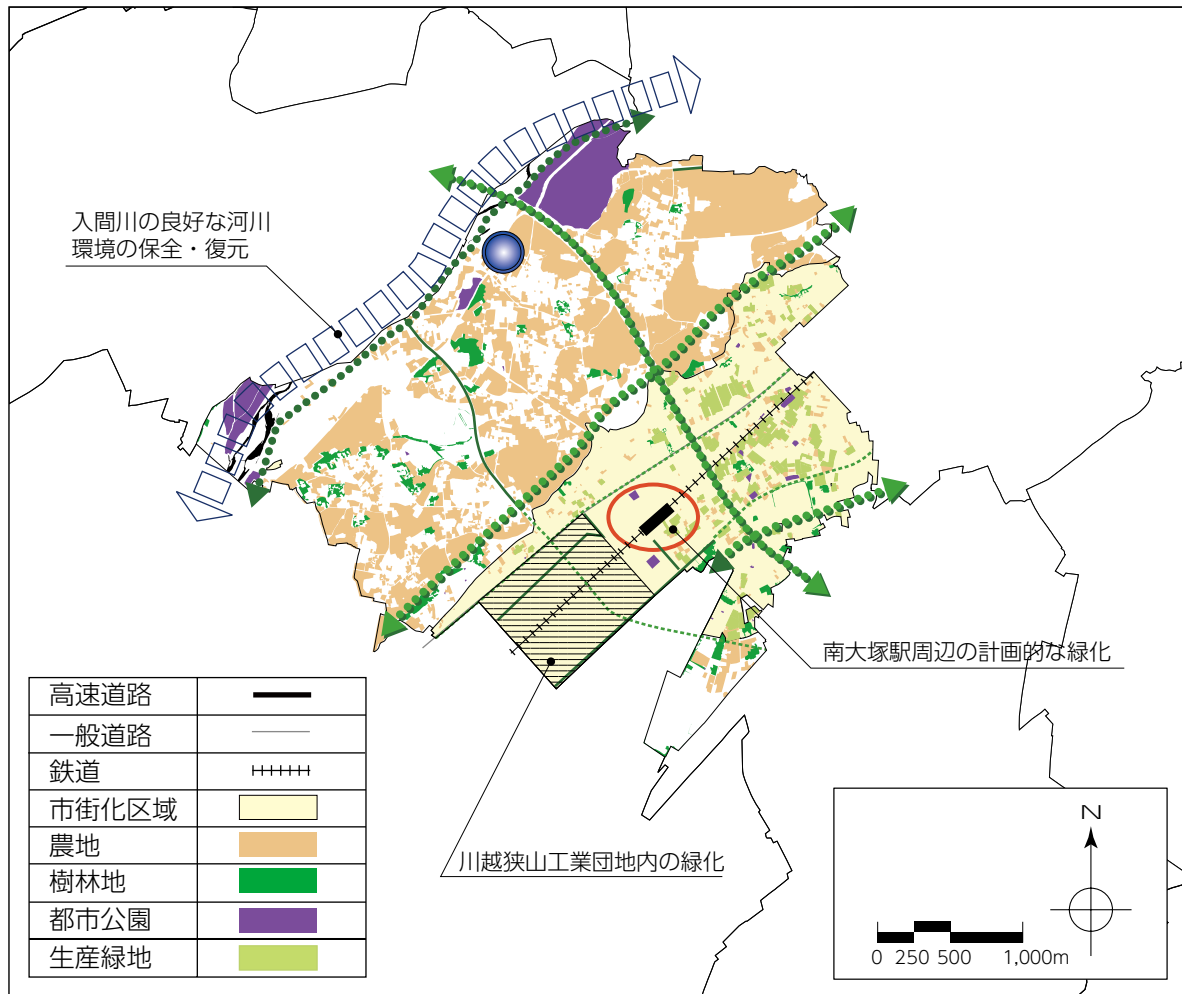
6) 緑あふれる道づくり

- 国道16号等の主要道路の緑化の促進に努めます。
- 関越自動車道の緑地帯の充実を促進するとともに、側道の緑あふれる道としての活用策について検討します。

7) 身近な農地の保全

- 生産緑地は、市街地内の農地として保全に努めます。

大東地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	34,583 人（14,494 世帯）	27 箇所	444,781㎡



取組の方針	計画	現況	備考
河川敷公園等の整備	●		
市街地を取り巻く田園の保全		■	
良好な河川環境の保全・復元	◀▶		
地域生活拠点における計画的な緑化	○		
工場の緑の充実		■	
緑あふれる道づくり	→	→	緑道等 緑化道路

2.8 霞ヶ関地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 地区の西部にはまとまった規模の樹林地が位置しており、生き物の生息・生育空間として重要であることから、この保全を検討する必要があります。
- 入間川、小畔川等の河川について保全・活用を検討する必要があります。
- 水田・畑地・果樹園が混在する農地の保全が重要となります。また、農地内の水路等についても、保全を検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 安比奈親水公園等の河川敷を利用した大規模な公園が位置することから、都市公園の整備水準の比較的高い地区となっています。今後は、河川敷を利用した都市公園の整備を図るとともに他地区とのネットワーク化を検討する必要があります。

3) 緑化の推進

- 入間川、小畔川等の河川の緑化について検討を進めるとともに、地区内の工場の緑化促進による景観的な調和についても検討する必要があります。

②取組の方針

1) 河川敷公園等の整備

- 自然環境に配慮した公園施設の整備を図ります。

2) 良好な河川環境の保全・復元

- 入間川、小畔川等において良好な河川環境の保全・復元に努めます。
- 水路整備等に当たっては、生態系に配慮した良好な河川空間の維持・復元に努めます。

3) 樹林地の一体的な保全／樹林地内の野生生物の保護・保全／巨木・銘木・伝承木の保存

- 北西部に広がる樹林地は、野生生物の生息・生育空間として、また、大規模住宅地の緩衝帯として保全に努めます。
- 笠幡浅間神社のヒヨクヒバや的場小川家のツゲなどの巨木等は、地区のシンボルとして保存に努めます。

4) 身近な農地の保全

- 生産緑地は、市街地内の農地として保全に努めます。

5) 市街地を取り巻く田園の保全

- 水田・畑地・果樹園が混在する農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

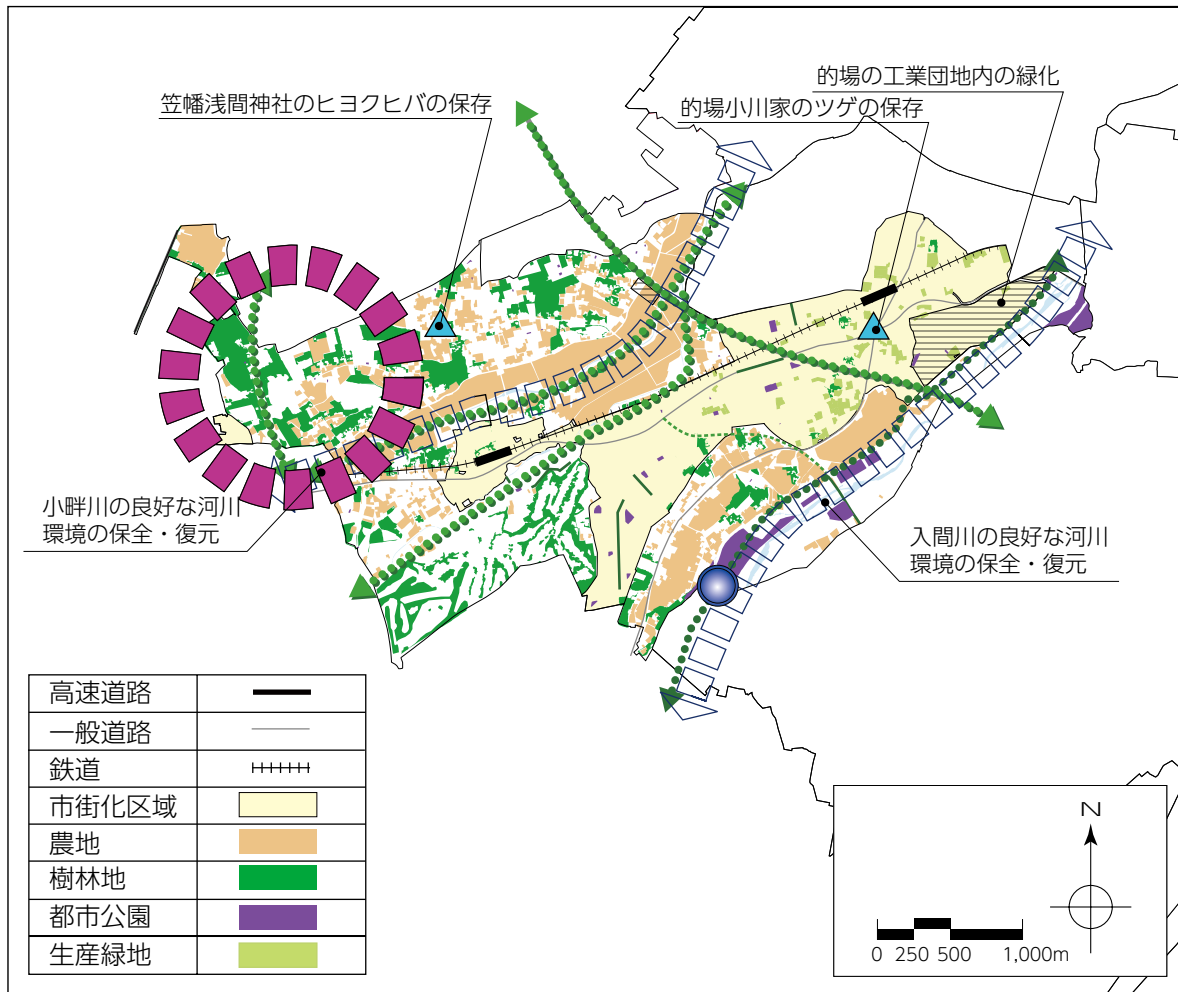
6) 工場の緑の充実

- 周辺景観と調和した工場緑化を促進していきます。

7) 緑あふれる道づくり

- 関越自動車道や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の緑地帯の充実を促進するとともに、側道の緑あふれる道としての活用策について検討します。
- 小畔川沿いの遊歩道整備の促進に努め、歩行者空間の創出を図ります。

霞ヶ関地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	32,168 人（13,090 世帯）	52 箇所	266,516㎡



取組の方針	計画	現況	備考
河川敷公園等の整備			
良好な河川環境の保全・復元			
樹林地の一体的な保全／樹林地内の野生生物の保護・保全			
巨木・銘木・伝承木の保存			
市街地を取り巻く田園の保全			
工場の緑の充実			
緑あふれる道づくり			緑道等 緑化道路

2.9 川鶴地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 地区内に大規模な樹林地や河川はないものの、笠幡公園や小畔水鳥の郷公園（川鶴調整池）など比較的緑が豊かな地区となっています。引き続き、市民の身近な緑として保全・活用を検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 笠幡公園をはじめとした多くの都市公園が適切に配置されており、都市公園の整備水準の比較的高い地区となっています。今後は、身近な地域活動の拠点として都市公園等の活用を図るとともに、他地区とのネットワーク化を検討する必要があります。

3) 緑化の推進

- 地区の大部分が住宅地であることから、住宅地の緑化を促進する必要があります。

②取組の方針

1) 身近な都市公園等の整備

- 既存の公園については、適正な管理を行うとともに、魅力を高めるため、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン化を図ります。

2) 良好な水辺環境の保全

- 小畔水鳥の郷公園（川鶴調整池）においては良好な水辺環境の保全に努めます。

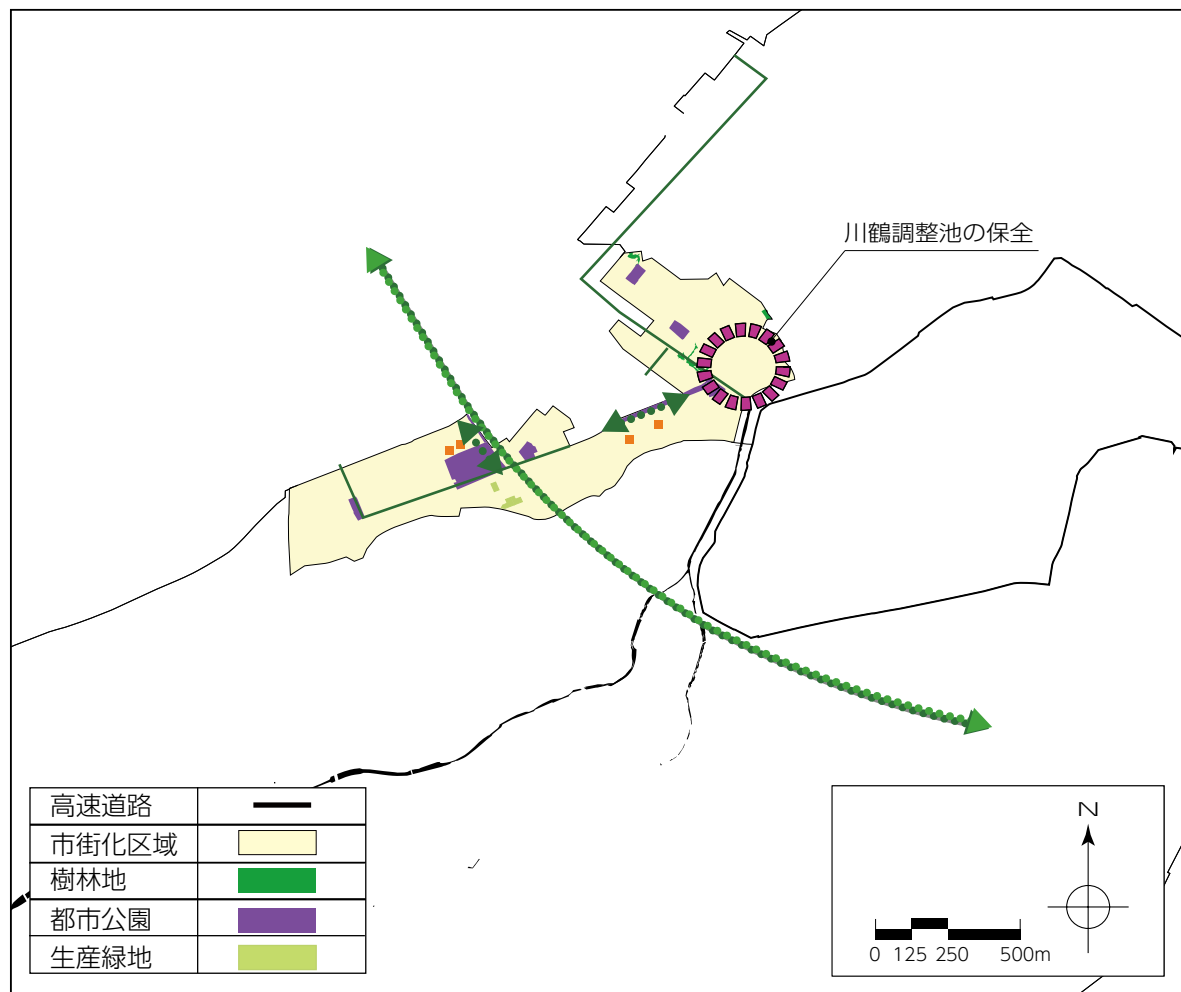
3) 緑あふれる道づくり

- 関越自動車道の緑地帯や遊歩道の充実を図るとともに、緑あふれる道としての活用策について検討します。

4) 緑豊かな地域づくり

- 公共施設等の緑化の推進に努め、身近な緑による住環境の向上を図ります。
- 地区の大部分を占める住宅地の緑化を積極的に促進します。

川鶴地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	5,816 人（2,454 世帯）	8 箇所	41,983㎡



取組の方針	計画	現況	備考
身近な都市公園等の整備		■	
良好な水辺環境の保全	○		
緑あふれる道づくり	→	→	緑道等 緑化道路
緑豊かな地域づくり		■	

2.10 霞ヶ関北地区

①現況と課題

1) 緑の保全

○入間川、小畔川等について保全を検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

○地区の大部分が市街化区域に位置しており、御伊勢塚公園をはじめとした多くの都市公園が適切に配置されており、都市公園の整備水準の比較的高い地区となっています。今後は、都市公園の整備水準の向上とともに、他地区とのネットワーク化による多様な都市公園等の需要への対応を検討する必要があります。

3) 緑化の推進

- 地区内の道路の緑化を推進するとともに、入間川、小畔川等の河川の緑化を推進することにより、水と緑のネットワークを形成することについても検討する必要があります。
- 地区の大部分が住宅地であることから、住宅地の緑化を促進する必要があります。
- 地域核として位置付けられている霞ヶ関駅周辺については、地域核にふさわしい緑化が必要であると考えられます。

②取組の方針

1) 良好な河川環境の保全・復元

○入間川、小畔川等において、良好な河川環境の保全・復元に努めます。

2) 緑豊かな川づくり

○入間川において、地域住民の憩いの場となる河川緑化を推進します。

3) 住宅地の緑化／地域生活拠点における計画的な緑化

- 地区の大部分を占める住宅地の緑化を積極的に促進します。
- 緑地協定、建築協定等の緑化に関する各種制度の指定等による総合的な取組について検討します。
- 地域核として位置付けられている霞ヶ関駅周辺において緑化に努めます。

4) 緑あふれる道づくり

○小畔川沿いの遊歩道整備の促進に努め、歩行者にとって快適な場所になるよう図ります。

5) 身近な都市公園等の整備

○既存の公園については、適正な管理を行うとともに、魅力を高めるため、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン化を図ります。

6) 工場の緑の充実

○周辺景観と調和した工場緑化を促進していきます。

小畔川の良好な河川
環境の保全・復元

入間川の良好な河川
環境の保全・復元

霞ヶ関駅周辺の計画的な緑化

一般道路	—
鉄道	+++++
市街化区域	■
樹林地	■
都市公園	■
生産緑地	■

0 250 500 1,000m

N

149

2.11 名細地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 地区の北部には、まとまった規模の樹林地が位置しており、生き物の生息・生育空間として重要であることから、この保全を検討する必要があります。
- 入間川、小畔川等の河川の保全についても検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 都市公園の整備水準の比較的高い地区となっています。今後は、周辺環境との調和のとれた都市公園等の整備について検討する必要があります。
- 国指定史跡である河越館跡の活用を図るため、今後も整備を推進していく必要があります。
- なぐわし公園について、引き続き整備する必要があります。

3) 緑化の推進

- 地区の北端に位置する富士見工業団地等においては、周辺景観と調和した緑化を進める必要があります。
- 地域核として位置付けられている霞ヶ関駅周辺については、地域核にふさわしい緑化が必要であると考えられます。

②取組の方針

1) 国指定史跡河越館跡の整備

- 国指定史跡となっている河越館跡について、史跡河越館跡整備基本計画に基づいて引き続き整備を推進します。

2) 良好な河川環境の保全・復元／緑豊かな川づくり

- 入間川等において良好な河川環境の保全・復元に努めます。
- 入間川堤防等の桜づつみを市民の憩いの場として活用するため、良好な河川空間の維持に努めます。

3) 樹林地の一体的な保全/樹林地内の野生生物の保護・保全/巨木・銘木・伝承木の保存

- 北部に位置するまとまった規模の樹林地の保全を進めます。
- これらの樹林地内に生息する野生生物の保護・保全を適切に行うため、市民、事業者及び民間団体と協働して、生息分布・生育環境等を調査します。
- 鯨井のヒイラギや下小坂の大ケヤキなどの巨木等は、地区のシンボルとして保存に努めます。

4) 河川敷公園等の整備

- 小畔川との連携強化を視野に入れ、なぐわし公園を整備します。
- 自然とのふれあい空間を創出するため、小畔の里クリーンセンターの埋め立て完了後の公園化について検討します。

5) 市街地を取り巻く田園の保全

- 水田・畑地・果樹園が混在する農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

6) 工場の緑の充実

- 富士見工業団地において、周辺景観と調和した緑化を促進していきます。

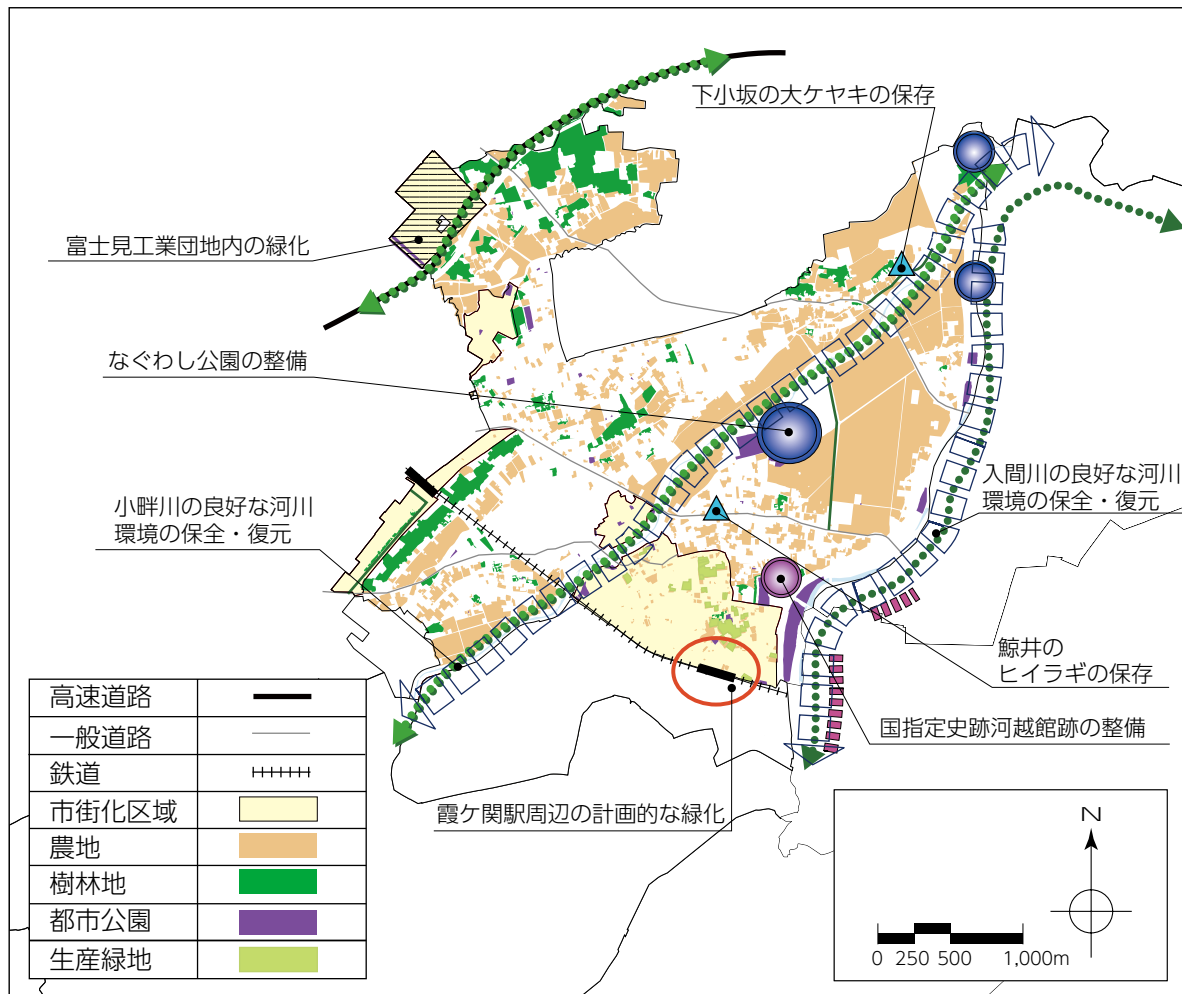
7) 地域生活拠点における計画的な緑化

- 地域核として位置付けられている霞ヶ関駅周辺において緑化に努めます。

8) 緑あふれる道づくり

- 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の緑地帯の充実を促進するとともに、側道の緑あふれる道としての活用策について検討します。
- 小畔川沿いの遊歩道整備の促進に努め、歩行者空間の創出を図ります。

名細地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	30,117人（13,107世帯）	43箇所	171,053㎡



取組の方針	計画	現況	備考
国指定史跡河越館跡の整備			
良好な河川環境の保全・復元			
緑豊かな川づくり			
樹林地の一体的な保全／樹林地内の野生生物の保護・保全			
巨木・銘木・伝承木の保存			
河川敷公園等の整備			
市街地を取り巻く田園の保全			
工場の緑の充実			
地域生活拠点における計画的な緑化			
緑あふれる道づくり			緑道等 緑化道路

2.12 山田地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 地区の景観を構成する田園の保全、河川の一体的な保全が必要となります。
- 本地区の市街化区域内には農地が多いため、市街地内の緑として保全について検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 本地区は、入間川の河川敷を有し、多くの生き物にとって良好な生息・生育空間となっていることから、自然環境に配慮した活用策を検討する必要があります。
- 都市公園の整備水準が低くなっている地区であることから、整備についての検討が重要となっています。

3) 緑化の推進

- 地区内を縦貫する国道254号や都市計画道路川越北環状線の緑化を促進する必要があります。
- 本地区は、埼玉県住生活基本計画において住宅の重点供給地域に指定されていることから、開発による緑の計画的な保全・創出を行う必要があります。

②取組の方針

1) 良好な河川環境の保全・復元／緑豊かな川づくり

- 入間川等において、良好な河川環境の保全・復元に努めます。
- 入間川堤防等の桜づつみを市民の憩いの場として活用するため、良好な河川空間の維持に努めます。

2) 身近な都市公園等の整備

- 公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを図ります。

3) 緑あふれる道づくり

- 国道254号や都市計画道路川越北環状線については、道路緑化による快適な歩行者空間の創出を促進します。

4) 市街地を取り巻く田園の保全

- 農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

5) 身近な農地の保全

- 生産緑地は、市街地内の農地として保全に努めます。

入間川の良好な河川環境の保全・復元

一般道路	—
市街化区域	■
農地	■
樹林地	■
都市公園	■
生産緑地	■

0 250 500 1,000m

N

153



第5部 推進体制と進行管理

第9章 推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
銅賞 平田晋作さん(川越第一小学校6年生)の作品

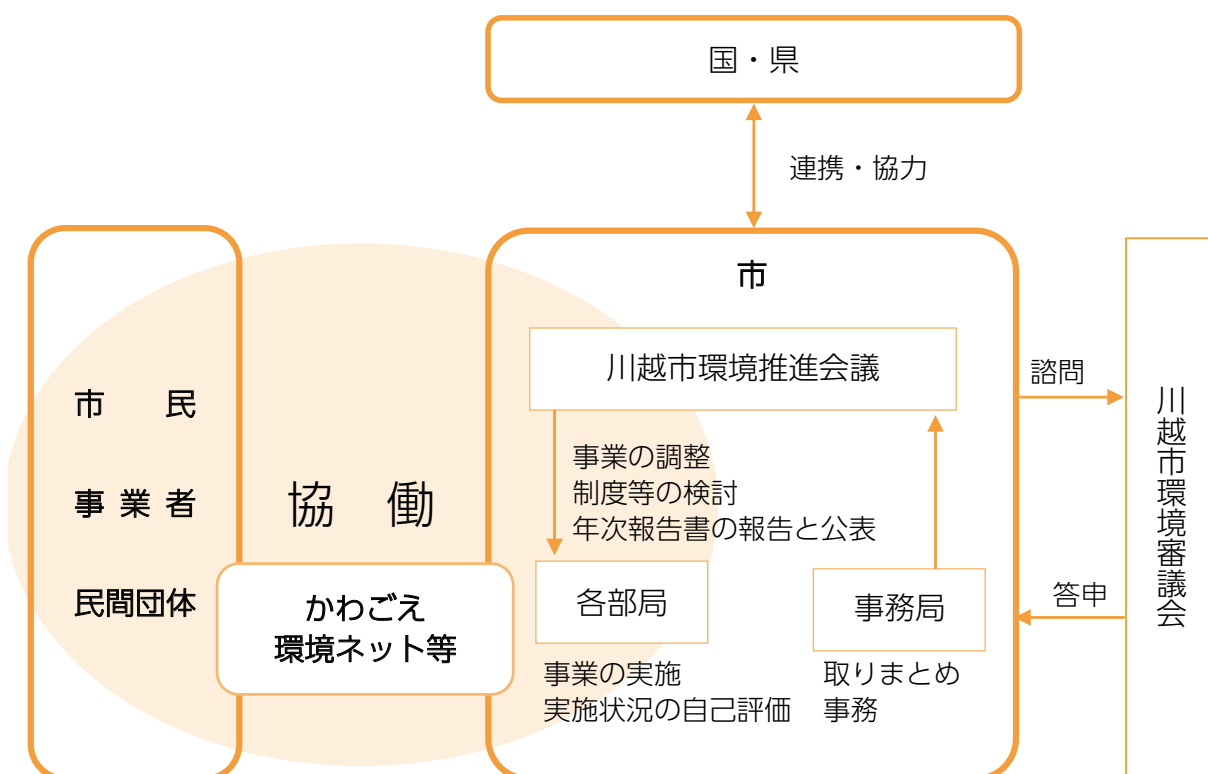


川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
銅賞 石原杏さん(福原中学校3年生)の作品

推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、各主体の行動が原動力となることはもちろんですが、同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え協力しあう「協働」の視点が大切です。なお、平成21年度に策定された「川越市協働指針」において、「協働」とは、自助・共助・公助のうち公助の領域にあり、市民と市がそれぞれの役割に応じて実施する領域と示されています。



「環境」「緑」の保全・創造のための施策・行動の実践



環境基本計画 望ましい環境像の実現
緑の基本計画 緑の将来像の実現

○川越市環境審議会

川越市環境基本条例に基づき設置されます。学識経験者、公募、関係団体の代表者及び関係行政機関の職員で構成され、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について審議します。

○川越市環境推進会議

市の組織において、各部局の役割分担と同時に、横断的な推進体制を構築し、本計画に基づく施策・事業を実施します。この会議では、計画の進捗状況や制度等の検討、複数の所管による関連事業の調整等を行います。

○かわごえ環境ネット

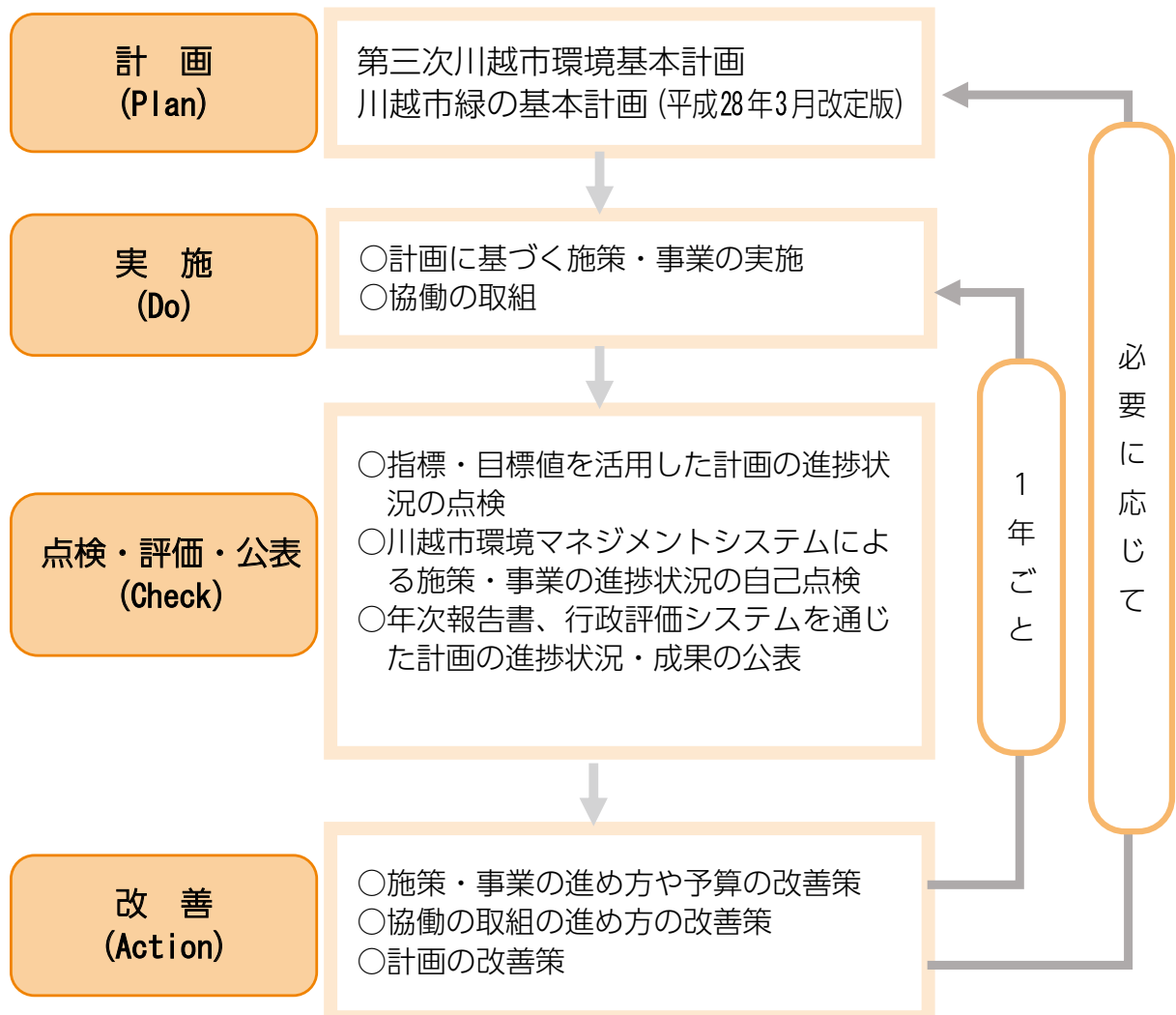
市民、事業者、民間団体及び市がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ、協働して環境保全活動を行い、環境基本計画における望ましい環境像を実現していくための組織として、平成12年8月に設立されました。

望ましい環境像の実現に向けた市民、事業者及び民間団体の行動指針となる川越市環境行動計画の策定にも携わります。

2 計画の進行管理

2.1 進行管理の考え方

計画の進行管理に当たっては、計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価・公表（Check）→改善（Action）というPDCAサイクルを基本とし、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。



2.2 進行管理のポイント

○指標・目標値の活用

第三次計画及び緑の計画H28改定版は、指標・目標値を活用した、全体の進捗状況の点検を行います。

○川越市環境マネジメントシステムの活用

市は、計画に基づく施策・事業の実施に当たり、川越市環境マネジメントシステムを活用して、毎年度、目的・目標・実施計画を策定し、進捗状況の自己点検を行います。

○年次報告による公表、評価

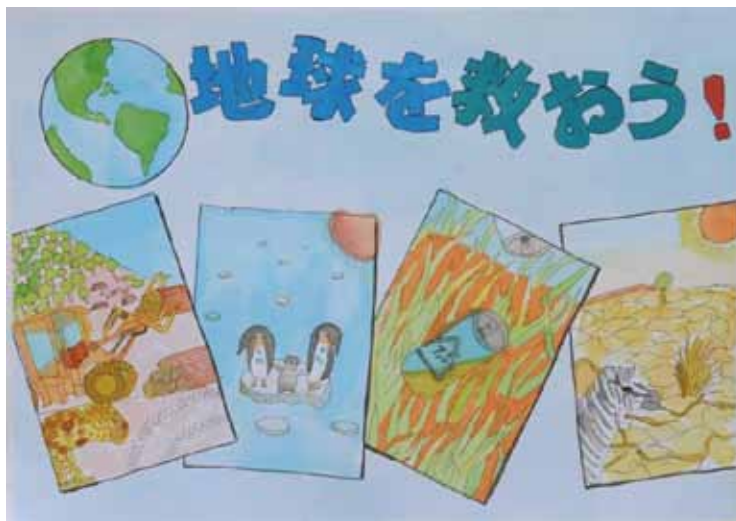
市は、毎年度、計画の進捗状況の点検結果等について、川越市環境審議会に報告するとともに、年次報告書、広報、インターネットホームページ等を通じて、市民等に公表し、評価を受けます。寄せられた提案や意見は、施策・事業の推進と、計画見直しに反映させていきます。また、計画に基づく施策・事業の成果・課題についての透明性の確保や予算等への評価結果の反映を図るため、行政評価システムを活用します。

○計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、市民等の意見を反映させながら、川越市環境審議会に諮り、指標や目標値等の見直しを行います。また、必要に応じて、計画を見直します。

資料編

- 1 策定経過
- 2 環境審議会答申
- 3 市民参加
- 4 川越市良好な環境の保全に関する基本条例
- 5 都市公園の種別
- 6 用語解説



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
銅賞 中鉢晴大郎さん(芳野小学校5年生)の作品



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
銅賞 森下由芽さん(福原中学校3年生)の作品

1 策定経過

(1) 庁内策定体制

■川越市環境推進会議

委員長	環境部長
副委員長	政策財政部長
委員	総務部長
委員	市民部長
委員	文化スポーツ部長
委員	福祉部長
委員	こども未来部長
委員	保健医療部長
委員	産業観光部長
委員	都市計画部長
委員	建設部長
委員	上下水道局経営管理部長
委員	上下水道局事業推進部長
委員	教育委員会教育総務部長
委員	教育委員会学校教育部長
委員	農業委員会事務局長
委員	川越地区消防組合消防局長

■川越市環境推進会議 幹事会

幹事長	環境部長
副幹事長	環境政策課長
幹事	秘書室長
幹事	政策企画課長
幹事	行政改革推進課長
幹事	財政課長
幹事	総務課長
幹事	管財課長
幹事	市民活動支援課長
幹事	防犯・交通安全課長
幹事	文化芸術振興課長
幹事	福祉推進課長
幹事	保健医療推進課長
幹事	保健総務課長
幹事	環境対策課長
幹事	産業廃棄物指導課長
幹事	資源循環推進課長
幹事	収集管理課長
幹事	環境施設課長
幹事	産業振興課長
幹事	農政課長
幹事	都市計画課長
幹事	都市景観課長
幹事	都市整備課長
幹事	交通政策課長
幹事	公園整備課長
幹事	建設管理課長
幹事	上下水道局経営総務課長
幹事	教育委員会地域教育支援課長
幹事	教育委員会文化財保護課長
幹事	教育委員会学校管理課長

■調査研究会

会 員	政策企画課
会 員	管財課
会 員	防災危機管理課
会 員	市民活動支援課
会 員	防犯・交通安全課
会 員	文化芸術振興課
会 員	こども育成課
会 員	保育課
会 員	保健総務課
会 員	食品・環境衛生課
会 員	健康づくり支援課
会 員	環境政策課
会 員	環境対策課
会 員	産業廃棄物指導課
会 員	資源循環推進課
会 員	収集管理課
会 員	環境施設課
会 員	農政課
会 員	観光課
会 員	都市計画課
会 員	都市景観課
会 員	都市整備課
会 員	交通政策課
会 員	公園整備課
会 員	道路街路課
会 員	道路環境整備課
会 員	河川課
会 員	建築住宅課
会 員	経営企画課
会 員	下水道整備課
会 員	下水道維持課
会 員	水道施設課
会 員	教育財務課
会 員	文化財保護課
会 員	教育センター
会 員	芳野市民センター
会 員	古谷市民センター
会 員	南古谷市民センター
会 員	高階市民センター
会 員	福原市民センター
会 員	山田市民センター
会 員	名細市民センター
会 員	霞ヶ関市民センター
会 員	川鶴市民センター
会 員	霞ヶ関北市民センター
会 員	大東市民センター

■ワーキンググループ

1 環境基本計画	
構 成 員	環境政策課
構 成 員	環境対策課
構 成 員	産業廃棄物指導課
構 成 員	資源循環推進課
構 成 員	収集管理課
構 成 員	環境施設課
2 緑の基本計画	
構 成 員	農政課
構 成 員	都市計画課
構 成 員	都市景観課
構 成 員	公園整備課
構 成 員	道路街路課
構 成 員	河川課
構 成 員	文化財保護課
構 成 員	環境政策課

(2) 策定に係る会議等の開催

平成26年度

・川越市環境審議会	1回
・調査研究会	1回
・ワーキンググループ	3回
・関係課個別ヒアリング	37回
・かわごえ環境ネット勉強会	11回

平成27年度

・川越市環境審議会	6回
・川越市都市計画審議会	1回
・川越市環境推進会議	3回
・川越市環境推進会議 幹事会	2回
・ワーキンググループ	6回



■市長から審議会会長へ諮問



■審議会の様子



■審議会正副会長から市長へ答申

2 環境審議会答申

(1) 答申

川環審発 第 8 号
平成27年12月24日

川越市長 川 合 善 明 様

川越市環境審議会
会 長 福 岡 義 隆

(仮称) 第三次川越市環境基本計画及び(仮称) 川越市緑の基本計画
(平成28年3月改定版) について (答申)

平成27年8月18日川環政発第667号をもって諮問のあった「(仮称) 第三次川越市環境基本計画及び(仮称) 川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版) について」に関して、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

(仮称) 第三次川越市環境基本計画及び(仮称) 川越市緑の基本計画
(平成28年3月改定版) について (答申)

はじめに

(環境基本計画について)

本市は、平成18年9月に制定された「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」に基づき、平成19年3月に「第二次川越市環境基本計画」を策定し、環境行政の総合的かつ計画的な施策の展開を図ってきた。

計画の策定から今日までの間、廃棄物の処理や緑の減少などの身近な問題から、地球温暖化や生物多様性などの地球規模の問題まで、環境問題は多様化してきた。

国においては、平成24年3月に、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成される持続可能な社会の実現に向けた「第四次環境基本計画」を策定したところである。

(緑の基本計画について)

一方、本市は、平成10年3月に、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地保全等を目的とした「川越市緑の基本計画」を策定した。

平成20年3月には、その改定版である「川越市緑の基本計画改定版」を策定し、さらに公共施設や民有地の緑化、普及・啓発活動等について、総合的かつ計画的な施策の展開を図ってきた。

都市化の進展や市民のライフスタイルの変化とともに、本市における緑の状況も変化し、今まで以上に生き物の生息・生育空間の創出、保全、再生及びネットワーク化を計画的に進めていくことが重要となっている。

(答申にあたって)

このような中、平成27年度に、本市では、「第二次川越市環境基本計画」の計画期間が満了となり、加えて「川越市緑の基本計画改定版」が短期的な目標年次を迎えることから、良好な環境の保全・創造と、緑地の保全及び緑化の推進を一体的に取り組むことが重要であると捉え、現在、「(仮称)第三次川越市環境基本計画」及び「(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」を一冊にまとめ、策定を進めようとしているところである。

当審議会では、平成27年8月18日、市長より「(仮称)第三次川越市環境基本計画及び(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)について」の諮問を受け、延べ6回にわたり慎重に審議を重ねてきた。

ここに審議の結果を次のとおりまとめたので、この答申の趣旨と国内外の環境政策の動向を踏まえ、また現在策定中の「第四次川越市総合計画」との整合を図りながら、「(仮称)第三次川越市環境基本計画及び(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」を策定し、本市の良好な環境の保全・創造と、緑地の保全及び緑化の推進をさらに進めていくことを期待する。

1 共通事項

(1) 共通事項について

(市民意見の反映について)

- ・ 川越市の環境に関するアンケート調査結果やパブリック・コメント等、市民意見を考慮した計画とすること。

(計画の表現について)

- ・ 文章等の表現については、市民に分かりやすく、前向きで取り組みやすい表現とすること。
- ・ 図表については、配色等を工夫し、できる限り分かりやすいものとなるよう配慮すること。

(指標・目標値について)

- ・ 指標については、適切なものを掲げ、指標と取組との関係を明らかにし、できる限り具体的な目標値を設定すること。

(2) 計画の推進について

(推進体制について)

- ・ 計画の推進にあたっては、市民、事業者、民間団体等との協働により進めていくこと。
- ・ 庁内の組織横断的な推進体制の充実を図り、適切な進行管理を実施していくこと。

(計画の見直しについて)

- ・ 必要に応じて、指標・目標値等、計画の内容について見直しを検討すること。

(3) その他

(人口減少対策について)

- ・ 市の発展の基盤である人口の維持・増加につながるよう、従来の施策だけにとらわれず、先進的な施策に取り組んでいくこと。

(財政的措置について)

- ・ 重点的な施策について、財政的措置を図るよう努めること。

2 (仮称) 第三次川越市環境基本計画について

(1) 施策の内容について

(地球温暖化対策の推進)

- ・ 市域における温室効果ガス排出量を削減するための施策を充実させていくこと。

(循環型社会の構築)

- ・ 家庭ごみ等の有料化を進めるにあたっては、社会・経済情勢や市の廃棄物処理の状況等を踏まえて慎重に検討すること。

(生物多様性の保全)

- ・ 身近な生き物に関心を持ち、生物多様性の大切さについて学習することができる機会を充実させていくこと。
- ・ 生き物の生息・生育空間となる良好な自然環境の保全に努めること。

(貴重な緑の保全)

- ・ 緑豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくため、新たな農作物への取組や農業後継者の育成など、農地の保全に関する施策を推進していくこと。
- ・ 市民が農業に関心を持ち、農地の大切さを感じられるよう、農業とのふれあいの場の確保に関する施策を推進していくこと。

(多様な緑の創出・育成)

- ・ 地域の特性に応じた身近な親水空間の整備に関する施策を推進していくこと。

(大気環境の保全)

- ・ 市民が安心して生活できるよう、光化学オキシダント、PM2.5については、広域的な観点による対策を推進するとともに、引き続きアスベスト対策を推進していくこと。

(水環境の保全)

- ・ 公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置・管理等、生活排水の適正処理に関する施策を推進していくこと。

(化学物質等の環境リスク対策)

- ・ 市民等の安全・安心な暮らしと健康を守るため、引き続き、化学物質等の対策を推進していくこと。

(歴史と文化を生かした地域づくり)

- ・ 先人から引き継がれた歴史的・文化的な遺産を地域の重要な景観資源として保全し、次の世代に継承していくための施策を充実させていくこと。

(快適に暮らせるまちづくり)

- ・ 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりに関する施策を推進していくこと。
- ・ 災害時に必要となる自助、共助の考え方を周知するための取組を推進していくこと。

(人づくり・ネットワークづくり)

- ・ 市、市民、事業者、民間団体及び滞在者がそれぞれの役割と責務に応じて行動し、計画を推進していくため、各主体の自主的な活動の支援及び協働に関する施策を充実させていくこと。
- ・ 学校、家庭、地域社会など、あらゆる場、機会において、環境教育・環境学習の施策を充実させていくこと。

3 (仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)について

(1) 計画の目標について

- ・ 計画の目標の達成に向けて、より効果的な施策を展開していくこと。

(2) 施策の内容について

(全体)

- ・ 植物とともに、動物を含めた生態系全体の視点を取り入れること。

(重点計画)

- ・ 花いっぱい運動について、市民等の関心を高めていくための取組を進めていくこと。

(個別計画)

- ・ 緑化の推進にあたっては、市の木、市の花など、在来種の積極的な利用に努めること。
- ・ 身近な水辺の保全・再生に関する施策を充実させること。
- ・ 水路等の保全にあたっては、生態系に十分配慮しながら進めること。
- ・ 市民が身近に感じられるような公園等の整備を図ること。
- ・ 公園の整備にあたっては、誰もが安心して利用できるように防犯の視点を取り入れること。
- ・ 多様なニーズに応じた、公園の新たな活用について検討すること。

(地区別計画)

- ・ 地区別計画については、課題に対する取組の内容を明確にすること。
- ・ 各地区の現況が分かるようなデータの記載を検討すること。
- ・ 公有地で大規模開発事業等を行う際には、より多くの緑を創出できるよう努めること。
- ・ 地区の特性に応じた公園等の整備について、長期的な視点で検討すること。

(2) 審議経過

	開催日及び会場	主な審議内容
第1回	平成27年8月18日(火) 市役所7階7AB会議室	○「(仮称)第三次川越市環境基本計画及び(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」の策定について(諮問) ○「(仮称)第三次川越市環境基本計画及び(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」の策定について
第2回	平成27年8月24日(月) 市役所7階7AB会議室	○「(仮称)第三次川越市環境基本計画」について
第3回	平成27年10月5日(月) 北公民館1階会議室	○「(仮称)第三次川越市環境基本計画」について
第4回	平成27年10月19日(月) 北公民館1階会議室	○「(仮称)第三次川越市環境基本計画」について ○「(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」について
第5回	平成27年10月20日(火) 北公民館1階会議室	○「(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」について ○「(仮称)第三次川越市環境基本計画」及び「(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」の推進体制と進行管理について
第6回	平成27年11月2日(月) 市役所7階7AB会議室	○「(仮称)第三次川越市環境基本計画及び(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」の策定について(答申案)

(3) 環境審議会委員会名簿

第11期（平成27年3月1日～平成29年2月28日）

会長 福岡 義隆

副会長 濱口 恵子

種 別	氏 名	備 考
1号委員： 学識経験者	きしき けんいちろう 吉敷 賢一郎	市議会議員
	ひぐち なおき 樋口 直喜	市議会議員
	おさだ まさき 長田 雅基	市議会議員
	みうら くにひこ 三浦 邦彦	市議会議員
	きりの ただし 桐野 忠	市議会議員
	なかはら ひでふみ 中原 秀文	市議会議員
	かわぐち けいすけ 川口 啓介	市議会議員
	かさはら けいいち 笠原 啓一	埼玉県生態系保護協会 川越・坂戸・鶴ヶ島支部 支部長
	くろだ やすえ 黒田 泰江	消費生活アドバイザー
	こ せ ひろゆき 小瀬 博之	東洋大学総合情報学部教授
	はまぐち けいこ 濱口 恵子	十文字学園女子大学名誉教授
2号委員： 公募による者	うえの おさむ 上野 攻	公募
	くわの じゅん 桑野 潤	公募
	なかはら としつぐ 中原 敏次	公募
3号委員： 関係団体の代表者	いしかわ ちよこ 石川 千代子	川越市女性団体連絡協議会
	かまた まさとし 鎌田 政稔	かわごえ環境推進員協議会
	すずき よしたか 鈴木 美孝	川越商工会議所
	せきもと みきお 関本 幹雄	川越市医師会
	たけうち ひろふみ 竹内 公文	川越環境保全連絡協議会
	ふなつ かずのぶ 船津 和信	川越市自治会連合会
	よこやま みえこ 横山 三枝子	かわごえ環境ネット
4号委員： 関係行政機関の職員	ながしま ひろひさ 永島 裕久	埼玉県西部環境管理事務所

(敬称略)

3 市民参加

(1) かわごえ環境ネットからの提言等

第二次川越市環境基本計画・かわごえアジェンダ21見直し勉強会最終報告書

2015年2月27日

かわごえ環境ネット

はじめに

かわごえ環境ネットでは、2014年4月から12月にかけて、第二次川越市環境基本計画・かわごえアジェンダ21見直し勉強会を11回にわたり開催し、事務局を除いて13名のメンバーで審議してきた。その結果を「(仮称)第三次川越市環境基本計画の策定に向けた行政への提言」として、以下の通りまとめた。川越市は、この内容を考慮して(仮称)第三次川越市環境基本計画を作成していただきたい。

(仮称)第三次川越市環境基本計画の策定に向けた行政への提言

●基本的考え方

- 市民・事業者・民間団体・行政の協働により、川越の将来の望ましい環境像を実現するための取組をさらに推進すること。
- ・「かわごえ環境ネット」は、環境に関する協働推進のための組織として、各主体が主体的に事業を推進できるように支援を行うとともに、情報伝達や協働すべき事業の実施の推進体制を築くこと。
- ・進行管理におけるPDCAサイクルを構築するために、報告書である「かわごえの環境」を、行政の施策だけでなく、市民・事業者・民間団体の事業報告を盛り込んで公表を行うこと。
- ・進行管理における改善のプロセスに市民への参加を求めること。

●環境の現状と課題

- 人口減少、既成市街地の衰退、新規開発については、環境保全の観点からも問題解決を図ること。
- ・日本の人口が減少する中で、川越市の人口も2016年からの10年間では減少に移行するものと考えられる。
- ・既成の市街地（住宅地、商業地）は、特に短期間に大規模に開発された地域では大いに活力が衰退することが予想される。
- ・一方で新興の開発が進み、開発により自然環境が失われ、生物多様性の減少を招くことが予想される。
- 開発されない農地や林地は、担い手がなく放棄地が増加することが予想される。
- ・これらの課題に対しては、個別施策の実施や評価だけでは解決が図れないところがあるので、適切な条例の制定と、計画の策定により、環境保全を基本とした政策が確立されることを期待したい。

●計画の目標

- 5つの目標「地球環境にやさしく環境負荷の少ない持続可能な地域社会をつくる」「市民の健康

を守り、健やかな暮らしのできる環境を確保する」「自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぐ」「歴史と文化を生かし、快適でうるおいのある都市環境を創造する」「すべての人が環境づくりに主体的に取り組み、協働するしくみをつくる」は、環境に対する個別の政策ではなく、すべての政策における基本的な目標であることを認識して政策が実施されることを期待したい。

●施策内容

○環境と防災の両立を図るための施策の充実

- ・防災施設や設備が環境保全にも寄与するよう、その多目的化を考慮すること。
- ・環境政策の充実が気候変動の緩和や生物多様性の確保につながり、防災上の観点からも有用であることを認識すること。

○資源・エネルギーの地産地消の推進

- ・再生可能な資源を担保するためには農業・林業の維持が重要であることを念頭に置き、これらが持続可能になるような政策を実施すること。
- ・新たな技術による地産地消のエネルギー活用を推進すること。ただし、新規性だけにとらわれず経済的に普及が期待できるエネルギーの導入も推進すること。
- ・省エネルギー及びエネルギーの見える化の推進を図り、市民・事業者の活動を支援すること。
- ・地産地消を推進するための消費者への教育・広報を充実させること。

○生物多様性に関する政策の充実

- ・生物多様性地域戦略の早期作成及び推進組織を設置すること。
- ・生物多様性地域戦略を作成する観点から、基礎データを構築するために市民参加を推進すること。
- ・市民や事業者に対して生態系サービスの重要性の認識を高める施策を充実させること。
- ・生物多様性と農業生産を両立させる環境保全型の農業の推進を図ること。

○人材の活用

- ・市街地、河川、農地、林地など、公有地及び民有地における環境保全に対して、市民、事業者、民間団体がより活動しやすいように施策を整備すること。
- ・市街地、河川、農地、林地などを保全するために、市民、事業者、民間団体の相互が情報を共有できるようしくみをつくること。
- ・行政が、人材の継続的な確保のために、その発掘や教育に努めること。
- ・観光客に対する環境保全活動の推進を図ること。

○環境情報の充実

- ・環境保全活動をさらに推進するためには、広報活動が重要な役割を果たす。ソーシャルメディアも含めたインターネットの活用が活動の裾野を広げる観点、また情報の迅速性、効率性の観点からも望まれる。そこで、行政がインターネットのさらなる活用を図ること。
- ・情報リテラシー（能力向上）教育の充実を図ること。

○環境保全組織のあり方と特定非営利活動組織の充実

- ・川越市は自治会を基本とした市民活動が充実しているが、地域相互のつながりが少なく、さらに環境問題のような地域をまたいだ課題に対して十分な機能を発揮していない懸念がある。さまざまな分野で特定非営利活動が求められていることから、特定非営利活動組織及び法人（NPO）の設立支援、運営支援など、地域や流域を横断した課題に取り組む組織の充実を図ること。

(2) パブリック・コメント

平成27年8月26日から9月24日にかけて「(仮称)第三次川越市環境基本計画及び(仮称)川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」(原案)に対する意見募集を行ったところ、7名から31件の意見が寄せられました。項目別の意見数を以下に示します。

■意見一覧

共通	計画全体に関すること	3件
	進行管理に関すること	1件
第三次川越市環境基本計画	重点施策に関すること	1件
	大施策1 地球温暖化対策の推進に関すること	5件
	大施策3 生物多様性の保全に関すること	7件
	大施策4 貴重な緑の保全に関すること	3件
	大施策10 快適に暮らせるまちづくりに関すること	1件
	大施策11 人づくり・ネットワークづくりに関すること	1件
(平成28年3月改定版)川越市緑の基本計画	計画の目標に関すること	2件
	個別計画5 身近で安全・安心な都市公園等の整備に関すること	1件
	個別計画7 公共施設緑化の推進に関すること	1件
	個別計画8 民有地緑化の促進に関すること	1件
	個別計画9 緑に親しむきっかけづくりに関すること	1件
	地区別計画2.7 大東地区に関すること	2件
その他	計画原案以外に関すること	1件
合 計		31件

4 川越市良好な環境の保全に関する基本条例

平成18年9月25日

条例第36号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 環境の保全に関する基本方針等(第9条—第12条)

第3章 環境の保全に関する施策(第13条—第27条)

第4章 地球環境保全の推進(第28条—第30条)

第5章 川越市環境審議会(第31条)

附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

私たちのまち川越は、荒川、入間川、伊佐沼などの水辺空間や武蔵野の面影を残す雑木林など恵まれた自然環境の下で、蔵造りの町並み、時の鐘、川越まつりなどの多くの歴史的又は文化的遺産を継承し、市民の活力と英知により今日まで発展を続けてきた。

一方、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

ここに、私たちは、市、市民、事業者等それぞれの役割の下に、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働することによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するとともに地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全(良好な環境の創造を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、及び市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。))に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、生物の多様性が確保され、人と自然との共生が実現されるように行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、市、市民、事業者及び民間団体(市民及び事業者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。))のそれぞれの責務に応じた役割分担及び協働の下に積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第7条 民間団体は、基本理念にのっとり、その活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自主的かつ積極的に行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(滞在者の責務)

第8条 観光旅行者その他の滞在者は、その滞在に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる環境の保全に関する基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

1 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

2 地域の特性を生かした都市景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保存及び活用により、快適な都市環境を創造すること。

3 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ることにより、人と自然が共生できる健全で恵み豊かな環境を確保すること。

4 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等を推進し、及び地球温暖化の防止、オゾン層の保護等を図ることにより、地球環境保全に資する社会を構築すること。

5 市、市民、事業者及び民間団体が環境の保全に関し協働して取り組むことができる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、川越市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、第31条第1項に規定する川越市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び民間団体の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全に関する施策

(環境影響評価)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮ができるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第14条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に対し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設及び公園その他の自然との触れ合いを図るための公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の確保)

第17条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な自然環境を確保するため、緑地及び水環境の保全及び形成に関し必要な措置を講ずるものとする。

(都市景観の形成等)

第18条 市は、地域の特性を生かした快適な都市環境を確保するため、良好な景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保存及び活用に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進等)

第19条 市は、市民、事業者及び民間団体が環境の保全についての関心と理解を深め、環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働)

第20条 市は、環境の保全に関する施策について、市民、事業者及び民間団体と協働して、これを推進していくものとする。

(意見の反映)

第21条 市は、環境の保全に関する施策に、市民、事業者及び民間団体の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第22条 市は、市民、事業者及び民間団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第23条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに市民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第24条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第25条 市は、環境の保全に関する施策について、総合的に調整し、及び推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(環境管理等)

第26条 市は、自らが環境管理(環境の保全に関する目標等を定めた行動計画を作成し、実行し、見直す等の一連の取組をいう。以下同じ。)及び環境監査(環境管理の状況についての監査をいう。以下同じ。)を実施するとともに、事業者の自主的な環境管理及び環境監査が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第27条 市は、環境の保全のための広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第28条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等)

第29条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等を積極的に推進するものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者及び民間団体による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(新エネルギーの活用)

第30条 市は、環境への負荷の低減を図るため、新エネルギーの活用に努めるとともに、市民、事業者及び民間団体による新エネルギーの活用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 川越市環境審議会

(川越市環境審議会)

第31条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、川越市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項及び第31条並びに次項の規定は、平成18年11月1日から施行する。

2 川越市環境審議会条例(平成6年条例第18号)は、廃止する。

5 都市公園の種別

種 類		種 別	内 容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積は0.25haを標準として配置します。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積は2haを標準として配置します。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように、敷地面積は4haを標準として配置します。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じて1箇所当たり面積10～50haを標準として配置します。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置します。
特 殊 公 園		風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置します。
		動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて配置します。
		歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置します。
		その他	児童の交通知識及び交通道德を体得させることを目的とする交通公園、その他当該都市の特殊性に基づいて適宜配置します。
大規模公園		広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置します。
		レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置します。
緩 衝 緑 地			大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置します。
都 市 林			市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図るよう十分配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置します。
広 場 公 園			市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置します。
都 市 緑 地			主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置します。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とします。
緑 道			災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置します。
国 営 公 園			一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう配置します。

出典：埼玉県の都市公園 2015

6 用語解説

【アルファベット】

BOD	(Biochemical Oxygen Demand) 生物化学的酸素要求量のことで水質指標の一つ。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものの。
CO	一酸化炭素。主に物の不完全燃焼により発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼすといわれている。
ISO14001	国際標準化機構 (ISO) が定めた、環境マネジメントシステムの国際規格。計画と検証を繰り返す PDCA サイクルを特徴とする。
NO ₂	二酸化窒素。物の燃焼により NO が発生し、大気中で酸化されて NO ₂ となる。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるといわれている。
PDCA サイクル	計画 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action) のプロセスを順に実施し、改善を次の計画に結び付け、継続的に改善していく手法のこと。
PM2.5	直径 2.5 μ m (マイクロメートル: μ m = 100 万分の 1 m) 以下の微粒子のこと。粒子径が小さいため、肺の奥まで達し、沈着する可能性が高く、ぜんそくや肺がんなど人への影響が懸念されている。 ※正確には PM _{2.5} と表記されますが、本計画では PM2.5 と表記します。
PRTR	(Pollutant Release and Transfer Register) 化学物質排出移動量届出制度。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表するしくみ。
SO ₂	二酸化硫黄。無色、有刺激臭の有毒な気体で、人体の粘膜質、特に気道を刺激する。亜硫酸ガスともいい、硫黄分の燃焼に伴って生じる。
SPM	大気中に浮遊する粒子状物質。主に、工場、自動車等から排出される。大気中に比較的長時間滞留し、高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。
VOC	揮発性有機化合物。常温常圧で揮発する有機化学物質の総称で、洗浄剤や溶剤、燃料等に広く利用されている。公害や健康被害をもたらす。

【ア行】

アスベスト	石綿。天然に産する鉱物繊維で、建設資材や機械部品、家庭用品等に幅広く使われていた。飛散したものが肺に吸入されると、20～40年ほどの潜伏期間を経て、重大な健康被害をもたらす。
アプリ	アプリケーション・ソフトウェアの略。スマートフォン等のOS(基本ソフト)上にインストールして利用するソフトウェア。
アメニティ	快適な環境のこと。生活する場所が、安全、健康的、便利、快適な状況をいう。
一般廃棄物	廃棄物処理法の定めで産業廃棄物に該当しない廃棄物。家庭やオフィスのごみが主である。
ウェスタ川越	市、県、民間事業者により整備され、平成27(2015)年春に川越駅西口にオープンした複合拠点施設。
エコアクション21	ISO14001をベースとして環境省が策定した、環境マネジメントシステム。
エコストア・ エコオフィス	簡易包装やはかり売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減を積極的に行っている店や事業所を、市が認定するもの。
エコチャレンジ スクール	ISO14001を模した学校教育プログラム。環境保全の身近な行動について目標を立て、実践と検証を行う。
エコチャレンジ ファミリー 認定事業	市が貸し出す電力を測る機器を使用して、数値を実感しながら省エネ活動に取り組む家族を「エコチャレンジファミリー」と認定することで、省エネの取組を広げる事業。
エコドライブ	緩やかな発進や加減速の少ない運転など、環境負荷の少ない運転方法。
エコロジカル・ ネットワーク	人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的につないだ生態系のネットワーク。
延焼・類焼	延焼とは、火事などが燃え広がって焼けること。類焼とは、他から出た火事が燃え移って焼けること。
オープンスペース	都市の中の建物がない空間のことで、快適性や防災に欠かせないものとして公共的な価値が位置付けられる。
オルソ画像	空中写真の歪みを正射投影により補正した画像。
温室効果ガス	太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙へ逃げる熱を吸収する性質をもつ気体のこと。二酸化炭素、メタン等がある。

【カ行】

街区公園	最も身近に存在する公園であり、住民による散策、休養等の日常的な利用に供される公園のこと。
河岸跡	河川の岸辺で、舟から人や荷物の揚げ降ろしをした場所を河岸といい、その跡地のことをいう。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を併せて処理する浄化槽。
環境アドバイザー制度	環境に関する有識者や活動実践者を登録し、講演会や観察会等に講師として派遣する制度。
環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。
環境基本法	国の環境政策の枠組みを示す基本的な法律。平成 5 年 11 月に施行された。
環境経営	事業者として、環境問題に積極的に取り組み、環境負荷を低減させることで、社会的責任を果たそうとする経営手法。
環境指標	環境の状況、環境に対する市などの取組の状況を表すものさし。
環境審議会	市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法第 44 条に基づき設置される機関。
環境配慮商品	原材料の調達、製造、流通過程等における環境負荷の低減に資するよう配慮された商品。
環境負荷	汚染に代表されるような、環境に悪影響を与える働きのこと。
環境保全型農業	可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称。
環境マネジメントシステム	Environmental Management System（EMS）のこと。組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営のしくみ。
涵養	地表の水（降水や河川水）が帯水層に浸透し、地下水が供給されること。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	（Intergovernmental Panel on Climate Change）世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により 1988 年に設立された国連の組織。地球温暖化に関する科学的、技術的、社会経済的な知見から、包括的な評価を行っている。
九都県市指定低公害車	関東の 9 つの都県市が、九都県市低公害車指定制度により指定した低公害車。
近隣公園	都市公園法が定める公園で、主に近隣に居住する者の利用を目的とする。
グリーン購入	素材から製造、利用、廃棄にいたる様々な部分で、有害性や資源消費などの環境への負荷が低減されるように配慮を行った製品を優先的に購入すること。

健康項目	水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質。
光化学 オキシダント	自動車の排気ガスや工場の煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こして発生するオゾン等の酸化力の強い物質であり、光化学スモッグの原因となる。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域など公共の用に供される水域や水路。
小江戸	江戸時代に栄え、その伝統や文化が現在まで受け継がれているまち。
こどもエコクラブ	子どもたちの興味や関心に基づいて、家庭、学校、地域など、身近でできる環境活動に取り組むクラブ。
コミュニティ 道路	都市内の裏通りなどで最小限の自動車の通行を可能にしつつも速度を抑えるよう道路構造を工夫した歩行者・自動車共存の道路。

【サ行】

最終処分場	ごみに焼却や分別等の処理を行ったものや、じかに運び込まれた廃棄物を処分する場所・施設・設備。本市では、小畔の里クリーンセンターと市外の処分場を利用している。
再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等がある。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法、同法施行令で定められた 20 種類の廃棄物及び輸入された廃棄物。
酸性雨	硫酸酸化物、窒素酸化物が雨と作用し、雨水が酸性化され、pH5.6 以下になったもの。土壌や湖沼の酸性化、樹木の枯死、建築物の劣化等の影響をもたらす。
自主防災組織	災害に対して地域住民が、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、住民の自発的意思により結成された組織。
持続可能な開発のための教育（ESD）	（Education for Sustainable Development）一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育。
指定緊急避難場所	災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所のこと。
自転車シェアリング事業	自転車を共同で利用するしくみのこと。市の中心市街地を中心に、自転車の貸し出しや返却を行う駐輪場（ポート）を設置している。

市民農園	生活の楽しみや健康づくり等のために野菜や花を栽培する場として、農業者でない人々に提供される農地。
市民の森	緑の環境を保全するため、川越市民の森指定要綱により指定し、市が管理しながら市民に公開している。おおむね 3,000㎡以上の雑木林等が対象。
市民緑地	土地の所有者が市民に緑地として土地を提供することを支援するとともに、緑地の保全を推進するため、土地所有者からの申し出に基づき、地方公共団体等がその土地の所有者と契約して、一定期間市民の利用を目的として設置・管理する緑地。
住区基幹公園	都市公園法が定める公園のうち比較的近隣の住民を対象にしたもので、街区公園、近隣公園、地区公園がある。
重要伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群保存地区のうち、特に価値が高いと国が判断し選定されたもの。
樹林地	樹木が密生している場所であり、植生により自然林、二次林（雑木林）等に分類できるとともに、地形からは平地林、斜面林等に分類できる。
循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。
生産緑地	市街化区域内において、災害の防止、都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された土地のこと。
生態系	あらゆる生き物と、それらを取り巻く大気、水、土等の無機的な環境とを総合したまとまり（システム）。
生物環境指標	生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物を用いて自然環境の動向を評価する指標のこと。
生物多様性	全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。
生物多様性地域戦略	地域特有の生物多様性を守るとともに持続可能な利用を総合的かつ計画的に進めるため、地域ごとに策定する計画のこと。
千 t - CO ₂	二酸化炭素の排出量を表す単位。ここでは、温室効果ガスの量を二酸化炭素に換算した場合の量を表す。
雑木林	樹林地のうち、薪炭材の供給源としてクヌギやコナラ、エゴノキ等を中心として、人々の生活とともに成立してきた樹林。

【タ行】

ダイオキシン類	極めて毒性の強い有機塩素系化合物で、ダイオキシン類特別措置法に定めるものは、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニル。
多極ネットワーク型の都市構造	市の中心的な拠点だけではなく、それ以外にも鉄道駅の周辺などに、人口、産業、行政機能、医療施設等が集約した拠点が複数あり、市の中心的な拠点とそれ以外の拠点及び各拠点が互いに公共交通等でアクセスできる都市構造のこと。
多自然型	自然の働きや生き物の生息が保たれるような配慮がなされる工法。
地域活動ゾーン	快適な都市活動を図るため、鉄道駅を中心とした活動的な市街地を位置付けたもの。
地球温暖化	人間の活動に伴い二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象。
地球環境問題	地球規模で広がり、人類の将来にとって脅威となっている環境問題。複数の問題が複雑に絡みあっている。
地区計画	住民の意向を反映させながら、建築物の用途、形態等に関する制限を定め、地区の特性に応じた計画的なまちづくりを進める手法のこと。
地産地消	地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組のこと。
地中熱利用システム	地中に存在する熱エネルギーを利用した機器のこと。外気と年間を通して温度変化の少ない地中との温度差を利用して冷暖房等を行うもの。
中核市	地方自治法に基づく、人口 20 万人以上を要件とする地域の中核的都市機能を備えた都市のこと。指定を受けると、保健衛生や都市計画など政令指定都市に準じた権限が都道府県より移譲される。
中間処理施設	収集した廃棄物を最終処分場に埋め立てる前に、資源回収、破碎、焼却などすることにより、無害化・減容化する施設。
調整池	降雨等による一時的な河川の増水を避けるため、住宅地等の開発に伴い設置される池のうち、下水道施設のもののうち、下流に設置されるもの。
調節池	降雨等による一時的な河川の増水を避けるため、住宅地等の開発に伴い設置される池のうち、河川管理施設のもののうち、下流に設置されるもの。
つばさ館	循環型社会形成推進基本法の基本原則にのっとり、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）、の 3R を推進するため、市民、民間団体、事業者と連携し、環境啓発・体験学習・交流活動等の拠点となる施設。資源化センターに設置されている。
適応策	（気候変動への適応策）既に起こりつつある気候変動の影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うこと。
低炭素社会	二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

電子マニフェスト	排出事業者が収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物の処理状況を確認するために作成する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の情報を電子化し、これらの3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りするしくみ。
伝承木	古くからの言い伝えやいわれのある樹木。
伝統的建造物群保存地区	城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図るための制度。文化財保護法及び都市計画法により、市町村が指定する。
登録有形文化財	届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度。建築後50年以上を経過した歴史的建造物等を対象に、地方自治体からの推薦等により文化庁が登録する。
特定外来生物	海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。
都市基幹公園	都市公園法が定める公園のうち住民全般を対象にしたもので、総合公園、運動公園がある。
都市景観形成地域	川越の特色を表す地域やこれからの川越の都市景観を創出していく地域を指定し、それぞれの地域の都市景観の特性を考慮しながら、地域の方々と行政が協働しながら、重点的、かつ、きめ細かに都市景観の形成を図る地域のこと。
都市景観重要建築物等	川越市都市景観条例に基づき、川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等を指定する制度。
都市公園	都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園または緑地。身近な街区公園、文化財を活用する歴史公園、運動に供する運動公園などの種類がある。
都市生活型公害	特定の工場ではなく、都市の活動や住民の生活に起因する公害。
土地区画整理事業	土地の区画を整え、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、宅地の利用の増進を図る事業のこと。

【ナ行】

内水	河川の水を外水というのに対し、堤防の内側に降った雨水のことを内水（ないすい）という。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した基本構想に示す効率的かつ安定的な農業経営を目指して、農業経営のための計画を作成し、市町村の認定を受けた者。
ネイチャーゲーム	自然を相手に遊ぶことを通して、自然と共存することの大切さを学ぼうとする方法のひとつ。
熱回収	廃棄物焼却時に発生する熱エネルギーを発電やその他の熱利用に有効利用すること。
燃料電池	水素と酸素の化学反応により発電する装置。
農業集落排水処理施設	公共下水道が未整備である市街化調整区域の農業集落における下水処理施設。生活環境の改善と農業用排水及び公共用水域の水質保全を図ることができる。平成 27（2015）年度現在、鴨田地区と石田本郷地区に設置している。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県が指定を行う、農業の健全な発展のために農業振興を図るべき地域。
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が指定を行う、農業振興地域内において今後とも相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域。

【ハ行】

パークアンドライド	中心市街地の道路混雑を緩和するために、マイカーで市街地へ向かう途中で、バスなどの公共交通に乗り換える交通体系のこと。
パートナーシップ	様々な人々や団体が、公平な役割分担を基本として、協力や連携を行うこと。
花いっぱい運動	市民の身近な緑を守り、増やし、育てることにより、美しいまちづくりを行うとともに、緑と花を愛する心を育て、緑化の推進及び保全に関する市民意識を高めることを目的とする運動のこと。
ヒートアイランド現象	都市部の気温が周辺の郊外に比べて高くなる現象。
ビオトープ	野生の生き物の繁殖・生育や餌とり、休息・移動等に必要とされる空間。
人・農地プラン	農業における人と農地の問題を解決するため、地域の話し合いを基に地域における農業プラン（未来設計図）を市が作成するもの。
ふるさと緑の景観地	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、埼玉を象徴する緑を形成している地域を保全するため県が指定するもの。
ふれあい収集	ひとり暮らしの高齢者・身体障害者で、自分でごみを集積所に持ち出すことが困難な方を対象に、自宅に直接出向いて収集を行う事業。

ポケットパーク	市街地の中で、休息の場の確保や景観の向上等の広場的機能をもつ小規模な公園。
保存樹木	緑の環境を保全するため、市街化区域内の樹木で特に必要と認めたものを、川越市保存樹木等の指定等に関する要綱により指定している。
保存樹林	緑の環境を保全するため、市内各地に存在する樹木の集団で特に必要と認めたものを、川越市保存樹木等の指定等に関する要綱により指定している。
ホルムアルデヒド	刺激臭のある無色の気体で、皮膚炎や中毒、化学物質過敏症等の影響をもたらす。消毒剤や防腐剤、樹脂原料等に広く使われている。

【マ行、ヤ行】

緑のアドバイザー	市民の緑に関する様々な相談（植物病理から草花の手入れまで）に応じる相談員の総称。
緑の基金	市内の緑化の推進及び緑地の保全を図るために積立を行う基金のこと。
緑の募金	森林整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動を助成することを目的とした募金のこと。
緑のリサイクル	公園や街路樹等の管理により発生した枝や葉を、公園内の舗装等に用いるチップや堆肥等に再利用するしくみ。
民間団体	行政や企業活動とは異なる、非営利の民間の立場から、社会貢献に向けた活動を行う団体。
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。
モニタリング	日常的、継続的に監視を行い、記録に残すこと。
湧水	水循環の過程で地下水が地表に現れたもの。
優良産廃処理業者 認定制度	通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。
ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

【ラ行、ワ行】

緑地協定	住民相互の合意の下、市町村長の認可を受けて定める緑地の保全、緑化を図るための協定。
リサイクル (Recycle)	廃棄されるものを原料・材料・燃料等として再生すること。
リスク コミュニケーション	主に化学物質の環境リスクに関する知識や情報を市民、事業者、民間団体、行政が共有し、意見を相互に交換し意志疎通を図ろうとするもの。
リデュース (Reduce)	ものを無駄なく使い、捨てる部分を減らすこと。
リユース (Reuse)	不具合を直したり、人に譲ったりして、不用品を再び利用すること。
歴史的風致	地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきている良好な市街地環境のこと。
歴みち事業	歴史的地区環境整備街路事業の略称で、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の改善を図る街路整備。
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。
ワークショップ	講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習のこと。

第三次川越市環境基本計画 川越市緑の基本計画 (平成28年3月改定版)

■発行 川越市 平成 28 年 3 月

■編集 川越市環境部環境政策課

〒 350-8601 埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1

T E L 049-224-5866 (直通)

F A X 049-225-9800

E-mail kankyoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp

U R L <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>



川越市



時が人を結ぶまち川越



リサイクル適性 
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。